

令和6年度版

# 清掃のあらまし



令和6年（2024年）12月

茅ヶ崎市環境部

# 目 次

<b>第1章 総説</b>	
1 茅ヶ崎市の概要	1
2 茅ヶ崎市の清掃事業の沿革	2
<b>第2章 環境部の機構</b>	
1 組織図	12
2 環境部の人員内訳	12
3 事務分掌規則	13
<b>第3章 清掃事業の予算・決算</b>	
1 令和5年度決算	15
2 令和6年度当初予算	15
3 令和5年度清掃関係決算総括表	16
<b>第4章 ごみ関係事業</b>	
1 収集	19
2 中間処理	20
3 最終処分	20
4 施設の所在地	20
5 ごみ処理施設と機材	22
6 ごみ処理の流れ	25
<b>第5章 統計</b>	
1 人口とごみ排出量の推移	26
2 ごみ排出量の推移	27
3 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移	27
4 資源物量の内訳	28
5 資源物売却代金の推移	29
6 燃やせないごみ・大型ごみからの資源化量	30
7 リサイクル率	30
8 ごみ処理に係る費用	30
9 家庭系燃やせるごみの内訳・分別状況	31
10 発電（サーマルリサイクル）	31
11 不法投棄対策	32
12 犬・猫等動物の死体処理	32
13 安心まごころ収集	32
14 ダイオキシン類測定結果	33
<b>第6章 ごみの減量化・資源化事業</b>	
1 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会	34
2 茅ヶ崎市環境指導員	34
3 ごみの減量化と資源化対策	34
4 焼却残渣の有効利用	37
5 リサイクル品の出張展示	37
6 啓発活動	38
<b>第7章 し尿関係事業</b>	
1 収集	42
2 処理	42
3 し尿処理施設	42

4 し尿処理量の推移 .....	43
5 し尿処理の流れ .....	43
6 し尿処理手数料 .....	44

## 第8章 美化運動推進事業

1 環境美化推進事業 .....	45
2 民間団体補助事業 .....	45
3 海岸清掃事業 .....	45

## 第9章 参考資料

○ 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 .....	47
○ 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則 .....	60
○ 適正処理困難物の指定について .....	84
○ 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会規則 .....	85
○ 茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金条例 .....	87
○ 令和6年度ごみと資源物の分け方・出し方 .....	88

# 第1章 総説

## 1 茅ヶ崎市の概要

### (1) 位置と地勢

### (2) 人口と世帯数の推移

## 2 茅ヶ崎市の清掃事業の沿革

# 1 茅ヶ崎市の概要

## (1) 位置と地勢

神奈川県の中南部、東経139度24分、北緯35度19分に位置し、東京から西に50kmあまり、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、南は海岸線約6kmに及ぶ相模湾、そして北は寒川町と接しています。面積は35.76km<sup>2</sup>、東西6.94km、南北7.60kmで、周囲は30.46kmに及んでいます。県下19市のうち7番目に面積が小さく、市北部の丘陵のほかは、平坦な地形となっています。市内には、小出川、千ノ川、駒寄川のほか、小糸川の源流が流れており、また、平塚市との境には相模川があります。気候は四季を通じて温暖で、夏涼しく冬暖かい快適な環境です。



## (2) 人口と世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年度	世帯数 (世帯)	人口(人)			備考
		総数	男	女	
平成21年	93,716	234,114	115,740	118,374	
平成22年	93,445	235,081	115,245	119,836	国勢調査人口
平成23年	94,324	235,659	115,358	120,301	
平成24年	95,262	236,093	115,414	120,679	
平成25年	96,339	237,065	115,785	121,280	
平成26年	97,479	237,826	116,126	121,700	
平成27年	97,944	239,424	116,904	122,520	国勢調査人口
平成28年	99,112	240,046	117,071	122,975	
平成29年	100,278	240,618	117,254	123,364	
平成30年	101,941	242,003	117,872	124,131	
令和元年	102,867	241,887	117,749	124,138	
令和2年	102,532	242,389	117,608	124,781	国勢調査人口
令和3年	104,132	243,406	117,993	125,413	
令和4年	105,611	244,091	118,160	125,931	
令和5年	107,275	245,534	118,904	126,630	

## 2 茅ヶ崎市の清掃事業の沿革

年月日	機構・法令	ごみ	し尿
昭和 29年11月	茅ヶ崎市清掃条例制定		
32年 7月		塵芥焼却場萩園に完成（固定バッチ炉15t/日）	
33年 4月			し尿収集・運搬を委託
35年 7月		焼却炉増設（固定バッチ炉 15t/日）	
37年 4月	清掃課を設置		
39年 3月		焼却炉増設（固定バッチ炉 30t/日）	
6月			し尿処理施設完成（100k1/日）
40年 1月		可燃ごみ週2回収集市内全域開始	
42年10月	部制民生部清掃課となる		
44年 4月		芹沢第1埋立地埋め立て開始（6,515㎡）	
46年 3月		芹沢第1埋立地埋め立て完了	
4月		芹沢第2埋立地埋め立て開始（13,154㎡）	
5月		焼却炉完成（ストーカ炉150t/日）	
47年 4月	茅ヶ崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定	粗大ごみ・不燃ごみ収集市内全域開始	
7月	生活環境部に部名を変更		
49年 3月			し尿処理施設増設（70k1/日）
5月		芹沢第2埋立地埋め立て休止	
6月		芹沢第3埋立地埋め立て開始（25,423㎡）	
52年 8月	環境美化センターが生活環境部清掃課から独立	粗大ごみ処理施設完成（50t/5h）	
54年 7月	環境整備課に課名を変更		

年月日	機構・法令	ごみ	し尿
昭和 56年 4月		産業廃棄物最終処分場設置（芹沢第2埋立地）	
5月		焼却炉完成 （流動床炉150t/日）	
57年 3月			し尿処理三次処理施設完成
58年 8月			汚泥肥料設備完成
59年 4月		祝祭日収集開始	
6月		廃乾電池分別収集開始	
60年 7月		大型ごみを戸別収集（申込制）に変更	
61年 3月		芹沢第3埋立地埋め立て完了 堤一般廃棄物最終処分場完成（18,868㎡）	
62年 4月		不燃ごみを25日に1回収集に短縮	
平成 3年 3月		収集部門管理棟・車庫完成	
4月	環境美化センターに清掃事業所・収集事務所新設 生活環境部に廃棄物処理施設建設事務所を新設		
10月		産業廃棄物最終処分場廃止（芹沢第2埋立地）	
11月		新焼却処理施設建設着工（ストーカ炉360t/日）	
5年 2月		資源ごみ選別処理施設完成（20t/5h）	
3月		資源ごみ隔週定曜日収集市内全域開始	
4月	組織改正により環境部に環境保全課・ごみ減量課・清掃施設計画課・収集事務所・清掃事業所を新設		
5月	茅ヶ崎市斎場開設		
6月	茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例一部施行		
7月	茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会設置		寒川町し尿処理施設建設に係る事務委託

年月日	機構・法令	ごみ	し尿
平成 5年 8月		牛乳パック回収開始（市内各公共施設 11ヶ所）	
9月	茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）施行		
6年 1月		清掃事業所でのフロン回収を開始	
4月		ごみ通信ちがさきの発行	
7年 9月	組織改正により清掃施設計画課を廃止		寒川町美化センター試験稼働
10月	条例改正（一般廃棄物処理手数料の改定）	大型ごみ有料化 1個につき（500円） 一般廃棄物処理施設に直接搬入 事業活動に伴い排出（1キログラムにつき15円）に改定 新焼却処理施設完成（全連続燃焼式ストーカ炉 360t/日）	
12月			寒川町美化センター完成
8年 1月			寒川町にし尿処理事務委託（寒川町美化センターの本稼働）
4月		リサイクル品展示室開設 西浜小学校に生ごみ処理機設置（平成14年3月廃止）	
9月		清掃事業所での余剰電力の売電開始	
9年 4月	茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を作成		
10年 4月		燃せるごみ・燃せないごみ・資源ごみの袋を透明または乳白色の半透明袋に変更	
11月		ペットボトルのモデル地区での収集開始	

年 月 日	機 構 ・ 法 令	ご み	し 尿
<p>平成11年12月 ～ 12年 3月 4月</p> <p>13年10月</p> <p>14年 4月</p> <p>6月</p>	<p>組織改正によりごみ対策課に課名を変更 組織改正により環境政策課を新設</p> <p>条例改正（一般廃棄物処理手数料の改定）</p> <p>家庭用電動式生ごみ処理機購入費補助金の要綱制定</p> <p>組織改正により清掃施設整備課を新設</p> <p>条例改正（「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例」制定による一部改正）</p>	<p>平成12年4月からの新分別収集に伴い、市内全地区で説明会を実施</p> <p>新分別収集開始（燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん・かん、ダンボール、ペットボトル、新聞ちらし、本・雑誌・雑紙、衣類・布類、飲料用紙パック、大型ごみ）</p> <p>一般廃棄物処理施設に直接搬入 100キログラム未満（500円）、100キログラムのもの（1,000円）、100キログラムを超えるもの（1,000円に10キログラムを増すごとに100円を加算）に改定</p> <p>家庭用電動式生ごみ処理機購入費補助の開始</p> <p>浜之郷小学校に生ごみ処理機設置（平成30年3月廃止）</p> <p>緑が浜小学校に生ごみ処理機設置（平成30年3月廃止）</p> <p>飲料用紙パックの拠点回収を廃止し資源物の集積場所にて分別収集を開始</p> <p>燃やせるごみの収集を全地区週2回とする</p>	<p>し尿の収集及び浄化槽清掃に関する事務が、環境保全課からごみ対策課へ移管</p>

年月日	機構・法令	ごみ	し尿
10月		寒川町の可燃ごみの焼却 処理開始	
平成15年 3月	茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ） 処理基本計画を作成		
9月		鶴が台小学校に生ごみ処 理機設置（平成30年3 月廃止）	
16年 3月		堤十二天最終処分場完成	
4月	組織改正により清掃施設整 備課をごみ対策課に統合	堤十二天最終処分場供用 開始 指定法人へペットボトル の再商品化業務委託開始	
6月	条例改正（し尿）		確認カードの廃止
10月		こども110番パッカー くんを開始	
11月		ペットボトルの圧縮梱包 施設完成 ペットボトルの圧縮梱包 処理委託の開始	
17年 4月	ごみ対策課から収集事務所 へ事務一部移管 （ごみ分別等排出指導に関 すること。）		
18年 4月	条例改正（資源抜き取り禁 止）	プラスチック製品の一部 を燃やせないごみから燃 やせるごみに変更 ダンボールの収集委託を 開始	
19年 4月	組織改正により収集事務所 と清掃事業所を環境事業セ ンターに統合	びん・かん、ペットボト ルの収集委託を開始	
20年 1月	三者協調型資源物回収制度 の開始		
3月	一般廃棄物（ごみ・生活排 水）処理基本計画改訂 湘南東ブロックごみ処理広 域化実施計画策定	安心まごころ収集制度の 開始	

年月日	機構・法令	ごみ	し尿
平成20年 4月	条例改正（一般廃棄物処理手数料の改定）	<p>大型ごみ（一辺の長さがおおむね50センチメートルを超え2メートル未満で特定大型ごみを除く）（1個につき500円）</p> <p>特定大型ごみ（安楽椅子、鏡付き化粧だんす、書棚、食器棚、寝台、卓、たんす、机で一辺の長さがおおむね50センチメートルを超え2メートル未満）（1個につき1,000円）</p> <p>特定粗大ごみ（一辺の長さがおおむね50センチメートル以下のもので定期の収集により難しいガス調理機器、暖房機器（灯油又は出ずを燃料とするものに限る。）、タイヤチェーン（金属製のものに限る。）、鉄壺鈴）（1個につき500円）</p> <p>一般廃棄物処理施設に直接搬入 事業活動に伴い排出（10キログラムにつき200円）に改定</p>	
22年 4月	組織改正により資源循環課に課名を変更	市内一部地域でびん・かん・ペットボトルのコンテナ・ネット収集モデル事業開始	
23年 4月		市内一部地域でプラスチック製容器包装類・廃食用油・金属類の資源物収集モデル事業開始	
24年 3月		市内全域でびん・かん・ペットボトルのコンテナ・ネット収集試行開始 寒川広域リサイクルセンター完成	

年 月 日	機 構 ・ 法 令	ご み	し 尿
平成24年 4月		寒川広域リサイクルセンター本稼働開始 市内全域でびん・かん・ペットボトルのコンテナ・ネット収集開始 市内全域でプラスチック製容器包装類・廃食用油・金属類（指定10品目）の収集開始	
25年 3月	茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画改訂		
25年 10月		使用済小型家電（指定17品目）実証事業の収集開始	
26年 4月		大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみの民間業者へ収集委託を開始	
27年 4月		寒川町の不燃ごみの処理開始	
		9月 ごみ焼却施設基幹的設備改良工事着工	
28年 8月		イオンリテール株式会社との提携による使用済小型家電の回収開始	
		10月 蛍光管等分別収集開始（茅ヶ崎市） リネットジャパン株式会社との提携による使用済	
	12月 湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画改訂	小型家電の回収開始	
29年 4月	組織改正により環境事業センターに施設整備担当課長を新設 茅ヶ崎市が保健所政令市に移行したことに伴い、自動車リサイクル法に関する事務が、神奈川県から資源循環課へ移管	粗大ごみ処理施設の運営管理の民間委託を開始 蛍光管等分別収集開始（寒川町）	し尿の収集及び浄化槽清掃に関する事務が、資源循環課から環境保全課へ移管

年月日	機構・法令	ごみ	し尿
平成30年 10月	条例改正（一般廃棄物処理手数料の改定）	一般廃棄物処理施設に直接搬入100キログラム未満（600円）、100キログラム（1,200円）、100キログラムを超えるもの（1,200円に10キログラムを増すごとに120円を加算）、事業活動に伴い排出（10キログラムにつき240円）に改定	
平成30年 3月	茅ヶ崎市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画改訂 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本計画策定	ごみ焼却施設基幹的設備改良工事完了 リサイクル品展示室閉鎖	
平成31年 12月		堤十二天最終処分場埋立期間延長 環境事業センター旧ごみ焼却処理施設上屋解体工事着工	
平成31年 3月		環境事業センター旧ごみ焼却処理施設上屋解体工事完了	
令和2年 3月	茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針策定 茅ヶ崎市災害廃棄物処理計画策定		
令和2年 7月		環境事業センター旧ごみ焼却処理施設地下部解体工事着手	
令和3年 3月		生ごみ処理容器設置事業廃止	

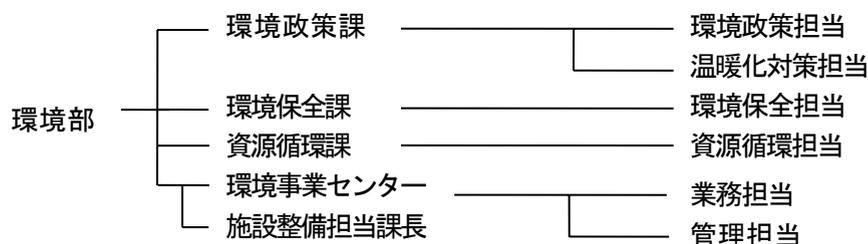
年 月 日	機 構・法 令	ご み	し 尿
令和 3年 4月   3年 4月 ~ 4年 3月 4年 3月  4年 4月	茅ヶ崎市環境基本計画策定 茅ヶ崎市・寒川町気候非常 事態宣言を表明   湘南東ブロックごみ処理広 域化実施計画改定  条例改正（一部追加及び一 般廃棄物処理手数料の改定 ）	剪定枝の収集運搬業 務、処分業務の委託を 開始  金属類の指定品目 8 品 目に変更  生ごみ処理容器購入費 補助を家庭用生ごみ処 理機購入費補助と統合 令和 4年 4月 1 日から の「ごみ有料化」の周 知を実施   一般廃棄物の排出方法 （指定収集袋の使 用）、調査、改善勧告 を追加  指定収集袋（一般家 庭） 5リットル袋（1 袋につき 10 円）、1 0リットル袋（1袋につ き 20 円）、20リッ トル袋（1袋につき 4 0 円）、40リットル 袋（1袋につき 80 円）（事業活動に伴い 排出するもの） 20リ ットル袋（1袋につき 150 円）、40リッ トル袋（1袋につき 3 00 円）  大型ごみ（1個につき 700 円）  特定大型ごみ（1個に つき 1,400 円）  特定粗大ごみ（1個に つき 700 円）  一般廃棄物処理施設に 直接搬入するもの 1 00キログラム以下の	

年月日	機構・法令	ごみ	し尿
令和 5年 3月		<p>もの（1, 400円に10キログラムを増すごとに140円を加算）、事業活動に伴い排出（10キログラムにつき280円）に改定</p> <p>安心まごころ収集制度の要件を緩和</p> <p>燃やせるごみ収集運搬業務の一部委託を開始</p>	し尿処理広域化方針の策定

# 第2章 環境部の機構

- 1 組織図
- 2 環境部の人員内訳
- 3 事務分掌規則

## 1 組織図



## 2 環境部の人員内訳

(令和6年4月1日現在)

区分	事務系	技術系	技能系・労務系	合計
環境政策課	7	1	0	8
環境保全課	4	4	0	8
資源循環課	6	3	0	9
環境事業センター	8	6	70	84
合計	25	14	70	109

\*派遣職員含む。

\*再任用職員・会計年度任用職員は含まない。

### ごみ処理関係（環境事業センター）人員内訳

事務系	技術系	収集	計量	処分場	合計
8	6	63	3	4	84

\*焼却施設運転管理業務、粗大ごみ処理施設運転管理業務、最終処分場浸出水処理施設関連業務、大型ごみ等収集運搬業務、資源物収集運搬業務、剪定枝収集運搬業務は委託

### 3 事務分掌規則

#### 環境政策課

- (1) 環境政策の企画、調査研究及び総合調整に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 茅ヶ崎市環境マネジメントシステムに関すること。
- (4) 地球環境の保全に関すること。
- (5) 自然保護思想の啓発及び普及に関すること。
- (6) 太陽光発電設備普及啓発基金の寄附採納に関すること。
- (7) 市の鳥に関すること。
- (8) 部内の事務事業の総合調整に関すること。
- (9) 部内の重要事業の進行管理に関すること。
- (10) 部内業務の事務能率の増進に関すること。
- (11) 部内の課長会議その他会議に関すること。
- (12) 部内の連絡に関すること。

#### 環境保全課

- (1) 公害防止対策の計画及び連絡調整に関すること。
- (2) 騒音を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (3) 水質汚濁の防止に係る常時監視等に関すること。
- (4) 悪臭を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (5) 公害防止統括者等の選任の届出の受理等に関すること。
- (6) 振動を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (7) 土壌汚染対策に係る調査及び報告等に関すること。
- (8) 汚染土壌処理業に関すること。
- (9) 地下水採取の許可及び届出書の受理等に関すること。
- (10) 大気汚染の防止に係る監視及び規制等に関すること。
- (11) 公害の発生予防及び防止の指導に関すること。
- (12) 公害の調査、測定及び分析に関すること。
- (13) 公害事案の処理に関すること。
- (14) 浄化槽の設置の届出の受理等に関すること。
- (15) 浄化槽保守点検業者の登録及び指導に関すること。
- (16) 環境美化事業に関すること。
- (17) 空地等(他の所管に属するものを除く。)の浄化推進に関すること。
- (18) 公衆便所(他の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (19) 尿尿の収集及び浄化槽清掃に関すること。
- (20) 一般廃棄物処理手数料(尿尿及び浄化槽の汚泥に係るものに限る。)の賦課、徴収及び減免に関すること。

#### 資源循環課

- (1) ごみの減量化及び資源化施策の推進及び広報に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設の設置及び廃止に関すること。
- (3) 一般廃棄物の収集処理計画に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理業に関すること。
- (5) ごみ減量化・資源化基金の寄附採納に関すること。
- (6) 一般廃棄物の統計の総括に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理施設見学の調整及び連絡に関すること。

- (8) 一般廃棄物処理施設との連絡調整に関すること。
- (9) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の規定による関連事業者の登録、許可及び指導に関すること。
- (10) ごみの減量化、資源化等に係る各部課かいたの連絡調整に関すること。

#### 環境事業センター

- (1) ごみの処理に関すること。
- (2) ごみの搬入の許可に関すること。
- (3) ごみの収集運搬に関すること。
- (4) ごみの分別等排出指導に関すること。
- (5) ごみの集積場所の設置指導に関すること。
- (6) ごみの不法投棄の防止に関すること。
- (7) 事業系一般廃棄物の調査に関すること。
- (8) 犬猫等の死体の処理に関すること。
- (9) 一般廃棄物処理手数料（別に定めるものを除く。）の賦課、徴収及び減免に関すること。
- (10) ごみの焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び最終処分場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (11) 作業用自動車の管理及び運用に関すること。
- (12) 環境事業センターの維持管理に関すること。

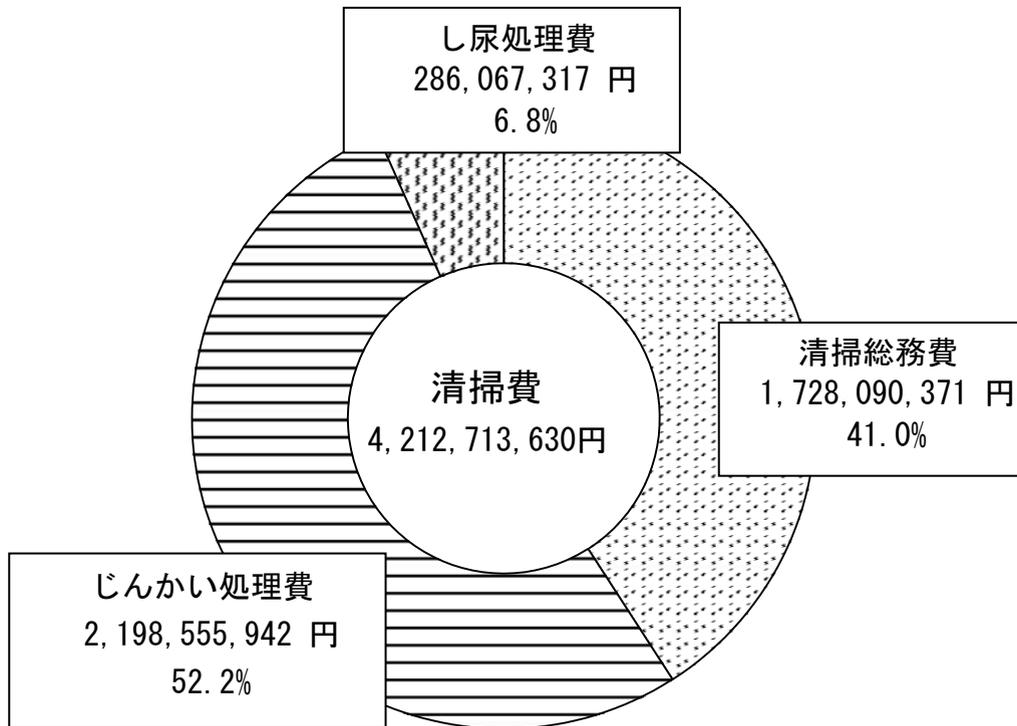
# 第3章 清掃事業の予算・決算

- 1 令和5年度予算
- 2 令和6年度当初予算
- 3 令和5年度清掃関係決算総括表
  - (1) 歳入
  - (2) 歳出

## 1 令和5年度決算

令和5年度の一般会計決算の総額は87,417,954,706円でそのうち清掃費（ごみ処理及びし尿処理）は、4,212,713,630円で、総額に占める割合は、約5.07%です。

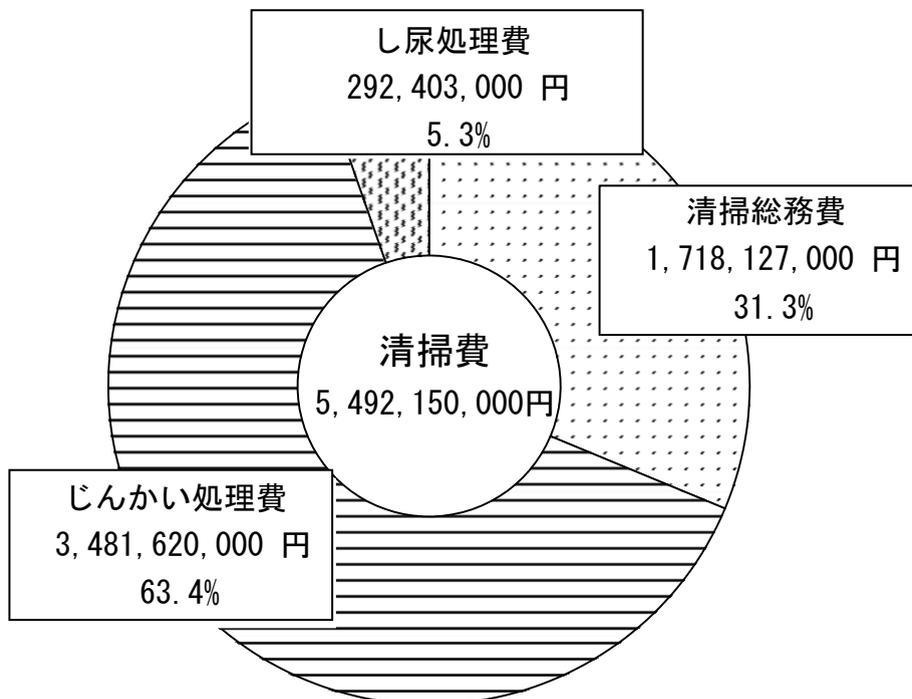
内訳は、図のとおりです。



## 2 令和6年度当初予算

令和6年度の一般会計予算の総額は93,230,000,000円でそのうち清掃費（ごみ処理及びし尿処理）は、5,492,150,000円で、総額に占める割合は、約5.89%です。

内訳は、図のとおりです。



### 3 令和5年度清掃関係決算総括表

#### (1) 歳入

(単位：円)

款・項・目	節		備 考
	区 分	金 額	
14 使用料及び手数料		986,379,531	
1 使用料		1,925,371	
3 衛生使用料	2 清掃使用料	1,925,371	1 建物使用料 1,737 2 土地使用料 1,923,634
2 手数料		948,453,160	
2 衛生手数料	1 保健衛生手数料 2 清掃手数料	288,720 948,164,440	8 浄化槽保守点検業者登録手数料 288,720 1 一般廃棄物(ごみ)処理手数料 919,736,630 2 一般廃棄物(し尿)処理手数料 28,015,810 3 一般廃棄物処理業許可申請手数料 400,000 4 自動車再資源化処理手数料 12,000
3 証紙収入		36,001,000	
1 証紙収入	1 証紙収入	36,001,000	1 大型ごみ処理手数料 36,001,000
15 国庫支出金		3,328,000	
2 国庫補助金		3,328,000	
3 衛生費国庫補助金	2 清掃費補助金	3,328,000	1 廃棄物処理施設整備交付金 3,328,000
16 県支出金		36,727,000	
2 県補助金		36,727,000	
3 衛生費県補助金	3 市町村自治基盤強化総合補助金	36,727,000	1 広域連携事業補助金 36,727,000
17 財産収入		11,471,564	
1 財産運用収入		23,317	
2 利子及び配当金	1 利子収入	23,317	10 ごみ減量化・資源化基金利子 23,317
2 財産売払収入		11,448,247	
2 物品売払収入	1 物品売払収入	11,448,247	1 不用物品売払収入 11,448,247
18 寄附金		647,000	
1 寄附金		647,000	
4 衛生費寄附金	1 衛生費指定寄附金	647,000	2 ごみ減量化・資源化基金寄附金 647,000
19 繰入金		360,448,000	
2 基金繰入金		360,448,000	
8 ごみ減量化・資源化基金繰入金	1 ごみ減量化・資源化基金繰入金	360,448,000	1 ごみ減量化・資源化基金繰入金 360,448,000
21 諸収入		713,363,621	
4 受託事業収入		127,880,964	
2 衛生費受託事業収入	2 清掃費受託事業収入	127,880,964	1 ごみ焼却処理施設運営管理受託事業収入 127,880,964
5 雑入		585,482,657	

	2 雑入	3 衛生費雑入	585,482,657	2 広告掲載料	2,366,000
				5 ごみ発電余剰電力売電収入	272,539,683
				6 有価物売却代	233,049,210
				7 リサイクル協会拠出金	73,377,323
				10 粗大ごみ処理施設整備事業費負担金	2,644,258
				15 粗大ごみ処理施設整備事業費負担金（繰越分）	745,569
				90 その他雑入	760,614
	合計		2,112,364,716		

## (2) 歳出

(単位：円)

款・項・目	節		備 考
	区 分	金 額	
4 衛生費		4,212,713,630	
2 清掃費		4,212,713,630	
1 清掃総務費		1,728,090,371	
1 報酬		270,000	10 職員給与費 831,298,431
2 給料		401,293,345	20 清掃総務管理経費 249,555,752
3 職員手当等		296,127,898	30 環境指導員関係経費 255,262
4 共済費		133,877,188	40 ごみ減量化・資源化基金積立金
11 需用費		461,705	646,980,926
12 役務費		48,727,653	
13 委託料		200,125,775	
14 使用料及び賃借料		51,381	
19 負担金補助及び交付金		155,000	
23 償還金利子及び割引料		19,500	
25 積立金		646,980,926	
2 じんかい処理費		2,198,555,942	
1 報酬		25,484,522	10 環境事業センター管理経費 95,752,486
3 職員手当等		4,204,890	20 収集運搬経費 190,390,445
4 共済費		2,885,597	1 収集業務経費 190,390,445
9 旅費		595,142	30 動物死体処理経費 3,604,700
11 需用費		380,158,947	40 不法投棄防止事業費 493,743
12 役務費		17,601,679	50 焼却炉経費 710,609,303
13 委託料		1,405,281,173	60 粗大ごみ処理施設経費 121,349,409
14 使用料及び賃借料		49,966,001	70 最終処分場経費 268,733,196
15 工事請負費		16,320,000	80 ごみの減量化・資源化推進費 37,057,416
16 原材料費		3,106,576	90 分別収集事業費 484,274,175
18 備品購入費		0	100 広域リサイクルセンター管理運営経費
19 負担金補助及び交付金		292,624,515	260,143,429
27 公課費		326,900	110 粗大ごみ処理施設整備事業費
			21,274,640
			120 粗大ごみ処理施設整備事業費（繰越分）
			4,873,000
3 し尿処理費		286,067,317	
1 報酬		748,215	10 し尿処理事業経費 162,072,674
11 需用費		315,584	20 し尿処理施設管理運営経費負担金
12 役務費		410,000	123,994,643
13 委託料		156,989,515	
14 使用料及び賃借料		2,366,760	
19 負担金補助及び交付金		125,237,243	
23 償還金利子及び割引料		0	

# 第4章 ごみ関係事業

- 1 収集
- 2 中間処理
- 3 最終処分
- 4 施設の所在地
- 5 ごみ処理施設と機材
  - (1) ごみ処理施設
  - (2) 機材
- 6 ごみ処理の流れ

## 1 収集

昭和40年から市内全域の生ごみ（2回／週）及び粗大ごみ（1回／3ヶ月）の収集を、ステーション方式により実施しました。平成7年度からは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物〈びん、かん〉、大型ごみ（予約制戸別収集：有料）の4分別収集を実施してきましたが、平成12年度にごみの分別を拡大し、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物〈びん・かん、ペットボトル、ダンボール、飲料用紙パック、新聞・チラシ、本・雑誌・雑紙、衣類・布類〉、大型ごみの4種10分別収集となりました。

その後、平成23年度から市内全域において、びん、かん、ペットボトルをコンテナ・ネットによる収集に変更し、平成24年度から市内全域において、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定10品目）の収集を開始しました。平成25年度から市内の公民館など15カ所に回収ボックスを設置し、使用済小型家電（指定17品目、令和元年度より回収ボックス投入口に入るものに変更）の回収を開始し、コミュニティセンターやイオン2店舗などでの設置拡大を経て、市内29カ所で回収しています。また、令和3年度から金属類を指定8品目に変更し、新たに剪定枝（予約戸別収集：無料）の収集を開始しました。

現在は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ（特定大型ごみ、特定粗大ごみを含む）、資源物〈びん、かん、ペットボトル、古紙類（ダンボール、飲料用紙パック、新聞・チラシ、本・雑誌・雑紙）、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定8品目）、使用済小型家電、剪定枝〉の4種13分別収集となっています。

また、平成19年度から、ごみや資源物を集積場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に玄関先などからの戸別収集を行い、併せて収集するときには一声掛け、安否確認も行う「安心まごころ収集」を開始しています。

ごみ・資源物の収集は、環境事業センター（業務担当）による収集のほか、平成19年度から資源物の全てについて、茅ヶ崎市資源分別回収協同組合による収集委託を開始し、平成26年度からは大型ごみの収集と受付業務についても委託を開始しました。また、令和4年度からは、燃やせるごみの一部地区についても収集委託を開始しています。

ごみ集積場所（ステーション）の数は、燃やせるごみ8,724カ所、燃やせないごみ7,015カ所と資源物（びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定8品目））3,681カ所となっています。（令和6年4月1日現在）

犬猫等の死体処理は、環境事業センター（業務担当）で申込みを受け付けた後、株式会社動物愛護の会に委託しています。

令和4年度より燃やせるごみ、燃やせないごみに対して指定収集袋での排出（ごみ有料化）を開始しました。

## 2 中間処理

収集されたごみや資源物は、環境事業センター（管理担当）または寒川広域リサイクルセンターへ搬入されます。燃やせるごみは焼却し、燃やせないごみ・大型ごみは、粗大ごみ処理施設で圧縮・破碎した後に、可燃物については焼却しています。なお、燃やせないごみ・大型ごみの中には鉄類など資源化できるものが多く含まれているため、処理する前後に手選別及び磁選機にて抽出し、資源化しています。

また、資源物をより有効に利用するため、寒川広域リサイクルセンターにおいて、びん及びプラスチック製容器包装類は手選別し、スチールかんは磁選機によって、アルミかんはアルミ選別機によって選別・圧縮形成しています。さらに、ペットボトルについても、圧縮機で圧縮・梱包処理を行っています。

## 3 最終処分

中間処理後の焼却灰は、堤十二天一般廃棄物最終処分場等に埋め立て及び溶融処理等による再資源化を行っています。一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理をはかるためにも、ごみの減量化・資源化が重要な課題です。

## 4 施設の所在地



- < 環境事業センター 業務担当 >  
 茅ヶ崎市萩園 1085 番地      TEL 0467(57)0200    FAX 0467(86)6833
- < 環境事業センター 管理担当 >  
 茅ヶ崎市萩園 836 番地      TEL 0467(58)4299    FAX 0467(58)7330
- < 堤十二天一般廃棄物最終処分場 >  
 茅ヶ崎市堤 1300 番地外
- < 茅ヶ崎市資源分別回収協同組合 >  
 茅ヶ崎市今宿 829 番地      TEL 0467(57)8310    FAX 0467(82)5339
- < 寒川広域リサイクルセンター >  
 寒川町宮山 2524 番地      TEL 0467(74)5547    FAX 0467(74)5568
- < 寒川町美化センター >  
 寒川町田端 1578 番地-3    TEL 0467(74)3341    FAX 0467(74)3351
- < 株式会社都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所 >  
 茅ヶ崎市赤羽根 3895 番地    TEL 0467(55)2490    FAX 0467(55)2491



環境事業センター（業務担当）



環境事業センター（管理担当）



堤十二天一般廃棄物最終処分場



寒川広域リサイクルセンター

## 5 ごみ処理施設と機材

### (1) ごみ処理施設

#### 環境事業センター（ごみ焼却施設）

所在地	萩園836番地	
規模	敷地面積	18,978 m <sup>2</sup>
	建築面積	3,974 m <sup>2</sup>
完成年月日	平成7年9月30日	
総事業費	16,881,700千円	
処理方法	全連続燃焼式ストーカ炉	
処理能力	360 t/日 (120 t/日×3炉)	

#### 環境事業センター（粗大ごみ処理施設）

所在地	萩園836番地
規模	831.66 m <sup>2</sup>
完成年月日	昭和52年8月22日
総事業費	322,507千円
処理方法	CH10/1500型ハンマークラッシャー
処理能力	50 t/5H

#### 堤十二天一般廃棄物最終処分場（堤十二天埋立処分地）

所在地	堤1300番地外
規模	埋立面積 16,850 m <sup>2</sup> 埋立容量 186,000 m <sup>3</sup>
完成年月日	平成16年3月
処理方法	サンドイッチ及びセル方式
事業費	1,900,500千円

堤十二天一般廃棄物最終処分場（堤十二天浸出水処理施設）

所在地	堤1300番地外
規模	処理能力50 m <sup>3</sup> /日 調整槽容量 5,600 m <sup>3</sup>
完成年月日	平成16年3月
処理方法	凝集沈殿処理施設+砂ろ過+微量有害物質除去+下水道放流
事業費	640,500千円

堤十二天一般廃棄物最終処分場（堤十二天補完水処理施設）

所在地	堤1300番地外
規模	処理能力 80 m <sup>3</sup> /日
完成年月日	平成22年3月
処理方法	凝集沈殿処理施設+活性炭ろ過
事業費	30,314千円

寒川広域リサイクルセンター

所在地	寒川町宮山2524番地	
規模	敷地面積	12,063.90 m <sup>2</sup>
	建築面積	2,991.00 m <sup>2</sup>
完成年月日	平成24年3月	
建設事業費	1,490,874千円	
処理能力	55.5 t/日 (7.5H)	

株式会社都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所（剪定枝資源化施設）

所在地	茅ヶ崎市赤羽根3895番地
規模	6,190,93 m <sup>2</sup>
完成年月日	平成24年9月
処理能力	144 t/日

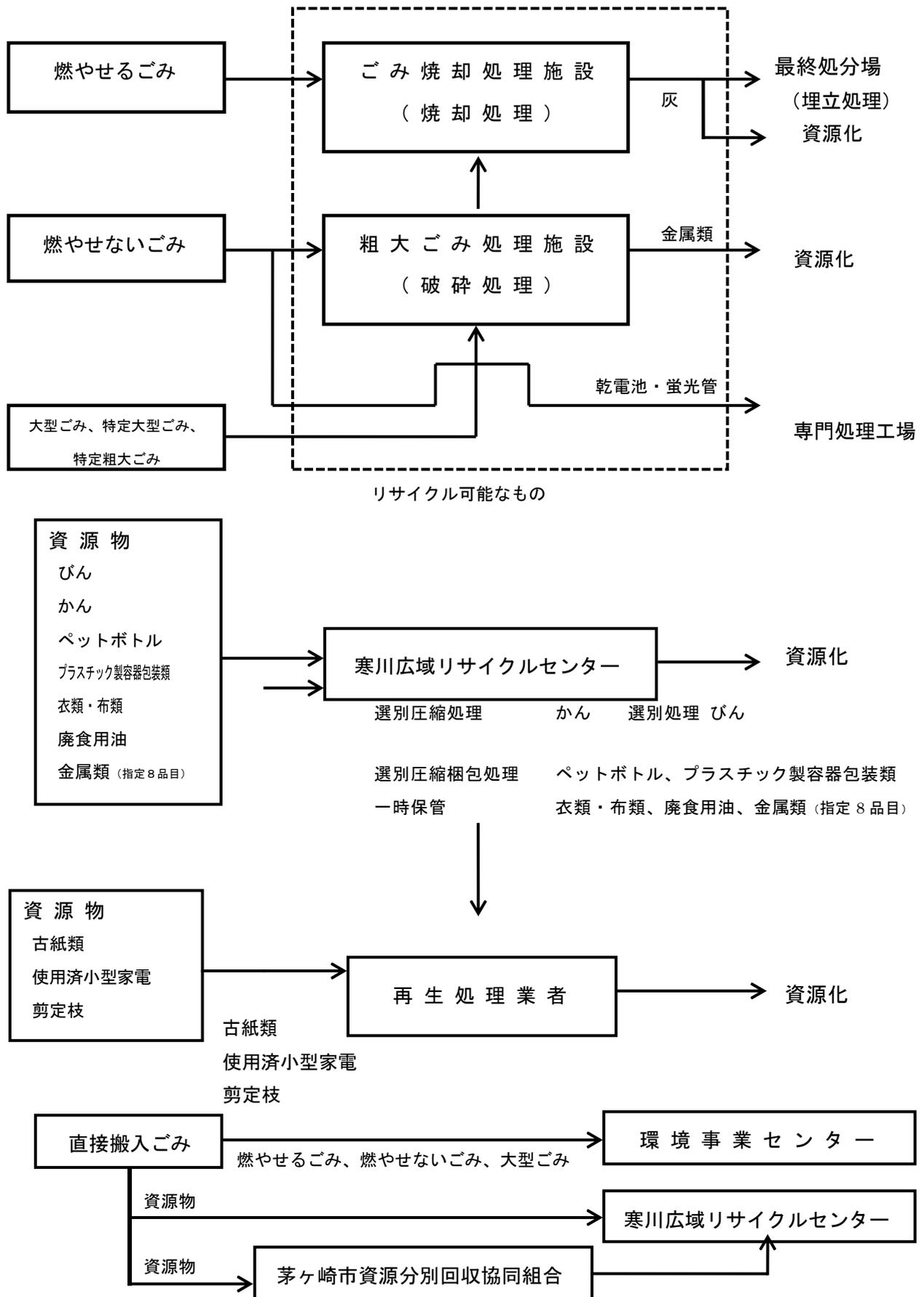
## (2) 機材

(令和6年4月1日現在)

管 理 場 所	機材及び保有台数
環境事業センター (業務担当)	2トンロードパッカー 32台
	2トンダンプ 5台
	軽四輪自動車 1台
	軽トラック 2台
	軽ダンプ 4台
	マイクロバス 1台
環境事業センター (管理担当)	4トンダンプ 2台
	バキュームカー 1台
	ショベルローダー 2台
	ペンチャー 1台
	フォークリフト 1台
	脱着装置付コンテナ車 2台
	軽四輪自動車 1台
	軽トラック 1台
	2トンロードパッカー 2台
最終処分場	4トンダンプ 1台
	10トンダンプ 1台

## 6 ごみ処理の流れ

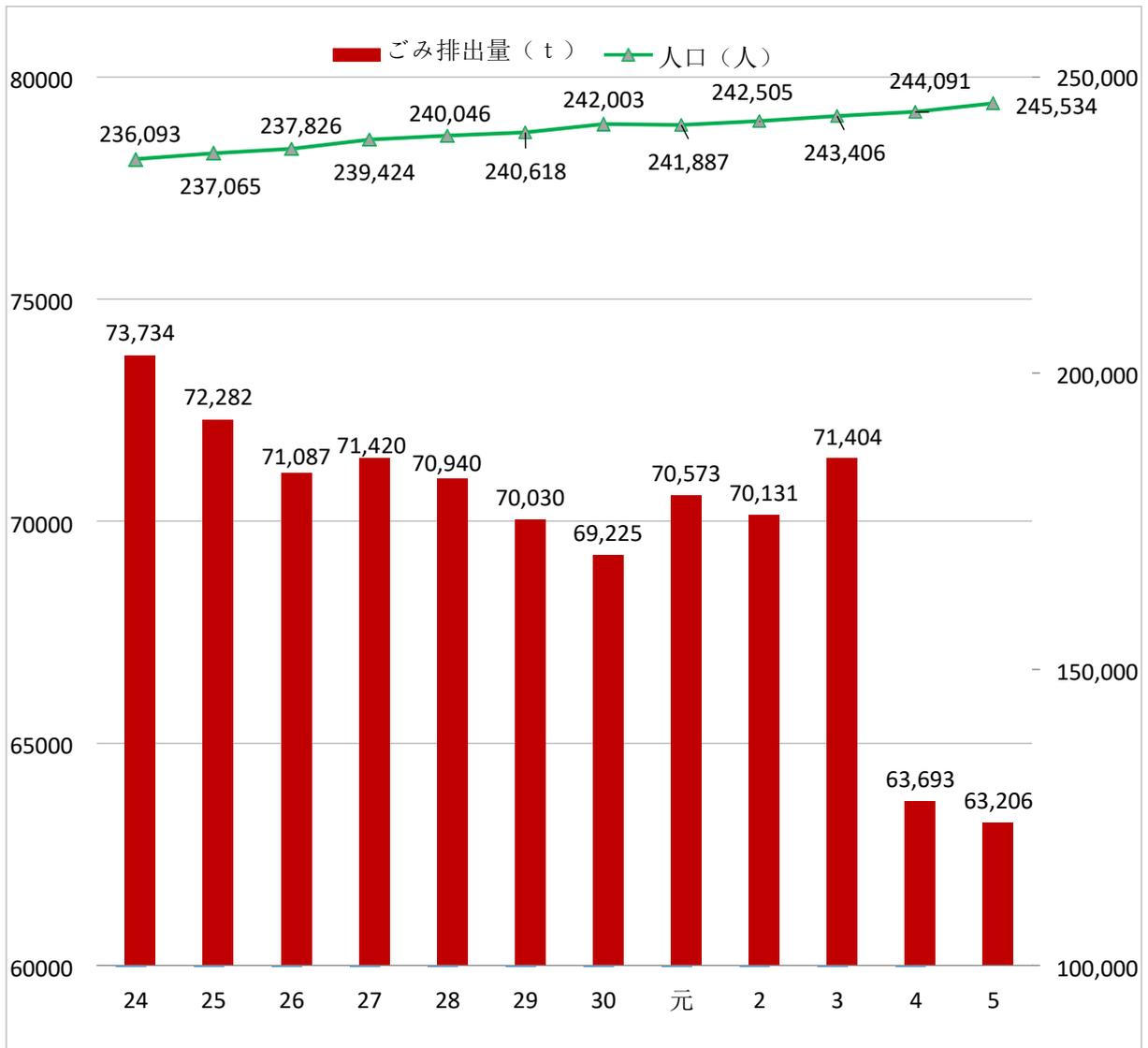
### 環境事業センター



# 第5章 統計

- 1 人口とごみ排出量の推移
- 2 ごみ排出量の推移
- 3 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移
- 4 資源物量の内訳
  - (1) 収集量
  - (2) 資源化量
- 5 資源物売却代金の推移
- 6 燃やせないごみ・大型ごみからの資源化量
- 7 リサイクル率
- 8 ごみ処理に係る費用
- 9 家庭系燃やせるごみの内訳・分別状況
- 10 発電（サーマルリサイクル）
- 11 不法投棄対策
- 12 犬・猫等動物の死体処理
- 13 安心まごころ収集
- 14 ダイオキシン類測定結果

# 1 人口とごみ排出量の推移



人 口 : 各年度 10 月 1 日現在  
 ごみ排出量 : 各年度実績値

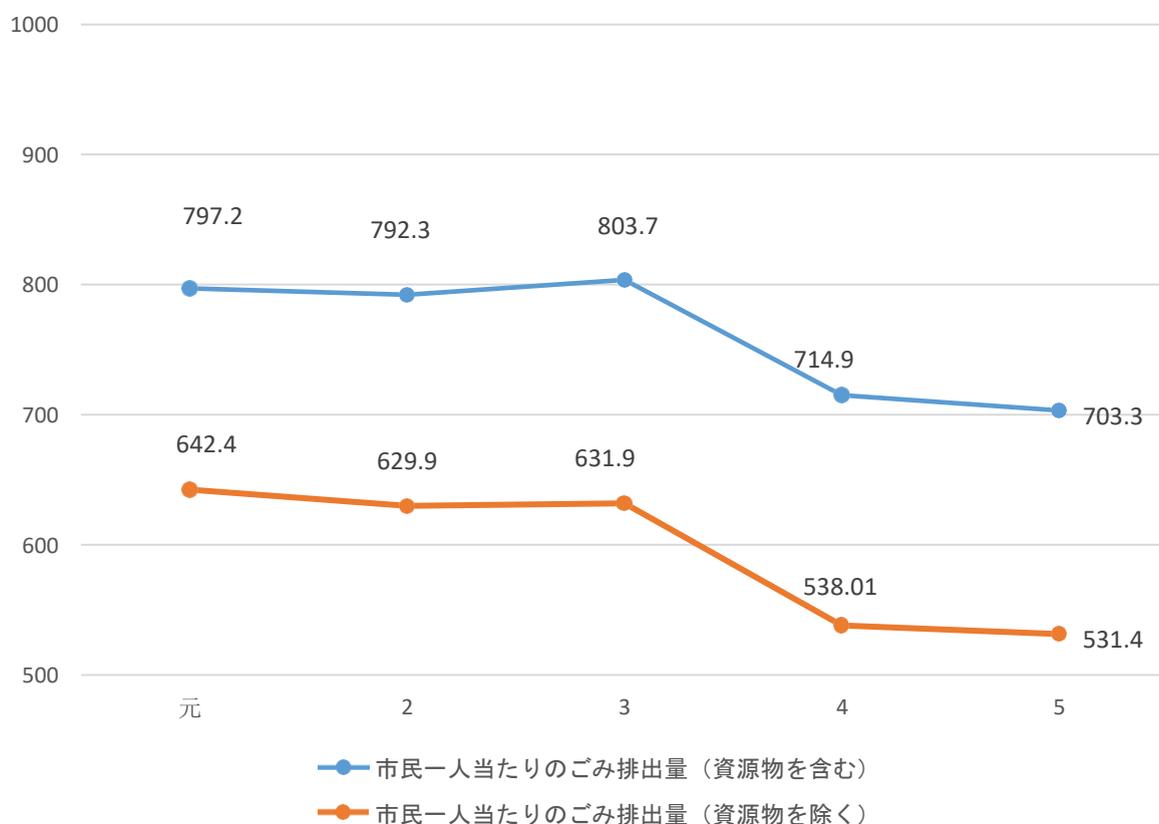
## 2 ごみ排出量の推移

(単位：t)

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市 収 集 分	燃やせるごみ		40,128	39,846	38,855	32,782	31,992
	燃やせないごみ		2,878	3,241	3,591	1,578	1,684
	大型ごみ		837	825	898	622	614
	資源物		13,234	13,945	14,263	14,808	14,369
	乾電池		40	43	43	35	40
	蛍光管		9	10	7	5	5
直 接 搬 入 分	家庭系	燃やせるごみ	0	0	0	0	0
	家庭系	燃やせないごみ	2,050	1,941	2,462	1,745	1,939
	家庭系	資源物	471	430	1,003	952	1,080
	事業系	燃やせるごみ	10,358	9,374	9,848	10,787	11,001
	事業系	燃やせないごみ	568	476	434	379	482
	合計		70,573	70,131	71,404	63,693	63,206

## 3 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移

(単位：g)



## 4 資源物量の内訳

### (1) 収集量

(単位：t)

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
びん		1,701	1,779	1,788	1,714	1,660
かん		699	752	750	690	675
ペットボトル		724	758	788	823	841
古紙類		6,804	6,905	6,985	7,108	6,831
ダンボール		2,747	3,020	3,090	3,136	3,106
新聞・チラシ		627	520	536	518	425
本・雑誌・雑紙		3,373	3,302	3,296	3,383	3,229
飲料用紙パック		57	63	63	71	71
衣類・布類		1,161	1,370	1,424	1,336	1,297
プラスチック製容器包装類		2,440	2,612	2,759	3,340	3,279
廃食用油		87	94	79	70	68
金属類		69	79	68	52	54
使用済小型家電		20	26	26	21	21
剪定枝		—	—	599	606	723
合計		13,705	14,375	15,266	15,760	15,449

※小数点第1位四捨五入

### (2) 資源化量

(単位：t)

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
びん		1,632	1,776	1,743	1,654	1,609
かん		684	740	730	688	662
ペットボトル		665	687	713	744	774
古紙類		6,814	6,904	6,986	7,108	6,831
ダンボール		2,748	3,019	3,090	3,136	3,106
新聞・チラシ		627	520	536	518	425
本・雑誌・雑紙		3,382	3,302	3,296	3,382	3,229
飲料用紙パック		57	63	64	72	71
衣類・布類		1,172	1,005	1,441	1,337	1,294
プラスチック製容器包装類		2,090	2,269	2,436	2,868	2,870
廃食用油		76	83	76	69	62
金属類		71	85	70	56	57
使用済小型家電		20	26	26	21	21
剪定枝		—	—	599	607	723
合計		13,224	13,575	14,820	15,152	14,903

## 5 資源物売却代金の推移

(単位：円)

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
びん	カレット	0	0	0	0	0
	リターナブルびん	134,601	151,725	110,989	0	0
かん		54,470,814	57,277,002	102,024,253	119,229,708	105,640,380
ペットボトル		0	0	0	0	0
古紙類		46,479,866	34,235,339	33,947,908	37,033,449	31,545,410
	ダンボール	23,671,718	16,471,533	16,789,318	20,498,865	20,672,585
	新聞・チラシ	5,178,749	2,863,893	2,954,800	3,648,349	3,307,479
	本・雑誌・雑紙	17,215,975	14,558,624	13,854,554	12,493,737	7,172,254
	飲料用紙パック	413,424	341,289	349,236	392,498	393,092
衣類・布類		4,484,561	551,913	419,048	31,319,345	71,194,092
プラスチック製容器包装類		0	0	0	0	0
廃食用油		1,513,941	1,646,324	1,612,212	2,567,435	4,521,465
金属類		2,522,207	3,137,402	5,311,646	4,937,622	4,416,972
使用済小型家電		474,124	239,145	260,750	273,294	1,172,086
剪定枝		—	—	0	0	0
合計		110,080,114	97,238,850	143,686,806	195,360,853	218,490,405

※金額は、当該年度4月から3月までの数値です。(ただし、古紙類のうち、茅ヶ崎市資源分別回収協同組合分のみ前年度3月から当該年度2月までの数値です。)

※古紙類については、茅ヶ崎市資源分別回収協同組合分(市収集分と直接搬入分)と寒川広域リサイクルセンター分(直接搬入分)を合算した数値です。

※公益財団法人日本容器リサイクル協会で再商品化の対象となるペットボトルとプラスチック製容器包装類の拠出金については、本表に計上していません。

※剪定枝については、資源化に伴う収益はありません。

## 6 燃やせないごみ・大型ごみからの資源化量

市で収集した燃やせないごみ・大型ごみの中には、資源化できるものが多く含まれていますので、処理する前に手選別及び磁選機により資源化を行っています。

(単位：t)

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鉄類		817	786	849	435	396
アルミ		10	8	11	6	6
その他		203	207	249	142	138
合計		1,030	1,001	1,109	583	540

※その他はステンレス、自転車、モーター、オーディオ等

## 7 リサイクル率

資源化は、資源物として排出された市収集資源物及び直接搬入された資源物の資源化量、燃やせないごみ・大型ごみからの資源回収量（磁選別、破碎前の資源化量）及び焼却残渣の有効活用（焼却後の灰の溶融等）があります。

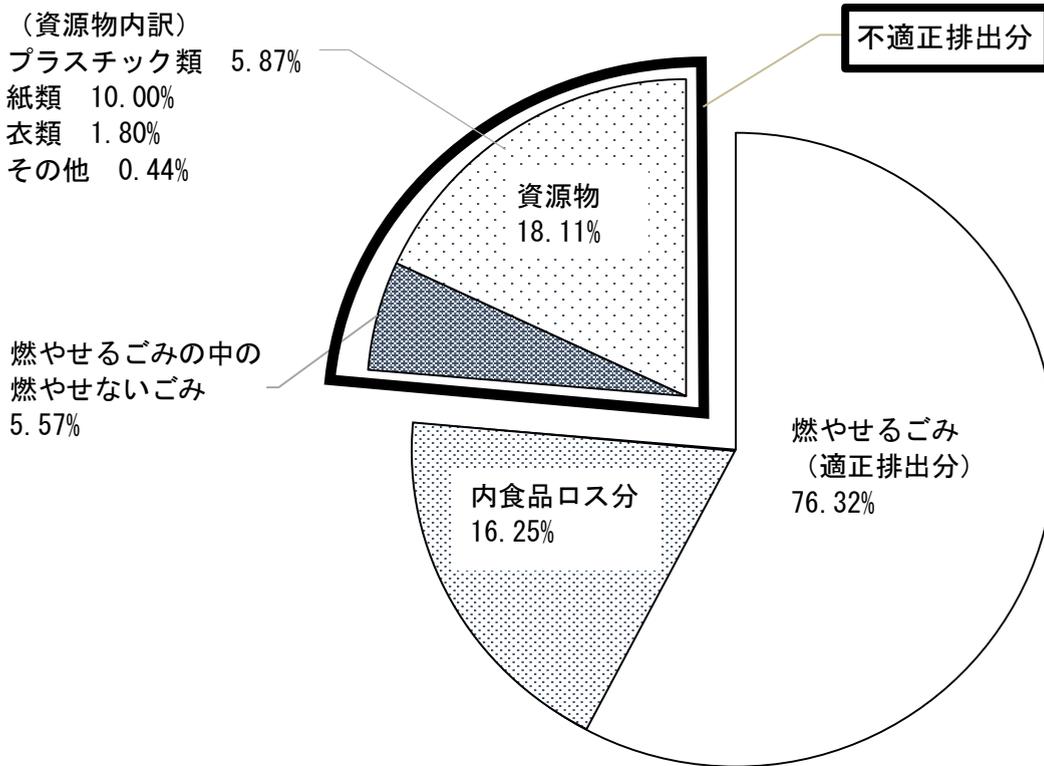
区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ排出量 (t)		70,573	70,131	71,404	63,693	63,206
資源化量	資源物の資源化量 (t)	13,224	13,575	14,820	15,152	14,903
	磁選別の資源化量 (t)	504	520	588	237	192
	破碎前の資源化量 (t)	579	536	571	385	393
	焼却残渣の有効活用 (t)	1,054	1,796	1,577	1,937	1,826
	リサイクル率 (%)	21.8	23.4	24.6	27.8	27.4

## 8 ごみ処理に係る費用

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口 (人)		241,887	242,389	243,406	244,091	245,534
ごみ処理量 (t)		70,573	70,131	71,404	63,693	63,206
ごみ処理経費 (千円)		3,459,372	3,136,779	3,276,598	3,956,544	3,273,501
市民1人当たりの処理経費(円)		14,302	12,941	13,461	16,209	13,332
1t当たりの処理経費 (円)		49,018	44,727	45,888	62,119	51,791

※人口は、各年度10月1日現在の数値です。

## 9 家庭系燃やせるごみの内訳・分別状況



※令和5年度に実施したごみ組成分析調査の結果です。

## 10 発電 (サーマルリサイクル)

ボイラーで発生した蒸気を利用して、蒸気タービン発電機 (出力: 3,000kW 平成29年度更新) を動かし発電することで、ごみ焼却炉から発生する熱エネルギーを有効利用しています。発電した電力は、環境事業センターの電力を賄うとともに、余剰電力については平成8年9月より電力会社へ売却しています。

また、発生した熱を環境事業センター内の給湯、冷暖房にも利用しています。

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発電出力 (kW)		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
発電量 (kWh)		20,950,815	21,285,028	20,626,355	18,792,403	17,224,377
売電量 (kWh)		12,840,065	13,201,611	13,022,116	11,412,889	10,297,529
売電額 (円)		152,377,316	149,373,334	109,684,769	157,554,924	272,539,683

## 1 1 不法投棄対策

ごみの不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、自然環境の破壊にもつながるので、絶対に許すことのできない行為です。市では、市民の快適な生活環境を守るため、不法投棄対策として、不法投棄者の監視や不法投棄防止用啓発看板・不法投棄防止用監視カメラ（ダミーを含む）の設置及び維持管理などを実施しています。市が管理すべき公有地等で啓発した件数は次のとおりです。

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数（件）		147	97	115	181	148
回収量（t）		20.6	21.4	18.2	9.3	9.4
警察通報（件）		7	6	7	7	4
看板設置数（枚）		16	9	13	17	24
カメラ設置数（基）		1	1	2	27	17



## 1 2 犬・猫等動物の死体処理

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通報件数（件）		539	497	499	496	528
処理件数（件）		523	470	475	460	497

## 1 3 安心まごころ収集

茅ヶ崎市では、高齢者や障害をお持ちの方など、ごみと資源物を集積場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、「安心まごころ収集」を実施しております。

「安心まごころ収集」は、ごみ及び資源物を玄関先等から戸別収集すると同時に、一声を掛け安否を確認することにより、その世帯の日常生活の負担を軽減し、在宅生活の継続を支援するサービスです。

区分	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績（世帯）		336	382	444	474	526

## 1.4 ダイオキシン類測定結果

ごみ焼却処理施設及び最終処分場に係るダイオキシン類の調査を行っています。その結果、両施設とも法令で定められた基準値を下回っています。

今後も継続して測定を行い、安心のできるごみ処理を続けていきたいと考えています。

(令和5年度)

測定場所			測定値	基準値	単位	
排ガス	ごみ焼却処理施設	1号炉煙突	夏 期	0.00020	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
			冬 期	0.00055		
		2号炉煙突	夏 期	0.00058		
			冬 期	0.00057		
		3号炉煙突	夏 期	0.00027		
			冬 期	0.00071		
排水	ごみ焼却処理施設	排水処理施設	原 水	1.5	—	pg-TEQ/L
			放 流 水	0.032	10	
	堤一般廃棄物最終処分場	浸出液処理施設	原 水	5.2	—	
			放 流 水	0.0047	10	
	堤十二天一般廃棄物最終処分場	浸出水処理施設	原 水	0.029	—	
			放 流 水	0.000028	10	
		補完水処理設備放流水	0.000027	10		
灰	焼 却 灰		0.048	3	ng-TEQ/g	
	飛 灰 ( 固 化 灰 )		1.2	—		
大気	堤十二天一般廃棄物最終処分場	北 側	0.010	0.6	pg-TEQ /m <sup>3</sup> N	
		南 側	0.011			
水質	堤一般廃棄物最終処分場	浸出液処理施設内	観測井戸	0.029	1	pg-TEQ/L
			管理棟横	埋立地井戸		
				遮水シート下		
	堤十二天一般廃棄物最終処分場	N 0 . 1	地下水	0.030		
		N 0 . 3	地下水	0.053		
			地下水集水管	0.026		
土壌	堤一般廃棄物最終処分場	北 側 え ん 堤	25	1,000	pg-TEQ/g	
		西 側 境 界	12			
	堤十二天一般廃棄物最終処分場	北 西 側	2.5			
		南 西 側	2.5			
	ごみ焼却処理施設	灰積出し場北側植え込み	10			

ng (ナノグラム) は10億分の1グラム

pg (ピコグラム) は1兆分の1グラム

m<sup>3</sup>N (ノルマル立方メートル) は0℃1気圧における1立方メートル

TEQは毒性等価濃度

# 第6章 ごみの減量化・資源化事業

- 1 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会
- 2 茅ヶ崎市環境指導員
- 3 ごみの減量化と資源化対策
  - (1) 資源回収推進地域補助金制度
  - (2) 家庭用生ごみ処理機購入費補助
- 4 焼却残渣の有効利用
- 5 リサイクル品の出張展示
- 6 啓発活動
  - (1) 「ごみと資源物の分け方・出し方」「ごみと資源物の収集カレンダー」の発行
  - (2) 「ごみ通信ちがさき」の発行
  - (3) ちがさき環境フェア
  - (4) 「きれいなちがさき条例」の啓発
  - (5) 環境学習
  - (6) 施設見学の実施
  - (7) 自治会向け出前講座
  - (8) ごみ減量・リサイクル推進店制度

## 1 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会

平成5年7月に茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会を設置し、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する事項について審議しています。

委員は12名、任期は2年です。

<構成>

- (1) 市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 環境指導員

<任期>

2年

## 2 茅ヶ崎市環境指導員

自治会長の推薦により環境指導員を市長が委嘱し、ごみの減量化・資源化推進事業への参加、協力及び推進指導をお願いしています。環境指導員の人数は、令和6年3月末現在で368名です。

<職務>

- (1) ごみ集積場所でのごみの分け方・出し方の指導
- (2) ごみの集積場所の管理等に関する指導
- (3) ごみの減量化・資源化及び排出指導等に関する会議・研修会等への出席
- (4) その他ごみに関する市及び自治会との連絡調整

<任期>

2年

## 3 ごみの減量化と資源化対策

資源を大量に消費すると、地球環境を脅かすさまざまな要因をつくり出します。資源の少ないわが国は、資源を有効に利用しなければなりません。

資源として再利用できるものをごみとして出さずに資源化することは、ごみの減量化になるとともに、省資源・省エネルギーにつながる大切なことです。

### (1) 資源回収推進地域補助金制度

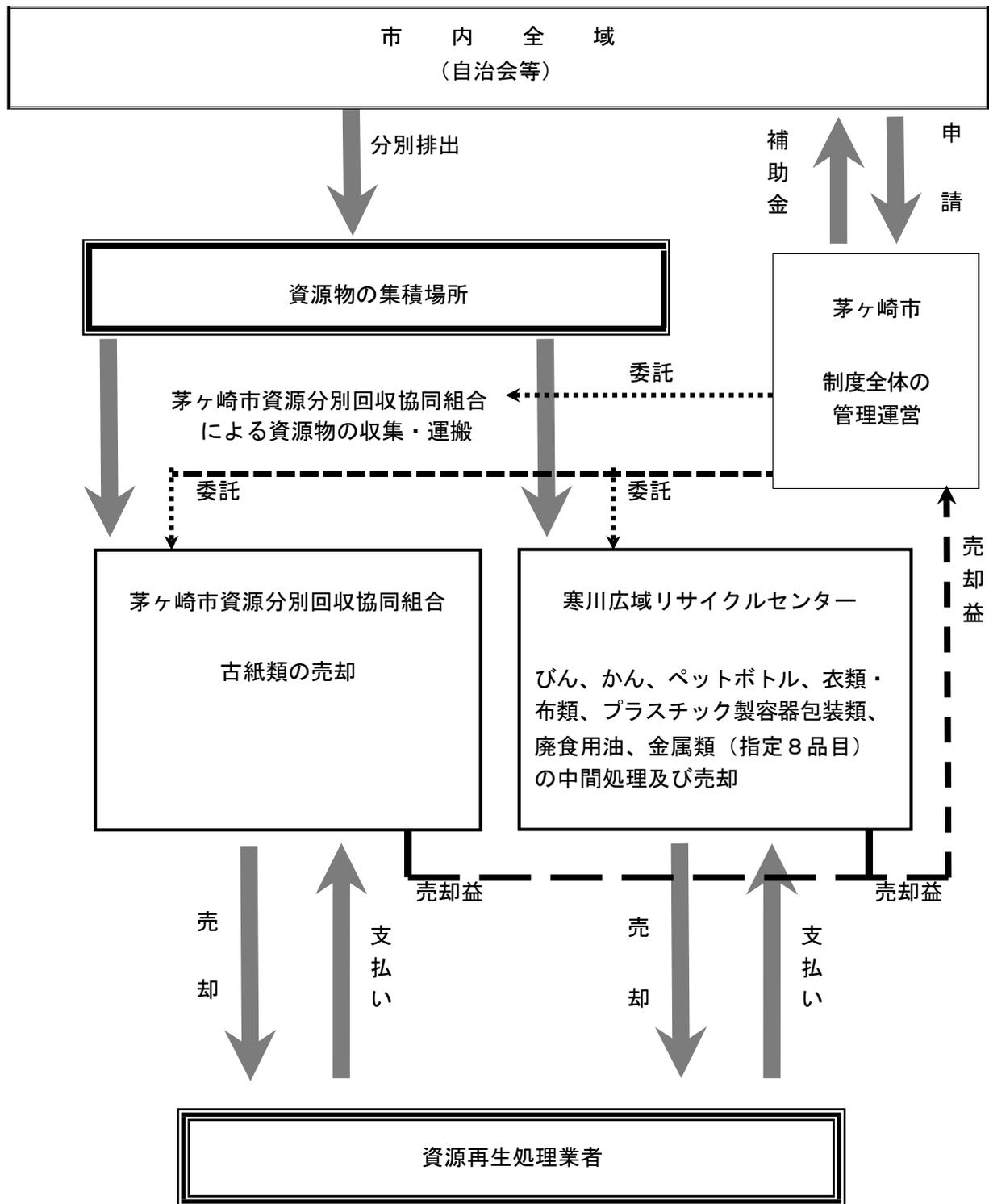
資源回収推進地域補助金制度は、廃棄物等の分別回収により焼却ごみの減量化と資源の有効利用の推進を図るために、平成20年1月から始めました。

本制度は、補助対象を市内の全自治会及び自治会に準ずる団体と定め、自治会区域内で回収された資源物の収集量に応じて、補助金を交付しています。市民一人一人に資源分別への意識を高めて頂いてごみの減量化・資源化を推進することと、より一層の地域コミュニティの活性化を目的としています。令和5年度には、135自治会に補助金を交付しました。

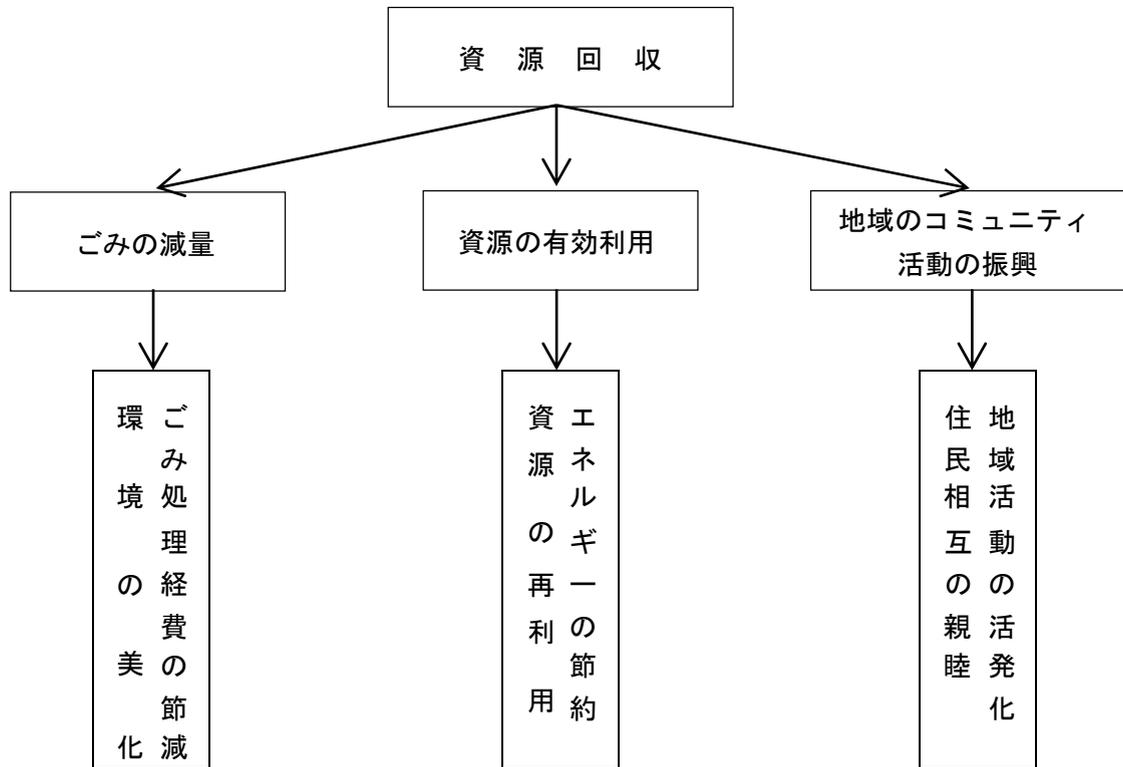
<補助金額>

分別排出した資源化できる廃棄物等の量、1キログラムにつき2,000円（令和4年4月1日変更）とします。（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）

<資源回収推進地域補助金制度の仕組み>



<資源回収推進地域補助金制度の効果>



(2) 家庭用生ごみ処理機購入費補助

平成12年度より、ごみの減量化・資源化の推進のため、家庭用生ごみ処理機の購入費の一部を補助しています。なお、令和3年度より、生ごみ処理容器の助成事業（平成3年度より実施）と統合したため、生ごみ処理容器、家庭用生ごみ処理機区別なく1世帯1台までで、購入金額の3分の1（上限2万5千円）を補助しています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生ごみ処理容器	台数(個)	72	68	88	88	18
	累計(個)	7,668	7,736	7,824	7,912	7,930
家庭用生ごみ処理機	台数(個)	40	45	194	146	84
	累計(個)	1,553	1,598	1,792	1,938	2,022

## 4 焼却残渣の有効利用

焼却残渣を高温で熔融固化することにより、得られた固化物（スラグ）は路盤材などに利用され、金属も回収され再資源化されています。その他、焼却残渣をセメントや人工砂の原料にしたりもしています。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
再資源化量(t)	1,054	1,796	1,577	1,937	1,826

## 5 リサイクル品の出張展示

収集した大型ごみの中から再利用が可能と思われる品物（主に家具類）を選別し、修理を行った後、市内のイベントにて展示し、抽選で提供する出張展示を行っています。

令和5年度は、市民活動団体との連携により、BRANCH茅ヶ崎2にて、リサイクル展示を3回（計12点）行い、また、環境に関する各種イベントにおいても、リサイクル展示を3回行い、リユースを推進しました。

申込件数は、合計51件となりました。また、自主財源を確保するため、リサイクル品当選者に対し「茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金」への積極的な寄附を呼び掛け、寄付金は、11,500円となりました。



<リサイクル品の出張展示の様子>

## 6 啓発活動

(1) 「ごみと資源物の分け方・出し方」「ごみと資源物の収集カレンダー」の発行  
ごみを正しく分別・排出していただくために、「ごみと資源物の分け方・出し方」及び「ごみと資源物の収集カレンダー」を年1回作成し、市内各世帯に配布しています。

(2) 「ごみ通信ちがさき」の発行

茅ヶ崎市のごみ事情について広く知っていただくため、令和5年度は、令和5年12月に発行し市内各世帯に配布しました。

(3) ちがさき環境フェア

市民団体、学校、事業者及び行政による環境活動のパネル展示、ワークショップなどを通じ、広く環境について理解を深めていただくための取り組みを行っています。令和4年度から消防 防災フェスティバルと同時開催をしています。

日 時	令和5年11月12日（日）午前10時から午後3時まで
場 所	茅ヶ崎市役所前広場、本庁舎1階市民ふれあいプラザ・4階会議室
主な内容	スペシャルイベント「気象予報士／防災士のくぼてんきさんと考える地球温暖化」、おもしろ環境教室、エコ体験コーナー、フードドライブ、おもちゃの修理、FKP不要品回収プロジェクト、リサイクル家具の展示、古本市、市民活動団体・事業者・行政等のパネル展示、スクールエコアクション活動展など

(4) 「きれいなちがさき条例」の啓発

空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨て、犬のふんの放置、深夜（午後10時～翌朝午前6時）における花火の実施などを禁止している「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例（愛称：きれいなちがさき条例）」啓発のため、看板の設置、ホームページ等での情報発信などの取り組みを実施しています。

## (5) 環境学習

環境問題に対する意識の向上を目的として、小・中学校で行われている総合学習やイベント等に協力し、講義や実地体験などを通じて、ごみの減量化・資源化の現状や問題点等を学んでもらっています。

また、ごみ関連学習及びごみ関連施設見学対象学年である小学4年生を対象として、茅ヶ崎市のごみの分別について理解するとともに、自分たちが出しているごみ・資源物がどのように処理されているか、再商品化（リサイクル）されているかを知ることにより、ごみの減量化・資源化を促すため、希望のあった小学校への出張環境学習を行っています。

### 【出張環境学習の主な内容】

- ・ごみと資源物について
- ・パッカー車について
- ・海洋ごみについて

年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
合計	5	1,269	5	491	11	1,320	14	1,431	10	1,130



ごみと資源物についての学習



パッカー車についての学習



海洋ごみについての学習

(6) 施設見学の実施

(単位：人)

年度 団体名	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	環境事業 センター	寒川広域リサイ クルセンター								
小学校	2,180	1,148	0	0	1387	945	1,011	570	1,935	1,173
中学校	12	49	0	0	24	45	1	0	7	31
行政関係	82	115	0	0	9	102	19	9	9	17
自治会	147	163	0	4	20	0	12	13	60	68
各種団体	17	42	0	2	33	54	0	0	34	61
その他	49	0	45	0	0	18	131	16	4	8
合計	2,487	1,517	45	6	1473	1,164	1,174	608	2,049	1,358

※寒川広域リサイクルセンターの施設見学者数は、団体施設見学者のみの人数となります。

(※個人施設見学者数については、申し込み不要のため、人数を把握していません。)

(7) 自治会向け出前講座

自治会での環境活動への取り組みの一環として、茅ヶ崎市のごみと資源物についての理解を深めてもらうため、自治会向けの環境学習会（出前講座）を実施しています。

【出張環境学習の主な内容】

- ・お茶碗一杯分のごみダイエットにチャレンジ

年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
合計	2	71	0	0	19	544	0	0	13	336

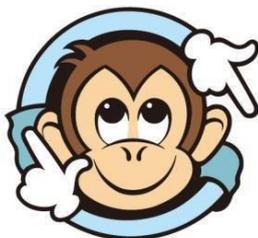
## (8) ごみ減量・リサイクル推進店制度

ごみの約6割が容器・包装類だといわれています。その容器・包装類を減らすため、平成7年10月より「ごみ減量・リサイクル推進店」制度を導入し、市民と販売店と市が相互に協力しながら簡易包装の推進とごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んでいます。

### <推進事業>

- ①包装の簡素化推進
- ②再生品の販売推進
- ③資源回収及び買換え古品の下取等の推進
- ④詰め替え用品等の無駄のない製品の販売推進
- ⑤その他のごみ減量・リサイクルの推進
- ⑥その他独自に行っているごみ減量・リサイクル推進事業

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
店舗数(件)	83	80	80	80	80



### リサル君

「ごみ減量・リサイクル推進店」のマスコットキャラクターです。リサイクルの言葉からサルをイメージして作られました。手が円を描くことによって、リサイクルを表しています。

# 第7章 し尿関係事業

- 1 収集
- 2 処理
- 3 し尿処理施設
- 4 し尿処理量の推移
- 5 し尿処理の流れ
- 6 し尿処理手数料

## 1 収集

し尿の収集業務は、昭和33年4月から業務委託により収集を開始しました。平成17年度より市内全域を委託業者1社（平成16年度は市内を南北に分け委託業者2社）により、定額制は20日に1回、従量制、臨時制、浄化槽汚泥は申込制により収集しています。

し尿等の収集量は、公共下水道（昭和38年度から着手）の普及と生活様式の近代化に伴い、年々減少しています。

また、公共下水道未整備地区においても家庭用浄化槽の普及により、し尿収集量は減少し、し尿収集量に対する浄化槽汚泥収集量の割合は、昭和56年度には浄化槽汚泥が26%であったものが、令和5年度では84.8%となり浄化槽汚泥の割合が増えています。

## 2 処理

収集されたし尿等は、平成8年1月から寒川町美化センター（寒川町に事務委託）にすべて搬入し、処理水は高負荷脱窒素処理方式で処理され、流域下水道に放流されています。

本市のし尿処理残渣については、茅ヶ崎市環境事業センターで焼却処分しています。

## 3 し尿処理施設

し尿処理施設は、広域的事務の一環として、平成5年度から7年度に茅ヶ崎市と寒川町の協同のし尿処理施設として、寒川町の旧し尿処理施設の跡地に建設されました。

施設名	寒川町美化センター
位置	寒川町田端1578-3
規模	敷地 8,264平方メートル
	施設 2,312平方メートル
完成年月日	平成7年12月25日
建設費	2,036,584千円
処理方式	高負荷脱窒素処理（循環加圧曝気処理方式）
処理能力	70k l / 日

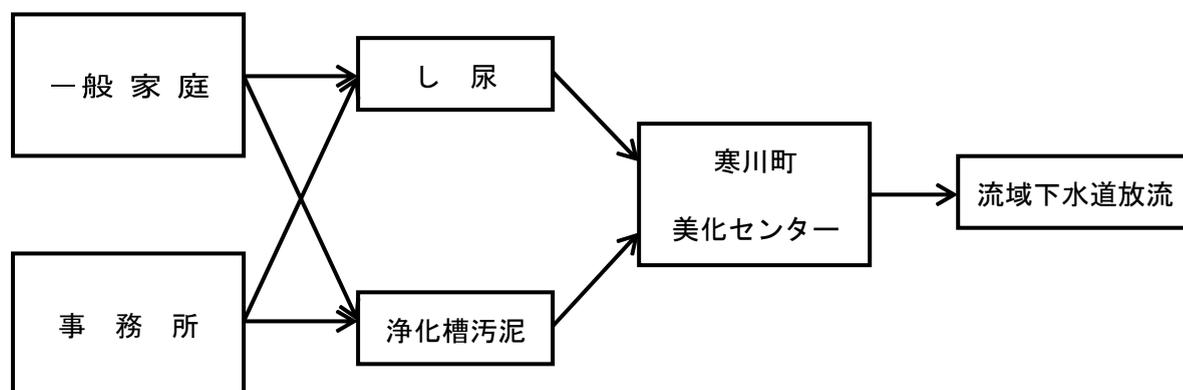


#### 4 し尿処理量の推移

種 別		年 度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
し尿	収 集 量 ( k l )	1,528	1,609	1,392	1,409	1,352
	対 象 人 口 ( 人 )	560	515	468	429	416
	対 象 世 帯 数	282	266	242	226	226
浄化槽	収 集 量 ( k l )	7,560	7,465	7,272	7,833	7,188
	対 象 人 口 ( 人 )	12,838	12,528	12,234	11,960	11,709
	総 収 集 量 ( k l )	9,087	9,074	8,664	9,242	8,540
	1日当たり処理量 ( k l / 日 )	25	25	24	25	23

※人口・世帯数は年度末の数値です。

#### 5 し尿処理の流れ



## 6 し尿処理手数料

### (1) 定額制

一般家庭及びこれに準ずる世帯人員によるもの（1歳未満を除く）  
一人につき 月額160円

### (2) 従量制・臨時制

定額制によることが適当でない認められるもの  
10リットルにつき 40円

### (3) 浄化槽

清掃1回につき、以下の表のとおり

浄化槽清掃料金表（清掃1回につき）

槽容量	型式	腐敗型
	1. 5㎡以下	6,600 円
1. 5㎡を超え	2. 0㎡以下	7,960 円
2. 0㎡を超え	2. 5㎡以下	9,950 円
2. 5㎡を超え	3. 0㎡以下	11,940 円
3. 0㎡を超えるものについては、0. 5㎡（0. 5㎡未満は0. 5㎡とする）増すごとに2,090円を加算する。		

槽容量	型式	ばっ気型
	1. 0㎡以下	4,080 円
1. 0㎡を超え	1. 5㎡以下	4,710 円
1. 5㎡を超え	2. 0㎡以下	5,550 円
2. 0㎡を超えるものについては、0. 5㎡（0. 5㎡未満は0. 5㎡とする）増すごとに1,150円を加算する。		

※令和元年10月改正（消費税増税により）

#### ○浄化槽の清掃に関する加算基準

ア：前回清掃を行ってから、1年半を経過し2年半未満のもの→上記金額の30%相当額

イ：前回清掃を行ってから、2年半以上経過したもの→上記金額の50%相当額

# 第 8 章 美化運動推進事業

1 環境美化推進事業

2 民間団体補助事業

3 海岸清掃事業

近年、美化運動が各地で積極的に推進されており、本市においても「明るい清潔なまちづくり」をめざし、民間各種団体の協力を得て、この運動を展開しています。今後も民間各種団体との連携を強化し、美化啓発を含め推進していきます。

## 1 環境美化推進事業

公園・広場・街路など公共的な場所において、自主的に清掃美化活動を実施している自治会やボランティア等の団体に対して、ゴミ袋や軍手の提供と収集されたごみの回収を行っています。

### 地域清掃・ボランティア清掃

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団 体 数	97	53	111	145	182
参加人員（人）	7,647	2,227	3,262	3,869	5,787

## 2 民間団体補助事業

美化運動の積極的な推進を図るため、各種団体が実施する美化運動推進事業に対して助成を行っています。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団 体 数	27	21	0	0	0
補助金額（円）	249,986	226,597	0	0	0

令和3年度より休止

## 3 海岸清掃事業

海岸のごみ対策については、平成3年度から県・沿岸13市町・企業の参画により、相模湾の一元的清掃を目的として（公財）かながわ海岸美化財団が設立され、海岸清掃を実施しています。

### 市から（公財）かながわ海岸美化財団への負担金 （単位：千円）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市負担金	10,910	11,473	11,728	11,304	11,548

その他、毎年市民参加による「美化キャンペーン クリーン茅ヶ崎」を年2回（6月と7月の最終の日曜日）実施し、海岸清掃を行っています。

### 美化キャンペーン クリーン茅ヶ崎（年1回実施）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人員（人）	2,088	0	500	1,460	1,565
可燃ごみ（t）	2.86	0	0.42	1.54	2.33
不燃ごみ（t）	2.48	0	0.28	0.56	0.98
合 計（t）	5.34	0	0.70	2.10	3.31

令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止

令和3年度は茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会主催



## 第9章 参考資料

- 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則
- 適正処理困難物の指定について
- 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会規則
- 茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金条例
- 令和6年度版ごみと資源物の分け方・出し方

# ○ 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

平成5年3月30日

条例第1号

改正 平成7年3月27日条例第7号

平成10年12月28日条例第45号

平成11年3月25日条例第6号

平成11年12月22日条例第25号

平成12年3月29日条例第1号

平成12年12月22日条例第46号

平成14年3月27日条例第12号平成

15年10月1日条例第29号平成

15年12月18日条例第42号平成

16年3月26日条例第9号

平成17年12月21日条例第61号

平成19年12月18日条例第41号

平成23年3月24日条例第14号平

成24年3月28日条例第10号平成

26年6月30日条例第30号

平成29年3月28日条例第17号

令和元年6月25日条例第3号

令和3年3月25日条例第8号

## 目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 市民の参加等（第7条～第10条）

第3章 減量化及び資源化の推進（第11条～第18条）

第4章 廃棄物の適正処理（第19条～第26条）

第5章 一般廃棄物処理計画（第27条・第28条）

第6章 生活環境影響調査結果の縦覧等（第29条～第34条）

第7章 手数料等（第35条～第37条）

第8章 雑則（第38条～第41条）

第9章 罰則（第42条・第43条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物等の発生を抑制し、再生利用等の循環的な利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を推進することにより、資源循環型社会の形成、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（平17条例61・一部改正）

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減量化 廃棄物等の発生を抑制することをいう。
- (2) 資源化 廃棄物等の循環的な利用をすることをいう。

（平17条例61・一部改正）

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の推進その他必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、減量化及び分別排出による資源化の徹底を図らなければならない。

2 市民は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関し、市が行う施策に積極的に協力しなければならない。

（平17条例61・一部改正）

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って生じた廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関し、市が行う施策に積極的に協力しなければならない。

（相互協力等）

第6条 市、市民及び事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理並びに地域の環境の保全の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

（平17条例61・一部改正）

## 第2章 市民の参加等

（市民の参加）

第7条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力のもとで行うものとする。

（啓発活動等）

第8条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

2 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する学習の機会を市民に提供するよう努めなければならない。

（市民活動への援助）

第9条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な援助を行うものとする。

（環境指導員）

第10条 市長は、減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理を推進するため、環境指導員を設置する。

2 環境指導員は、社会的信望があり、かつ、減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理並びに地域の環境の保全の推進に熱意と識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（平14条例12・旧第13条繰上、平17条例61・一部改正）

### 第3章 減量化及び資源化の推進

(市の減量化、資源化等)

第11条 市は、その業務の遂行に当たり減量化及び資源化を推進するとともに、再生品の利用の促進に努めなければならない。

2 市は、資源化の推進のため、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）で定める廃棄物等集積場所（以下「集積場所」という。）における循環資源の適正な管理及び分別収集に努めなければならない。

(平14条例12・旧第14条繰上、平17条例61・一部改正)

(基金への積立て等)

第11条の2 市は、分別収集をする廃棄物等のうち一般廃棄物処理計画において資源化を目的として収集するもの

(以下「資源物」という。)を循環資源として売却に努め、その収益金に相当する額を茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金として積み立て、及び分別収集に要する費用に充てるものとする。

(平17条例61・追加)

(市民の減量化、資源化等)

第12条 市民は、減量化及び資源化が可能な物の分別を行うとともに、再生品の利用の促進に努めなければならない。

2 市民は、第11条第2項に定める循環資源の適正な管理に協力するものとする。

(平14条例12・旧第15条繰上、平17条例61・一部改正)

(不用品の下取り)

第13条 市民は、商品の購入に伴い不用となる物品があるときは、事業者に対して下取りを求めるよう努めなければならない。

2 事業者は、市民が前項の下取りを求めたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

(平14条例12・旧第16条繰上)

(事業者の減量化、資源化等)

第14条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、その製品、容器等（以下「製品等」という。）が長期間使用することが可能なものの開発に努めるとともに、製品等の修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再生利用等の容易な製品等の開発を行い、その製品等の再生利用等適正な処理方法についての情報を市民に提供し、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を積極的に利用すること等により、資源化に努めなければならない。

(平14条例12・旧第17条繰上、平15条例42・一部改正)

(適正包装等の推進)

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再利用することが可能な容器、包装材等を使用するように努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行うこと等により、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、その容器、包装材等の減量化及び資源化を推進するための基準を定めるように努めなければならない。

3 市長は、前項に規定する基準に係る情報等について、事業者から要請があった場合には、協力しなければならない。

(平14条例12・旧第18条繰上)

(多量排出事業者の義務)

第16条 市長は、事業系廃棄物を多量に排出し、かつ、一般廃棄物処理計画における一般廃棄物処理量の見込値に大きな影響があると認めるときは、当該事業系廃棄物を排出する者（以下「多量排出事業者」という。）に対して、減量化及び資源化を図るように指示することができる。

2 多量排出事業者は、前項の規定による減量化及び資源化の指示を受けたときは、廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画を記載した書類（以下「減量化等計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

3 多量排出事業者は、減量化等計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(平14条例12・旧第19条線上、平17条例61・平19条例41・一部改正)

(改善勧告等)

第17条 市長は、多量排出事業者が減量化等計画書に基づく減量化及び資源化を図ることができないと認めるときは、期限を定めて改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(平14条例12・旧第20条線上、平17条例61・一部改正)

(受入拒否)

第18条 市長は、多量排出事業者が減量化等計画書を提出しないとき、又は前条に規定する勧告に従わず、かつ、改善の意思がないと認めるときは、当該多量排出事業者からの事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

(平14条例12・旧第21条線上、平17条例61・一部改正)

#### 第4章 廃棄物の適正処理

(占有者等の自己処分等)

第19条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、容易に処分することができる一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するように努めなければならない。

2 占有者等は、臨時に多量の一般廃棄物を市の施設で処理しようとするときは、市長の指示に従って行わなければならない。

(平14条例12・旧第22条線上、平17条例61・平19条例41・一部改正)

(事業者の自己処理責任等)

第20条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

(平14条例12・旧第23条線上)

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第21条 占有者等又は事業者は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条又は第4条の2に定める基準に従って行わなければならない。

(平11条例6・一部改正、平14条例12・旧第24条線上、平19条例41・一部改正)

(市が処理する事業系一般廃棄物等)

第22条 市は、一般廃棄物の処理に支障が生じない範囲内で、一般廃棄物と合わせて処理することが必要と認められる事業系一般廃棄物（事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。次項において同じ。）の処理を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定により事業系一般廃棄物を排出するときは、市長の指示に従って行わなければならない。

3 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

(平14条例12・旧第25条繰上・一部改正、平19条例41・一部改正)

(一般廃棄物の排出方法)

第22条の2 占有者等及び事業者は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を適正に分別して排出しなければならない。

2 占有者等及び事業者は、市が収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物(別表第1の1の項、2の項、3の項及び4の項第2号に規定する一般廃棄物を除く。)を排出するときは、規則で定める収集袋(以下「指定収集袋」という。)を使用しなければならない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

(令3条例8・追加)

(調査)

第22条の3 市長は、前条の規定に違反して一般廃棄物を排出した占有者等及び事業者を特定するために必要があると認めるときは、当該一般廃棄物に関し必要な調査を行うことができる。

(令3条例8・追加)

(改善勧告)

第22条の4 市長は、第22条の2の規定に違反して一般廃棄物を排出した占有者等及び事業者に対し、排出方法の改善その他必要な措置を講ずよう勧告することができる。

(令3条例8・追加)

(製品等の適正処理の確保)

第23条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物等となった場合に適正な処理が困難にならないような製品等の開発に努めること、当該製品等の使用者に対してその適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品等が廃棄物等となった場合において、適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(平14条例12・旧第26条繰上、平17条例61・一部改正)

(適正処理困難物の指定)

第24条 市長は、製品等で廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定したときは、告示するものとする。

2 市長は、前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、自らの責任で当該適正処理困難物の回収等の措置を講ずよう要請することができる。

(平14条例12・旧第27条繰上)

(排出等の禁止)

第25条 占有者等及び事業者は、法第6条の2第1項の規定により市が行う一般廃棄物の収集に際し、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 危険性のあるもの
- (3) 著しく悪臭を発するもの
- (4) 容積又は重量の著しく大きいもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、市が行う処理に著しく支障を及ぼすおそれのあるもの

2 占有者等及び事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするとき又は特別管理一般廃棄物を処理するときは市長の指示に従って行わなければならない。(平11条例6・一部改正、平14条例12・旧第28条繰上、平17条例61・平19条例41・一部改正)

(集積場所からの収集又は運搬の禁止)

第26条 市、市の委託を受けて廃棄物等の収集又は運搬を業として行う者その他市長が指定する者以外の者は、集積場所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないように命ずることができる。

(平17条例61・全改)

#### 第5章 一般廃棄物処理計画

(計画の推進)

第27条 市は、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(平14条例12・旧第30条繰上、平17条例61・一部改正)

(計画の策定等)

第28条 市長は、一般廃棄物処理計画の基本的事項の策定に当たっては茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理計画の基本的事項及び実施のための計画を策定したときは、これを告示するものとする。

3 前2項の規定は、一般廃棄物処理計画の基本的事項を変更する場合に準用する。

(平14条例12・旧第31条繰上、平17条例61・一部改正)

#### 第6章 生活環境影響調査結果の縦覧等

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第6章の2繰上)

(縦覧等の対象施設)

第29条 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

(2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第35条の2繰上、平23条例14・一部改正)

(縦覧等の告示)

第30条 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第35条の3繰上)

(縦覧の場所及び期間)

第31条 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の場所は、市長が前条の規定による告示において指定するものとする。

2 法第9条の3第2項の規定による調査書の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日の翌日から起算して1月間とする。

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第35条の4繰上)

(意見書の提出先及び提出期限)

第32条 法第9条の3第2項の規定により対象施設の設置及び変更(法第9条の3第8項の規定による届出を要する場合に限る。以下同じ。)に関し利害関係を有する者が意見書を提出する場合の提出先は、市長が第30条の規

定による告示において指定するものとする。

- 2 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出期限は、前条第2項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第35条の5繰上・一部改正、平23条例14・一部改正)

(環境影響評価との関係)

- 第33条 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は神奈川県環境影響評価条例(昭和55年神奈川県条例第36号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前3条に定める手続を経たものとみなす。

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第35条の6繰上)

(他の市町村の長との協議)

- 第34条 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が含まれる場合には、当該市町村の長に対し調査書の写しを送付し、当該調査書の公衆への縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

(平11条例6・追加、平14条例12・旧第35条の7繰上)

#### 第7章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

- 第35条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料(以下「一般廃棄物処理手数料」という。)は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 市長は、特別の取扱いを要する場合又は処理作業が困難な場合は、一般廃棄物処理手数料の額の50パーセント以内において規則で定める額を加算することができる。

- 3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料の額(前項の規定により一般廃棄物処理手数料の額に加算した場合にあっては、当該概算した額を含む。)を減免することができる。

- 4 既納の一般廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料の全部又は一部を還付することができる。

(平12条例1・平12条例46・一部改正、平14条例12・旧第36条繰上、平17条例61・令3条例8・一部改正)

(指定収集袋の交付)

- 第35条の2 市長は、一般廃棄物処理手数料(別表第1の4の項第1号及び第4号に規定するものに限る。次項において同じ。)をあらかじめ納付した者に指定収集袋を交付する。

- 2 市長は、前条第3項の規定により一般廃棄物処理手数料の免除を受けた者に指定収集袋を交付することができる。

(令3条例8・追加)

(規則への委任)

- 第35条の3 前2条に定めるもののほか、一般廃棄物処理手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(令3条例8・追加)

(産業廃棄物処分費用)

- 第36条 法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処分に要する費用は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、産業廃棄物の処分に要する費用の徴収については、第35条第2項及び前条の規定を準用する。

(平14条例12・旧第37条繰上、平17条例61・令3条例8・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第37条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可を置くとする者、法第7条第2項若しくは第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (2) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 10,000円
- (3) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (4) 一般廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 10,000円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (6) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (7) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
- (8) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円

(平14条例12・旧第38条繰上、平15条例29・平19条例41・一部改正)第

#### 第8章 雑則

(報告の徴収等)

第38条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し当該廃棄物等の処理に関して報告を求め、又は指示をすることができる。

(平14条例12・旧第39条繰上、平17条例61・一部改正)

(立入調査)

第39条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平14条例12・旧第40条繰上・一部改正、平17条例61・一部改正)

(技術管理者の資格)

第40条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(技術士法施行規則(昭和59年総理府令第5号)第2条第5号、第10号又は第11号に掲げる技術部門につき同法第4条第1項の第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平24条例10・追加)

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平14条例12・旧第41条繰上、平24条例10・旧第40条繰下)

#### 第9章 罰則

(平17条例61・追加)

第42条 第26条第2項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

(平17条例61・追加、平24条例10・旧第41条繰下・一部改正)

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(平17条例61・追加、平24条例10・旧第42条繰下・一部改正)

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年9月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定及び附則第4項の規定は、平成5年6月1日から施行する。

(茅ヶ崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)

2 茅ヶ崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年茅ヶ崎市条例第4号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料について適用し、同日前の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料又は処分費については、なお従前の例による。

(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年茅ヶ崎市条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成7年条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1上記以外の一般廃棄物臨時の項第2号の規定は、平成7年10月1日以後に申込みのあった一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出される大型ごみに係る処理手数料について適用する。

附 則(平成10年条例第45号)抄

1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第25号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表第1の規定は、平成13年4月1日以後に収集及び運搬の申込みのあった一般家庭及びこれに準ずるものから排出される特定家庭用機器廃棄物に係る一般廃棄物処理手数料について適用する。

(茅ヶ崎市証紙条例の一部改正)

- 茅ヶ崎市証紙条例(平成7年茅ヶ崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(平成14年条例第12号)抄

(施行期日)

- この条例は、平成14年6月1日から施行する。

附則(平成15年条例第29号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附則(平成15年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成16年条例第9号)抄

(施行期日)

- この条例は、平成16年6月1日から施行する。

(茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- この条例の施行の際現に前項の規定による改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第26条の規定に基づいて協議がされている開発事業については、なお従前の例による。

附則(平成17年条例第61号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成19年条例第41号)

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。

- 改正後の別表第1の4の項第3号の規定は、この条例の施行の日以後に収集の申込みのあった大型ごみ、特定大型ごみ及び特定粗大ごみについて適用し、同日前に収集の申込みのあった大型ごみについては、なお従前の例による。

- 茅ヶ崎市証紙条例(平成7年茅ヶ崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(平成23年条例第14号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成24年条例第10号)抄

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成26年条例第30号)抄

(施行期日)

- この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(一般廃棄物処理手数料に係る経過措置)

- 施行日前行った一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、第19条の規定による改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成29年条例第17号)

- この条例は、平成29年10月1日から施行する。

- 改正後の別表第1の3の項第1号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に収集、運搬

及び処分の申込みのあった動物の死体について適用し、施行日前に収集、運搬及び処分の申込みのあった動物の死体については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第1の3の項第2号並びに同表4の項第2号及び第4号の規定は、施行日以後に搬入された一般廃棄物について適用し、施行日前に搬入された一般廃棄物については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第3号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（一般廃棄物処理手数料に係る経過措置）

1 3 施行日前に行った一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、第21条の規定による改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年条例第8号）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第35条の2の規定による指定収集袋の交付及び改正後の別表第1の4の項第1号及び第4号に規定する一般廃棄物処理手数料の徴収は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定の例により行うことができる。

3 改正後の別表第1の4の項第2号の規定は、施行日以後に収集の申込みがあった同号に規定する大型ごみ、特定大型ごみ及び特定粗大ごみ（以下この項において「大型ごみ等」という。）の一般廃棄物処理手数料の額について適用し、施行日前に収集の申込みがあった大型ごみ等の一般廃棄物処理手数料の額については、なお従前の例による。

別表第1（第35条関係）

（平7条例7・平11条例25・平12条例46・平14条例12・一部改正、平19条例41・全改、平26条例30・平29条例17・令元条例3・令3条例8・一部改正）

種別	取扱区分	手数料
1 屎尿	(1) 一般家庭及びこれに準ずるものから定期に排出されるもの	1人（1歳未満の者を除く。）につき月額160円
	(2) 前号の算出基準によることが適当でないものとして規則で定めるもの	10リットルにつき40円
2 浄化槽の汚泥	(1) 腐敗型の浄化槽	
	ア 容量が1.5立方メートル以下のもの	1回につき6,600円
	イ 容量が1.5立方メートルを超え2.0立方メートル以下のもの	1回につき7,960円
	ウ 容量が2.0立方メートルを超え2.5立方メートル以下のもの	1回につき9,950円
	エ 容量が2.5立方メートルを超え3.0立方メートル以下のもの	1回につき11,940円
オ 容量が3.0立方メートルを超えるもの	1回につき11,940円に0.5立方メートルを増すまでごとに2,090円を加えて得た額	

	<p>(2) ばっ気型の浄化槽</p> <p>ア 容量が1.0立方メートル以下のもの</p> <p>イ 容量が1.0立方メートルを超え1.5立方メートル以下のもの</p> <p>ウ 容量が1.5立方メートルを超え2.0立方メートル以下のもの</p> <p>エ 容量が2.0立方メートルを超えるもの</p>	<p>1回につき4,080円</p> <p>1回につき4,710円</p> <p>1回につき5,550円</p> <p>1回につき5,550円に0.5立方メートルを増すまでごとに1,150円を加えて得た額</p>
3 動物の死体（畜産業に係るものを除く。）	(1) 市が収集し、運搬し、及び処分するもの	1体につき7,150円
	(2) 市長の指定する処理施設に直接搬入するもの	1体につき4,830円
4 その他の一般廃棄物	(1) 一般家庭及びこれに準ずるものから指定収集袋を使用して排出されるもの	
	ア 5リットル袋	1袋につき10円
	イ 10リットル袋	1袋につき20円
	ウ 20リットル袋	1袋につき40円
	エ 40リットル袋	1袋につき80円
	(2) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので市が戸別に収集するもの	
ア 大型ごみ（一辺の長さがおおむね50センチメートルを超え2メートル未満のもの（イに掲げるものを除く。）をいう。）	1個につき700円	
イ 特定大型ごみ（一辺の長さがおおむね1メートルを超え2メートル未満のもので規則で定めるものをいう。）	1個につき1,400円	
ウ 特定粗大ごみ（一辺の長さがおおむね50センチメートル以下のもので定期の収集により難しいものとして規則で定めるものをいう。）	1個につき700円	
(3) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもので規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの		
ア 100キログラム以下のもの	1回につき1,400円	
イ 100キログラムを超えるもの	1回につき1,400円に10キログラム増すごとに140円を加えて得た額	
(4) 事業活動に伴い排出されるもので指定収集袋を使用して排出されるもの		
ア 20リットル袋	1袋につき150円	
イ 40リットル袋	1袋につき300円	
(5) 事業活動に伴い排出されるもので規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの	10キログラムにつき280円	

備考

- 1 尿尿の処理に係る手数料が1の項第1号の規定による場合において、尿尿の処理を月の中途から開始した場合又は月の中途で廃止した場合であっても、その月に処理をしたときは、その月分は、徴収する。
- 2 尿尿の処理に係る手数料が1の項第1号の規定による場合において、月の途中で世帯の人員に異動を生じても、その月分は、変更しない。

別表第2（第36条関係）

（平7条例7・平11条例25・平14条例12・一部改正、平19条例41・全改、令3条例8・一部改正）

取扱区分	費用
第22条第3項の規定により市長が定めた産業廃棄物で規則で定める一般廃棄物処理施設に直接搬入するもの	10キログラムにつき280円

## ○ 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

平成5年8月20日

規則第31号

改正 平成7年3月27日規則第12号

平成7年9月29日規則第30号

平成10年5月15日規則第18号

平成11年3月25日規則第16号

平成12年3月1日規則第6号

平成12年12月22日規則第56号

平成14年3月27日規則第12号

平成15年10月1日規則第40号

平成16年3月26日規則第24号

平成16年6月23日規則第43号

平成17年12月21日規則第64号

平成19年12月18日規則第49号

(題名改称)

平成20年10月1日規則第28号

平成22年2月25日規則第1号

平成24年3月30日規則第18号

平成24年6月29日規則第32号

平成26年6月30日規則第26号

平成26年10月1日規則第40号

平成29年12月27日規則第72号

令和元年9月27日規則第20号

令和2年7月29日規則第40号

令和3年3月25日規則第15号

令和3年7月1日規則第35号

注 平成7年9月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年茅ヶ崎市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平19規則49・一部改正)

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(環境指導員の職務等)

第3条 条例第10条第1項の環境指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 市が行う減量化及び資源化の運動に対する参加及び協力に関すること。
- (2) 地域における減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理等に関する指導及び啓発に関すること。

(3) 条例第11条第2項に規定する廃棄物等集積場所に関する指導に関すること。

(4) その他一般廃棄物に関する市との連絡調整に関すること。

2 環境指導員の任期は、2年とする。ただし、補欠の環境指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 環境指導員は、再任されることができる。

(平12規則6・平14規則12・平17規則64・平19規則49・一部改正)

(多量排出事業者の指定等)

第4条 条例第16条第1項に規定する多量排出事業者は、一事業所単位で、年間おおむね60トン以上の事業系一般廃棄物排出事業者とする

2 条例第16条第2項に規定する減量化等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事業系一般廃棄物の発生量並びに種類及びその種類ごとの数量の見込み
- (2) 事業系一般廃棄物のうち再生利用等資源化するものの種類、数量及び資源化委託先並びに再生品名
- (3) 事業系一般廃棄物のうち減量化をすることができるものの種類及び数量並びに減量化の方法
- (4) その他減量化及び資源化の計画

3 条例第16条第3項の規定による届出は、減量化等計画書記載事項変更届出書(第1号様式)により行うものとする。

(平11規則16・平14規則12・平17規則64・平19規則49・一部改正)

(改善勧告)

第5条 条例第17条の規定による勧告は、勧告書により行うものとする。

(平14規則12・一部改正)

(受入拒否)

第6条 条例第18条の規定による事業系廃棄物の受入れの拒否は、廃棄物受入拒否通知書により行うものとする。

(平14規則12・平17規則64・平19規則49・一部改正)

(多量の一般廃棄物)

第7条 条例第19条第2項に規定する多量の一般廃棄物は、100キログラム以上の一般廃棄物とする。

(平14規則12・一部改正)

(指定収集袋等)

第7条の2 条例第22条の2第2項に規定する指定収集袋(以下「指定収集袋」という。)は、汚水が漏れず、耐水性及び内容物が識別できる程度の透明性を有するもので、別表第1に定めるものとする。

2 条例第22条の2第2項ただし書に規定する場合は、次に掲げる一般廃棄物を他の一般廃棄物と分別し、排出するものとする

- (1) 資源物
- (2) 草、葉及び枝
- (3) 紙おむつ
- (4) ストーマ装具の使用及び腹膜透析により生じる廃棄物
- (5) 乾電池
- (6) 蛍光灯、水銀体温計その他の水銀又はその化合物が使用されている廃棄物
- (7) その他市長が特に必要と認めるもの

(令3規則15・追加)

(指定収集袋の使用による事業系一般廃棄物の排出)

第7条の3 指定収集袋の使用による事業系一般廃棄物の排出は、1回につき40リットル袋1袋に相当する量を限度とする。

(令3規則15・追加)

(禁止命令)

第8条 条例第26条第2項の規定による命令は、禁止命令書により行うものとする。

(平17規則64・追加、平19規則49・旧第8条の2繰上・一部改正)

(一般廃棄物の処理の届出)

第9条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、尿尿<sup>し</sup>の処理、浄化槽の清掃又は動物の死体の処理を受けようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 占有者等(尿尿の処理を受けている者に限る。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は世帯及び人員に変更があったとき。
- (2) 尿尿の処理に係る手数料の取扱区分を変更すべき事由が生じたとき。
- (3) 尿尿の処理を中止し、又は廃止するとき。

(平11規則16・追加、平14規則12・一部改正、平16規則24・旧第9条の2繰上、平19規則49・全改)

(尿尿の収集の確認)

第10条 市長は、尿尿の処理(条例別表第1の1の項第1号に規定する定額によるものに限る。)を行ったときは、尿尿くみ取り済票を当該尿尿の処理を受けた者に交付するものとする。

2 市長は、尿尿の処理(条例別表第1の1の項第2号に規定する従量によるものに限る。)又は浄化槽の清掃を行ったときは、尿尿(浄化槽汚泥)処理券により、当該尿尿の処理又は浄化槽の清掃を受けた者に確認を求めるものとする。

(平15規則40・一部改正、平19規則49・全改)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等)

第11条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可を置く者又は法第7条第2項若しくは第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業等許可(許可更新)申請書(第2号様式)により市長に申請しなければならない。

(平15規則40・一部改正、平19規則49・全改)

(一般廃棄物収集運搬業等の変更許可申請等)

第12条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)が、法第7条の2第1項の規定による収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可を受けようとするときは、一般廃棄物収集運搬業等変更許可申請書(第3号様式)に当該変更の申請に係る許可証を添えて市長に申請しなければならない。

(平10規則18・一部改正、平19規則49・全改)

(許可の基準)

第13条 法第7条第1項若しくは第6項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可又は同条第2項若しくは第7項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の更新をする場合の基準は、法第7条第5項各号又は第10項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 申請者が自ら事業を実施する者であること。
- (2) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂行することができる能力を有する者であること。

2 前項の規定は、法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可をする場合について準用する。（平19規則49・全改）

（許可証の交付等）

第14条 市長は、法第7条第1項若しくは第6項、同条第2項若しくは第7項又は法第7条の2第1項の規定による許可をしたときはその旨を、許可をしないときはその旨及び理由を書面により申請者に通知するものとする。この場合において、許可をしたときは、許可の種別に応じ、次に掲げる許可証を申請者に交付するものとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可証（第4号様式）
- (2) 一般廃棄物処分業許可証（第5号様式）
- (3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可証（第6号様式）
- (4) 一般廃棄物処分業変更許可証（第7号様式）

2 前項の許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（平19規則49・全改）

（許可証の再交付）

第15条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、許可証を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、許可証再交付申請書（第8号様式）により市長に申請し、許可証の再交付を受けなければならない。

2 許可証の損傷又は汚損により前項の規定による申請を行う者は、同項の申請書に当該損傷し、又は汚損した許可証を添付するものとする。

3 許可証の亡失により許可証の再交付を受けた者が、当該亡失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返還しなければならない。

（平19規則49・全改）

（事業の廃止等の届出）

第16条 法第7条の2第3項の規定による届出は、廃止又は変更の日から10日以内に、事業廃止・変更届出書（第9号様式）を市長に提出してしなければならない。

（平19規則49・全改）

（許可の取消し等）

第17条 市長は、法第7条の3又は法第7条の4に定める場合のほか、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 第13条に規定する基準に該当しなくなったとき。

2 法第7条の3若しくは法第7条の4又は前項の規定による事業の全部若しくは一部の停止の命令又は許可の取消しは、事業停止命令書又は許可取消決定書により行うものとする。

（平19規則49・全改）

（許可証の返還）

第18条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許

可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可証の有効期限が経過したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業を廃止したとき。
- (4) 事業の全部の停止を命ぜられたとき。

(平7規則30・平12規則56・平14規則12・一部改正、平19規則49・全改)

(縦覧の告示)

第19条 条例第30条の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 縦覧の場所
- (2) 縦覧の期間及び時間
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見書の提出先及び提出期限
- (4) 一般廃棄物処理施設の名称
- (5) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
- (6) 一般廃棄物処理施設の種類
- (7) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- (8) 一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (9) その他市長が必要と認める事項

(平14規則12・平17規則64・一部改正、平19規則49・全改)

(手数料等の算定の基礎等)

第20条 条例別表第1の1の項第1号の人員は、毎月1日（1歳未満の者にあっては、毎年4月1日）における世帯の人員とする。ただし、月の中途から収集した世帯については、収集した日における人員とする。

2 条例別表第1の1の項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 一般家庭及びこれに準ずるものから臨時に排出されるもの
- (2) 不特定多数の者が使用する便所から排出されるもの
- (3) 臨時に収集する必要がある便所から排出されるもの
- (4) その他人員により算出することが適当でないと市長が認めるもの

3 条例別表第1の1の項第2号並びに4の項第3号及び第5号に掲げる一般廃棄物処理手数料並びに条例別表第2条に掲げる産業廃棄物の処分に要する費用を算出する基礎となる数量は、市長の計量する数量による。

4 条例別表第1の4の項第3号及び第5号並びに別表第2の規則で定める一般廃棄物処理施設は、焼却施設及び破碎処理施設とする。

5 条例別表第1の4の項第2号イに規定する規則で定める特定大型ごみ及び同号ウに規定する規則で定める特定粗大ごみは、別表第2に掲げるものとする。

(平14規則12・平17規則64・一部改正、平19規則49・全改、令3規則15・一部改正)

(手数料等の徴収)

第21条 条例第35条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料は、次の各号に定めるところにより徴収する。この場合において、市長は、納入通知書により徴収するときは、これを納期限の10日前までに交付しなければならない。

- (1) 条例別表第1の1の項第1号に規定するものについては、1年分を4期に区分し、各期の末日までに徴収する。

(2) 条例別表第1の1の項第2号及び2の項に規定するものについては、処理をした日の属する月の翌月の末日までに徴収する。

(3) 条例別表第1の3の項に規定するものについては、処理の都度徴収する。

(4) 条例別表第1の4の項第1号、第2号及び第4号に規定するものについては、処理前に徴収する。

(5) 条例別表第1の4の項第3号及び第5号に規定するものについては、搬入の都度徴収する。ただし、市長が認めるときは、搬入した日の属する月の翌月の末日までに徴収する。

(6) 市長が前各号に掲げる方法以外の方法により徴収することが適当と認めるものについては、市長が適当と認める方法により徴収する。

2 条例第36条第1項の産業廃棄物の処分に要する費用は、処分の都度徴収する。

(平16規則43・平19規則49・全改、令3規則15・一部改正)

(手数料等の加算の基準)

第22条 条例第35条第2項の規定により同条第1項の一般廃棄物処理手数料に加算する場合は、処理が通常の方法により難しい場合とし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）とする。

(1) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出されるもの 30パーセント相当額

(2) 前号に掲げるもの以外のものから排出されるもの 50パーセント相当額

(3) 浄化槽の汚泥 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

ア 1年6月以上2年6月未満の期間使用したもの 30パーセント相当額イ

2年6月以上の期間使用したもの 50パーセント相当額

2 条例第36条第2項において準用する条例第35条第2項の規定により条例第36条第1項の産業廃棄物の処分に要する費用に加算する場合は、処分が通常の方法により難しい場合とし、その額は、50パーセント相当額とする。

(平19規則49・全改、平26規則26・一部改正)

(手数料の減免)

第23条 条例第35条第3項の規定による一般廃棄物処理手数料の減免は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 天災その他災害を受けた者が当該災害による一般廃棄物を排出するとき 免除

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付受給世帯（次号において「被保護世帯等」という。）に属する者が条例別表第1の3の項及び4の項第2号及び第3号に規定する一般廃棄物を排出するとき免除

(3) 次に掲げる世帯に属する者が条例別表第1の4の項第1号に規定する一般廃棄物を排出するとき免除

ア 被保護世帯等

イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯

エ 茅ヶ崎市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年茅ヶ崎市条例第26号）の規定による医療費の助成を受けている者の属する世帯

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき その都度市長が定める額

- 2 前項第3号に掲げる場合の免除は、1年度につき、一般家庭及びこれに準ずるものから20リットル袋120枚を使用して一般廃棄物が排出された場合の一般廃棄物処理手数料の額に相当する額を限度とする。
- 3 条例第35条第3項の規定による減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（第10号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、減免を受けようとする理由を証する書類を提出させることができる。
- 5 市長は、第3項の規定による申請があった場合において、減免の承認をするときはその旨を、減免の承認をしないときはその旨及び承認をしない理由を申請者に通知するものとする。

（平19規則49・追加、平20規則28・平26規則40・平29規則72・令3規則15・一部改正）  
（実績報告）

第24条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、毎月10日までに、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する前月の実績を事業実績報告書（第11号様式）により市長に報告しなければならない。

（平19規則49・追加）  
（改善命令）

第25条 法第19条の3の規定による改善命令は、改善命令書により行うものとする。

（平19規則49・旧第23条繰下・一部改正）  
（措置命令）

第26条 法第19条の4第1項の規定による措置命令は、措置命令書により行うものとする。

（平19規則49・旧第24条繰下・一部改正）  
（立入調査員証）

第27条 条例第39条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（第12号様式）とする。

（平14規則12・平17規則64・一部改正、平19規則49・旧第25条繰下・一部改正）  
（補則）

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平19規則49・旧第26条繰下・一部改正）  
附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年9月1日から施行する。  
（茅ヶ崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の廃止）
- 2 茅ヶ崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第18号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 この規則（以下「新規則」という。）の施行前に旧規則の規定によってした手続その他の行為は、新規則中これに相当する規定があるときは、新規則の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 旧規則の規定により調整した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成7年規則第12号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、同年7月1日から施行する。

(茅ヶ崎市財務規則の一部改正)

- 2 茅ヶ崎市財務規則(昭和47年茅ヶ崎市規則第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(平成7年規則第30号)

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附則(平成10年規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の規定による一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分量の許可を受けている者の許可の期間は、当該期間の経過する日の翌日を起算日として1年延長するものとする。

附則(平成11年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成12年規則第6号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成12年規則第56号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(茅ヶ崎市証紙条例施行規則の一部改正)

- 3 茅ヶ崎市証紙条例施行規則(平成7年茅ヶ崎市規則第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(平成14年規則第12号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年6月1日から施行する。

(茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第25条の規定により交付されている身分証明書は、改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第25条に規定する身分証明書とみなす。

附則(平成15年規則第40号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附則(平成16年規則第24号)

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附則(平成16年規則第43号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附則(平成17年規則第64号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成19年規則第49号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の規定により提出され、又は交付されている文書は、改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の相当規定により提出され、又は交付された文書とみなす。

(茅ヶ崎市事務分掌規則の一部改正)

- 3 茅ヶ崎市事務分掌規則（平成14年茅ヶ崎市規則3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(茅ヶ崎市財務規則の一部改正)

- 4 茅ヶ崎市財務規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(茅ヶ崎市歳入口座振替規則の一部改正)

- 5 茅ヶ崎市歳入口座振替規則（平成3年茅ヶ崎市規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(茅ヶ崎市証紙条例施行規則の一部改正)

- 7 茅ヶ崎市証紙条例施行規則（平成7年茅ヶ崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第1号）

この規則は、平成22年5月1日から施行し、改正後の第11号様式の規定は、同年4月分以後の実績報告について適用する。

附 則（平成24年規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第32号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年規則第26号）抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第14条 施行日以前に行った一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料につき、茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年茅ヶ崎市条例第1号）第35条第2項の規定により加算する額は、第13条の規定による改正後の茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第22条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第72号）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第23条第1項第2号の規定は、この規則の施行の日以後に行った一般廃棄物の収集、運搬及び処分

(以下「収集等」という。)に係る手数料について適用し、同日以前に行った一般廃棄物の収集等に係る手数料については、なお従前の例による。



第1号様式(第4条関係)

減量化等計画書記載事項変更届出書

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地  
届出者 氏名(法人にあつては、名称及び  
代表者氏名)  
電話番号

減量化等計画書の記載事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変 更 理 由		

第2号様式(第11条関係)

(表)

一般廃棄物収集運搬業等許可(許可更新)申請書

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地  
申請者 氏名(法人にあつては、名称及び  
代表者氏名)  
電話番号

一般廃棄物収集運搬業(処分業)の許可(許可の更新)を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分業
事業所の所在地及び名称	
事業の範囲 (取扱廃棄物の種類等)	
車両その他の運搬施設の 種類及び数量	
処理施設の設置場所 及び処理能力	
取り扱う一般廃棄物の 搬入先又は処分先の 所在地及び名称	
事業の概要及び計画内容	

(裏)  
取扱廃棄物の計画量等

種 類	計画量(t)	搬 入 先 又 は 処 分 先

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 定款及び登記事項証明書(現在事項証明書)(個人にあつては、住民票の写し)
- (2) 印鑑証明書(個人にあつては、印鑑登録証明書)
- (3) 事業所、施設及び車庫の案内図
- (4) 使用する車両の写真及び自動車検査証の写し(所有権を有しない場合にあつては、当該車両を使用する権原を有することを証する書類)
- (5) 役員の名簿及び履歴書(本籍、住所、氏名、経歴及び免許又は資格の名称を記載し、並びに写真のはつてあるもの)
- (6) 従業員の名簿(住所、氏名及び年齢の記載のあるもの)
- (7) 誓約書(申請者及び役員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類(住所、氏名及び役職名を一覧で記載したもの))
- (8) 財政的基礎を確認することができるもの(法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては所得税の納税証明書)
- (9) 排出事業者(契約先事業者)の所在地及び名称を記載したもの(許可の更新の申請の場合にあつては、契約書の写し)
- (10) 許可の更新の場合にあつては、従前の許可証
- (11) 一般廃棄物又は産業廃棄物の処理に関し既に許可を受けている場合にあつては、その許可証の写し
- (12) 保管施設等の概要(積替え保管のある場合にあつては、所在地、面積及び計画保管量)
- (13) その他市長が必要と認める書類

第3号様式(第12条関係)

一般廃棄物収集運搬業等変更許可申請書

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地  
申請者 氏名(法人にあつては、名称及び  
代表者氏名)  
電話番号

一般廃棄物収集運搬業(処分業)の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分業	
許可番号		
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 変更の申請に係る許可証
- (2) 事業の範囲の変更を確認することができる書類

第4号様式(第14条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

年 月 日

住所又は所在地  
氏名(法人にあつては、名称及び  
代表者氏名) 様

茅ヶ崎市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

許 可 番 号	
許 可 の 年 月 日	
許 可 の 有 効 期 限	
事 業 の 範 囲	
許 可 の 条 件	

第5号様式(第14条関係)

一般廃棄物処分業許可証

年 月 日

住所又は所在地  
氏名(法人にあつては、名称及び  
代表者氏名) 様

茅ヶ崎市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証します。

許 可 番 号	
許 可 の 年 月 日	
許 可 の 有 効 期 限	
事 業 の 範 囲	
施 設 の 所 在 地 及 び 名 称	
許 可 の 条 件	

第6号様式(第14条関係)

一般廃棄物収集運搬業変更許可証

年 月 日

住所又は所在地  
氏名(法人にあつては、名称及び  
代表者氏名) 様

茅ヶ崎市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の許可を受けた者であることを証します。

許 可 番 号		
許 可 の 年 月 日		
許 可 の 有 効 期 限		
事業の範囲	変更前	
	変更後	
許 可 の 条 件		

第7号様式(第14条関係)

一般廃棄物処分業変更許可証

年 月 日

住所又は所在地  
氏名(法人にあつては、名称及び  
代表者氏名) 様

茅ヶ崎市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の許可を受けた者であることを証します。

許 可 番 号		
許 可 の 年 月 日		
許 可 の 有 効 期 限		
事業の範囲	変更前	
	変更後	
許 可 の 条 件		

第8号様式(第15条関係)

許可証再交付申請書

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地  
申請者 氏名(法人にあつては、名称及び  
代表者氏名)  
電話番号

許可証を亡失(損傷・汚損)しましたので、次のとおり許可証の再交付を申請します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分業
許可番号	
許可の年月日	
亡失、損傷又は汚損の年月日	
亡失、損傷又は汚損の理由	

備考 損傷し、又は汚損した場合は、その損傷し、又は汚損した許可証を添付してください。

第9号様式(第16条関係)

事業廃止・変更届出書

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地  
届出者 氏名(法人にあつては、名称及び  
代表者氏名)  
電話番号

一般廃棄物収集運搬業(処分業)を廃止(変更)しましたので、次のとおり届け出ます。

届 出 の 種 別	<input type="checkbox"/> 事業の廃止 <input type="checkbox"/> 事業の変更
許 可 番 号	
許 可 の 年 月 日	
廃止又は変更の年月日	
変 更 事 項	
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後

備考 1 「変更事項」及び「変更内容」の欄は、変更の場合にのみ記入してください。

2 次の書類を添付してください。

(1) 許可証

(2) 変更の場合にあつては、変更内容を確認することができる書類

第10号様式(第23条関係)

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地  
 申請者 氏名(法人にあつては、名称及び  
 代表者氏名)  
 電話番号

一般廃棄物処理手数料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

一般廃棄物の区分	<input type="checkbox"/> 尿尿 <input type="checkbox"/> 浄化槽の汚泥 <input type="checkbox"/> 動物の死体 <input type="checkbox"/> 特定家庭用機器廃棄物 <input type="checkbox"/> その他の一般廃棄物( )			
減免額	円			
減免を受けようとする理由				
次のとおり決定してよいでしょうか。			起案	・ ・
課長	課長補佐	担当	決裁	・ ・
			施行	・ ・
決定区分	<input type="checkbox"/> 減免します <input type="checkbox"/> 減免しません			
手数料	円	減免額	円	差引納付額 円
決定理由				受付印

備考 太枠内は、記入しないでください。

第11号様式(第24条関係)

事業実績報告書

年 月 日

(宛先)茅ヶ崎市長

住所又は所在地  
報告者 氏名(法人にあつては、名称及び  
代表者氏名)  
電話番号

一般廃棄物の収集、運搬又は処分の実績について、次のとおり報告します。

対象年月	年 月分		
事業の種類	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分業		
許可番号			
収 集、運 搬 又 は 処 分 の 内 訳			
受 入 先	廃棄物の種類	数量(kg)	搬入施設

備考 「受入先」の欄には、個人にあつては住所、氏名及び電話番号を、法人にあつては所在地、名称、代表者氏名及び電話番号を記入してください。

第12号様式(第27条関係)

(表)

第 号	
立入調査員証	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">ちよう 写真貼付</div>	所 属 職 名 氏 名 生年月日
上記の者は、茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第39条第1項の規定により、立入調査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
茅ヶ崎市長 <span style="float: right;">印</span>	

(裏)

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 (抜粋)
(立入調査)
第39条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、調査をさせることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 寸法は、縦60ミリメートル、横90ミリメートルとする。

第1号様式（第4条関係）

（平19規則49・全改、令3規則35・一部改正第

2号様式（第11条関係）

（平19規則49・全改、平24規則32・令2規則40・令3規則35・一部改正）

第3号様式（第12条関係）

（平19規則49・全改、令3規則35・一部改正第

4号様式（第14条関係）

（平19規則49・全改）

第5号様式（第14条関係）

（平19規則49・全改）

第6号様式（第14条関係）

（平19規則49・全改）

第7号様式（第14条関係）

（平19規則49・全改）

第8号様式（第15条関係）

（平19規則49・全改、令3規則35・一部改正第

9号様式（第16条関係）

（平19規則49・全改、令3規則35・一部改正第

10号様式（第23条関係）

（平19規則49・全改、令3規則35・一部改正第

11号様式（第24条関係）

（平19規則49・平22規則1・全改、令3規則35・一部改正）

第12号様式（第27条関係）

（平19規則49・全改）

## ○ 適正処理困難物の指定について

平成18年9月12日

告示第174号

改正 平成22年4月1日告示第91号

平成24年3月30日告示第70号

平成25年4月1日告示第75号

平成31年3月18日告示第65号

茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年茅ヶ崎市条例第1号）第24条第1項の規定により、次のとおり適正処理困難物を指定しました。

塗料及びその溶剤 在宅医療廃棄物で感染性の疑いのあるもの 廃油（食用油を除く。） 薬品（農薬を含む。）

石綿 自動車（部品を含む。） オートバイ（部品を含む。） タイヤ バッテリー 瓦 石 砂 土 石膏製品

タイル 断熱材 コンクリートブロック れんが コンクリートの破片及びくずその他の建設廃材 ソーラーパネル太陽熱温水器 電気温水器 畳 便器 ピアノ 農業用機械 芝刈機（エンジン式のものに限る。） 発電機 汎用モーター井戸ポンプ 電動車いす 電動式ベッド スプリングマットレス（横幅140センチメートルを超えるものに限る。） ガス容器（容量5キログラム未満のプロパンガスボンベを除く。） 耐火金庫 うす 漬物石 木

（木材を含む。）（長さ2メートルを超えるもの又は直径20センチメートルを超えるものに限る。）

改正文（平成24年告示第70号）抄

平成24年4月1日から施行します。

改正文（平成31年告示第65号）抄

平成31年4月1日から施行します。

# ○ 茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会規則

平成5年5月31日

規則第14号

改正 平成10年12月28日規則第56号

平成12年3月29日規則第8号

平成22年3月26日規則第11号

平成28年6月30日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平10規則56・全改）

(所掌事項)

第2条 審議会は、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する事項その他市長が必要と認める事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

（平10規則56・追加、平28規則38・一部改正）

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 環境指導員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（平10規則56・追加）

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（平10規則56・旧第2条線下・一部改正）

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平10規則56・旧第3条線下・一部改正）

(専門部会)

第6条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議するため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、審議会の委員のうちから会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、調査審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

（平10規則56・旧第4条繰下・一部改正）

（意見の聴取等）

第7条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（平10規則56・旧第5条繰下・一部改正）

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、環境部資源循環課において処理する。

（平10規則56・旧第6条繰下、平12規則8・平22規則11・一部改正）

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（平10規則56・旧第7条繰下）

附 則

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第56号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。  
（茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会に関する経過措置）
- 5 この規則の施行の日の前日において現に茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年茅ヶ崎市条例第1号）による委員であった者は、改正後の茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第1項に規定する委員の区分にかかわらず、改正後の同規則による委員とする。この場合において、当該委員の任期は、改正後の同規則第3条第2項本文の規定にかかわらず、同条例による任期満了の日までとする。

附 則（平成12年規則第8号）抄

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第11号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第38号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

## ○ 茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金条例

平成5年5月30日

条例第2号

改正 平成30年3月28日条例第19号

(目的及び設置)

第1条 この条例は、増加するごみの減量化及び資源化を促進し、良好な生活環境の保全に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理及び処分について、必要な事項を定めることを目的とする。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

- (1) 予算で定める積立金
- (2) 基金の趣旨に添う寄附金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平30条例19・追加)

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる事業等の費用に充てる場合に、これを処分することができる。

- (1) ごみの減量化及び資源化に関する事業に充てる時。
- (2) ごみの減量化及び資源化に関する市民活動に充てる時。

(平30条例19・旧第5条繰下)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平30条例19・旧第6条繰下)

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第19号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



# 令和6(2024)年度版

## ごみと資源物の分け方・出し方

収集日の早朝から

### 午前8時30分

までに  
自治会指定の集積場に出してください。  
※収集日以外の日、前日の夜間、収集後には出さないでください。

問い合わせ先

☎0570-005-383  
(ナビダイヤル)

通話料はお客様負担となります

※ナビダイヤルをご利用できない方は  
次の番号をご利用ください

①剪定枝・大型ごみ等の予約ダイヤル

☎0467-57-1166

※電話応答が困難な方に限りFAXにて承ります

FAX 0467-86-6833

②環境事業センター(業務担当)

☎0467-57-0200

FAX 0467-86-6833

■ごみと資源物の収集運搬に関すること

■集積場所に関すること

■動物死体の処理に関すること

■不法投棄に関すること

③①茅ヶ崎市資源分別回収協同組合

☎0467-57-8310

■臨時の資源物の持ち込みに関すること

③②環境事業センター(管理担当)

☎0467-58-4299

FAX 0467-58-7330

■臨時のごみ(資源物除く)の持ち込みに関する  
こと

■ごみ処理・処分に関すること

以下はナビダイヤルではつながりません

●寒川広域リサイクルセンター

☎0467-74-5547

■臨時の資源物の持ち込みに関すること

●資源循環課

☎0467-81-7178

■ごみの有料化に関すること

■ごみの減量化・資源化施策に関すること

■資源物の持ち去りに関すること

■生ごみ処理機に関すること

■剪定枝の持ち込みに関すること

環境事業センター公式 X



ごみと資源物のことや  
意外と知られていない  
廃棄物行政のことなど、  
いろいろなお知らせを発信  
していますよ!

茅ヶ崎市ホームページ



市の廃棄物行政の情報を  
掲載しているよ! 分け  
方・出し方や各地区  
のカレンダーも確認す  
ることができるよ!

ごみ分別辞典「ごみサク」



品目や名前から分け方  
・出し方が検索できる  
よ! 悩んだ時にサクサ  
ク検索しよう! AIに  
よるチャット機能も!

収集日は各地区のカレンダーで確認してください。

ごみと資源物の分け方・出し方一覧	P2~4
分別を間違えやすい品目・わかりにくい「木・木材」などの分別	P5
燃やせるごみ	P6
燃やせないごみ	P7
びん	P8
かん	P9
ペットボトル	P10
廃食用油	金属類(指定8品目) P11
プラスチック製容器包装類	P12
古紙類	P13
衣類・布類	P14
使用済小型家電	P15
剪定枝	P16
大型ごみ・特定大型ごみ・ 特定粗大ごみ	指定袋/証紙販売所 P17
市が収集・処理 できないもの	(テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・ パソコン) (危険物・消火器・産業廃棄物・バイク ボタン電池・充電式電池) P18
	P19
ごみと資源物の出し方ガイド(50音順)	P20
茅ヶ崎市からのお願い・お知らせ	P26
事業者の皆様へ	P27
ごみと資源物の持ち込み	P28

# ごみと資源物の分け方・出し方一覧

<b>燃やせるごみ</b> <b>収集回数：週に2回</b> <input type="checkbox"/> 生ごみ、紙ごみ(ティッシュ)など <input checked="" type="checkbox"/> 指定袋を使用して「燃やせるごみ」の集積場所へ出してください。 <b>出す時の注意</b> ●生ごみは水分をよく切る ●竹串などは先を折る ●袋の口をしっかりと結ぶ	<b>燃やせないごみ</b> <b>収集回数：隔週に1回</b> <input type="checkbox"/> 金属類、陶磁器・ガラス類、プラスチック製品など <input checked="" type="checkbox"/> 指定袋を使用して「燃やせないごみ」の集積場所へ出してください。 <b>出す時の注意</b> ●刃物や割れものなどの鋭利なものは紙などで包み、指定袋に入れて「注意」と表記する ●袋の口をしっかりと結ぶ	<b>プラスチック製容器包装類</b> <b>収集回数：週に1回</b> <input type="checkbox"/> 商品・製品などの容器や包装でプラスチック製のもの。 <input checked="" type="checkbox"/> の表示が目印 <input checked="" type="checkbox"/> 透明・半透明の袋に入れて「資源物」の集積場所へ出してください。 <b>出す時の注意</b> ●汚れを水ですすぐ、ふき取るなどして落とす ●ひとつの袋に詰める(二重袋での排出はしない) ●袋の口をしっかりと結ぶ
---	---	--

古紙類			
新聞	ダンボール	本・雑誌・雑紙	飲料用紙パック
<b>収集回数：隔週に1回</b> <input checked="" type="checkbox"/> 「資源物」の集積場所に品目ごとに出してください <b>出す時の注意</b> ●ひもで十字にしぼる ●ただんで、ひもで十字にしぼる ●ひもで十字にしぼる ●シュレッダーした紙や細かい紙などは透明・半透明の袋に入れる ●洗って切り開き、乾かしてから透明・半透明の袋に入れる			

衣類・布類
<b>収集回数：月に1回</b> <input type="checkbox"/> 衣類・布類 <input checked="" type="checkbox"/> 透明・半透明の袋に入れて「資源物」の集積場所に出してください <b>出す時の注意</b> ●濡れると資源になりませんので、なるべく晴れた日に出してください

びん	かん	ペットボトル	廃食用油	金属類(指定8品目)
<b>収集回数：隔週に1回</b>				
<input type="checkbox"/> 飲食用・薬品・化粧品等のガラスびん <input checked="" type="checkbox"/> 「資源物」の集積場所に配布されるコンテナに直接入れてください	<input type="checkbox"/> 飲食用のかん、スプレーかん <input checked="" type="checkbox"/> 「資源物」の集積場所に配布される青いネットに直接入れてください	<input type="checkbox"/> 飲食用のペットボトル <input checked="" type="checkbox"/> の表示が目印 <input checked="" type="checkbox"/> 「資源物」の集積場所に配布される黄色いネットに直接入れてください	<input type="checkbox"/> サラダ油などの植物性の食用油 <input checked="" type="checkbox"/> 必ずペットボトル(スクリューキャップ式)に入れてみだを洗い、袋に入れずにそのまま、「資源物」の集積場所に直接出してください	<input type="checkbox"/> 茶べ、やかん、フライパン、スプーン、おろし金、焼網、ボウル、ざる <input checked="" type="checkbox"/> 汚れを取り除き、袋に入れずにそのまま、「資源物」の集積場所に直接出してください
<b>出す時の注意</b>				
●水ですすぐ ●コンテナに入れるときは静かに	●水ですすぐ ●ネットに入れるときは静かに ●つぶさずに ●スプレーかんは穴をあける	●水ですすぐ ●ネットに入れるときは静かに ●キャップ・ラベルを取り除く ●つぶして	●必ずペットボトル(スクリューキャップ式)で出す ●袋に入れない ●コンテナに入れず集積場所に直接出す	●汚れを落とす ●袋に入れない ●コンテナに入れず集積場所に直接出す

剪定枝
<input type="checkbox"/> 枝、幹、切り株 (P16) <input checked="" type="checkbox"/> 剪定枝予約ダイヤル(0487-57-1166)でお申し込みいただくか、樹木資源へ直接持ち込んでください。

大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ
<input type="checkbox"/> 1辺の長さが50cmを超え、2m以下のものなど (P17) <input checked="" type="checkbox"/> 申し込みが必要です。大型ごみ等予約ダイヤル(0487-57-1166)でお申し込みください。

# Separation and disposal of garbage and recyclables

Burnable garbage	Unburnable garbage	Plastic containers and packaging
Collection : Twice a week	Collection : Once every two weeks	Collection : Once a week
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Leftover food, tissues and other similar items</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> Place in a designated bag, and put garbage in the burnable garbage collection area.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Metal, pottery, glass not including bottles, plastic</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> Place in a designated bag, and put garbage in the unburnable garbage collection area.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> All items with the Plastic containers/packaging logo: </li> <li><input checked="" type="checkbox"/> Place in a transparent or semi-transparent bag, and put garbage in the recyclable resources collection area.</li> </ul>
<p style="background-color: #e91e63; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px;">Garbage disposal instructions</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● Remove all moisture from the garbage</li> <li>● Break off all sharp ends For example bamboo sticks, toothpicks etc.</li> <li>● Tie the bag closed</li> </ul> 	<p style="background-color: #4caf50; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px;">Garbage disposal instructions</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● Sharp or broken objects must be wrapped in paper or similar material. Also label the contents</li> <li>● Tie the bag closed</li> </ul> 	<p style="background-color: #00bcd4; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px;">Garbage disposal instructions</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● Gently rinse or wipe off the insides of plastic containers and packaging</li> <li>● Packed in one bag (Do not put small bags in big ones)</li> <li>● Tie the bag closed</li> </ul>

Used paper			
Newspaper	Cardboard	Magazines, misc	Paper-based Drink containers
Collection : Once every two weeks			
<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> Separate when putting garbage in the recyclable resources collection area as follows.</li> </ul>			
<p style="background-color: #a1887f; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px;">Garbage disposal instructions</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● Tie with string or twine lengthwise and widthwise</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Lay flat, tie with string or twine lengthwise and widthwise</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Tie with string or twine lengthwise and widthwise</li> <li>● Place shredded paper in a transparent or semi-transparent bag</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Rinse clean, cut open and dry, place in a transparent or semi-transparent bag</li> </ul>

Old clothing
Collection : Once a month
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Cloth and clothing</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> Place in a transparent or semi-transparent bag, and put garbage in the recyclable resources collection area.</li> </ul>
<p style="background-color: #ff9800; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px;">Garbage disposal instructions</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● Cloth and clothing cannot be recycled as a resource if wet. Do not place outside on rainy days</li> </ul>

Bottles	Cans	Plastic PET Bottles	Used Kitchen Oil	Metals (Specified items)
Collection : Once every two weeks				
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> All glass bottles (glass drink bottles, glass cosmetic bottles, and glass medicinal containers)</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> Put in the plastic container delivered to the recyclable resources collection area.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Cans containing food and beverages, spray cans</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> Put in the blue net container delivered to the recyclable resources collection area.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Plastic PET bottles for beverages, sake, mirin, cooking wine, soy sauce with the PET bottle logo: </li> <li><input checked="" type="checkbox"/> Put in the yellow net container delivered to the recyclable resources collection area.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Vegetable oil for cooking</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> Put in a Plastic PET bottles, tighten the screw-cap. And put garbage in the recyclable resources collection area without bagging it.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Pots, kettles, pans, spoons, graters, griddles, bowls, colanders</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> Removing dirt adhering to metals. And put garbage in the recyclable resources collection area without bagging it.</li> </ul>
<p style="background-color: #0070c0; color: white; border-radius: 10px; padding: 2px;">Garbage disposal instructions</p>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● Rinse with water</li> <li>● Quietly put in the blue plastic container</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Rinse with water</li> <li>● Quietly put in the blue net container</li> <li>● Do not crush</li> <li>● Open a hole on the spray cans.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Remove caps and labels</li> <li>● Rinse with water</li> <li>● Crush</li> <li>● Quietly put in the yellow net container</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Tighten the screw-cap.</li> <li>● Do not put in a bag</li> <li>● Do not put in the container and put garbage to the recyclable resources collection area.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Wash out stains.</li> <li>● Do not put in a bag</li> <li>● Do not put in the container and put garbage to the recyclable resources collection area.</li> </ul>

Branches
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Trimmed branches, Trunks Stumps (P16)</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> Please call the trimmed branches reservation dial 0467-57-1188 to apply the collection, or bring the trimmed branches to Miyakojitsuyou, Ltd.. Make a request for collection in Japanese.</li> </ul>

Oversized garbage
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Items that is over 50cm and less than 2m on a length, width or length (P17)</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> Make a request for collection in Japanese by calling. Telephone 0467-57-1166</li> </ul>

# 垃圾、资源分类处理方法一览表

可燃垃圾	不可燃垃圾	塑料制容器包装类
<p><b>收集次数：每周 2 次</b></p> <p>□ 生活垃圾、纸巾等 ■ 请装入指定垃圾袋后扔到「可燃垃圾」的收集站。</p> <p><b>注意事项</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活垃圾请先把水晾干。</li> <li>● 竹签类细长物请先折断。</li> <li>● 袋口须扎紧。</li> </ul>	<p><b>收集次数：每 2 周 1 次</b></p> <p>□ 金属类、陶瓷器・玻璃类、塑料制品、干电池等 ■ 请装入指定垃圾袋后扔到「不可燃垃圾」的收集站。</p> <p><b>注意事项</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 刀具以及易碎品请用厚纸包好，并写上「注意」。</li> <li>● 袋口须扎紧。</li> </ul>	<p><b>收集次数：每周 1 次</b></p> <p>□ 是指商品・制品等的容器和外包装为塑料制的，请注意塑料标识。 ■ 请装入透明或半透明的塑料袋后扔到「资源物品」的收集站。</p> <p><b>注意事项</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 请先用清水洗净，擦掉污垢。</li> <li>● 请装入单层袋子。(不要套双层袋子)</li> <li>● 袋口须扎紧。</li> </ul>

旧纸类				旧衣物、旧布
报纸	纸板箱	书籍、杂志、杂纸	包装纸盒	
<p><b>收集次数：每 2 周 1 次</b></p> <p>■ 请按品目分别整理好后扔到「资源物品」的收集站。</p> <p><b>注意事项</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 请用绳子十字交叉扎好。</li> <li>● 请拆散、推平并用绳子十字交叉扎好。</li> <li>● 请用绳子十字交叉扎好。</li> <li>● 碎纸机处理后等的碎纸请装入透明或半透明的塑料袋里。</li> <li>● 先洗净，展开并晾干之后，请装入透明或半透明的塑料袋里。</li> </ul>				<p><b>收集次数：每月 1 次</b></p> <p>□ 衣物、布类 ■ 请装入透明或半透明的塑料袋后扔到「资源物品」的收集站。</p> <p><b>注意事项</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 湿的不能作为资源被再利用，请尽量在晴天丢弃。</li> </ul>

玻璃瓶	金属罐	塑料瓶	食用废油	金属类(指定 8 类)
<p><b>收集次数：每 2 周 1 次</b></p>				
<p>□ 是指饮食用、商品、化妆品的玻璃瓶。 ■ 请直接扔到「资源物品」收集站的青箱。</p>	<p>□ 饮食用罐、喷雾罐 ■ 请直接扔到「资源物品」收集站的蓝色网里。</p>	<p>□ 饮食用的塑料瓶。 ■ 请注意塑料标识。 ■ 请直接扔到「资源物品」收集站的黄色网里。</p>	<p>□ 色拉油等植物性油 ■ 请丢弃在打格式的塑料饮料瓶(带拧开式瓶盖的普通饮料瓶)内。拧紧瓶盖后不用装袋就直接扔到「资源物品」收集站。</p>	<p>□ 锅、水壶、平底炒菜锅、勺子、煎菜板、铁格子、打蛋盘、不锈钢碗 ■ 请擦掉污垢后，不用装袋就直接扔到「资源物品」收集站。</p>
<p><b>注意事项</b></p>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 用清水洗净。</li> <li>● 轻轻放入箱内。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 用清水洗净。</li> <li>● 轻轻放入网内。</li> <li>● 请勿压扁。</li> <li>● 喷雾罐请务必打孔。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 用清水洗净。</li> <li>● 轻轻放入网内。</li> <li>● 去掉瓶盖和标签。</li> <li>● 将其压扁。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 请务必放入带有拧开式瓶盖的塑料饮料瓶内。</li> <li>● 不要放在袋子里。</li> <li>● 不要扔到箱子里，直接扔到垃圾收集站。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 请擦掉污垢。</li> <li>● 不要放在袋子里。</li> <li>● 不要扔到箱子里，直接扔到垃圾收集站。</li> </ul>

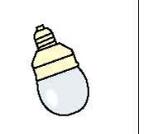
废弃的修剪树枝
<p>□ 杈子、主干、树桩 (P16) ■ 必须先打电话预约，废弃树枝预约的专用电话 (0467-57-1166)，或者直接送到御实业株式会社。废弃树枝预约的电话只对应日文。</p>

大型垃圾
<p>□ 边长超过 50 厘米、2 米以下的垃圾 (P17) ■ 必须申报。请拨打大型垃圾预约的受理专用电话 (0467-57-1166) 只对应日文。</p>

このページは「湘南中国語教室」の協力により作成しています。

湘南中国語教室 第 4 号市 中海岸 4-5-24 ホームページ <https://shonanchugokugo.jimdofree.com/> 電話 0467-82-5979

## 分別を間違えやすい品目

<p>くつ</p>  <p>使用できないものは「燃やせるごみ」へ(片方しかない、壊れた、汚れがひどいなど)</p>	<p>布団 こたつ布団 ベッドパット</p>  <p>指定袋に入れば「燃やせるごみ」はみ出さないように指定袋に入れ、袋の口をしっかりと結んでください。 詳細は6ページ</p>	<p>プラスチック製品</p>  <p>ごみと資源物の出し方ガイド(50頁順)をご覧ください。</p>	<p>スプレー かん</p>  <p>詳細は9ページ 中身を使い切り、火の気のない風通しの良いところで穴をあけ、ガス抜きをする。</p>	<p>カセット コンロ</p>  <p>詳細は17ページ</p>	<p>ライター類</p>  <p>中身は使いきるか、空にしてください。</p>	<p>リチウム イオン電池</p>  <p>詳細は19ページ</p>	<p>電球</p>  <p>詳細は7ページ</p>
<p>燃やせないごみに出さないでください。車両火災の原因になります。</p> 							
衣類・布類	大型ごみ (有料・予約制) 詳細は17ページ	燃やせないごみ	かん	特定 粗大ごみ (有料・予約制)	燃やせるごみ	リサイクル ボックス	燃やせないごみ

## わかりにくい「木・木材」などの分別

### 1 木の種類を確認してください

<p style="text-align: center;">A</p> <p>■木材・木製品(角材、枕木、丸太など) ※加工された木 ■防虫剤が散布された枝など</p> 	<p style="text-align: center;">B</p> <p>■自宅で切った枝、幹、切り株、竹、シュロ、ソテツなど ※造園業者等の事業者到庭木等の剪定を依頼し、排出された剪定枝は収集することはできません。 ※太さ・長さ制限のない排出方法(直接持ち込み)の詳細は16ページ</p> 
---	--

### 2 太さと長さを確認し、分別をしてください

A		長さ		
		50cm以下	50cm超え 2m以下	2m超え
太さ	10cm以下	燃やせるごみ ■指定袋(黄色) ※束ねる場合は指定袋で巻く	大型ごみ	処理 困難物
	10cm超え 20cm以下	燃やせないごみ ■指定袋(黄色) ※束ねる場合は指定袋で巻く		
	20cm超え	処理困難物		

B		長さ		
		1m以下	1m超え 2m以下	2m超え
太さ	1cm以下	燃やせるごみ ■透明・半透明の袋 ■束ねる際は35cm以下	大型ごみ	処理 困難物
	1cm超え 20cm以下	剪定枝(予約収集) ■紐で束ねる ■1束当たりの直径は35cm以下		
	20cm超え	処理困難物		

# 燃やせるごみ(週2回の収集)

# 指定袋で出す



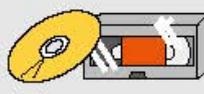
## 対象となる品目の例



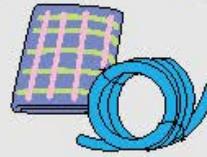
■生ごみ・野菜くず等  
(調理ごみ・残飯・貝がら・  
左付けのごとつモロコシの皮  
など)



■紙ごみ  
(新聞に出せぬ紙類・雑誌紙、  
写真など)



■CD・DVD  
ビデオテープ  
(ケースも含む)



■ビニール製品  
(ホース・レジスターシートなど)



■ライター類  
■中身は空にする



■木材  
(角材・丸太など)  
※長さ50cm以下かつ太さ  
10cm以下のもの



■ペットの糞  
※埋めしないようビニール袋等  
で小分けにする



■洗濯に出せない  
衣類・布類  
(布製の玄関マット・台所マット  
など)



■感染性の薬いがない  
在宅医療用廃棄物  
(使用済み点滴チューブ・針が  
露出しにくい注射器など)



■マイクロビーズ使用製品  
※袋に入り切るもの  
■「マイクロビーズ」と分かる  
ように貼り紙を貼る

## 指定袋を使った出し方

## 集積場所：燃やせるごみ



■中身がこぼれたり、はみ出さないようにごみを入  
れ、袋の口をしっかりと結んでください。



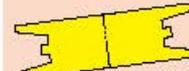
■ごみを出す際、一番外側の袋が指定袋であれば袋  
を二重にして出してもかまいません。



■長尺物 (指定袋の中に入りきれないが  
品目の外周に指定袋を巻くことができる物)  
は品目の外周に指定袋を巻くまたは  
結んでください。

## 誤った出し方

■袋の口が結べていない  
■ごみのはみ出している



■袋の加工  
(袋に切れ込みを入れて伸ばす)



■袋にごみを入れて巻く



■巻ききれずテープで  
とめる

## 透明・半透明の袋 で出せる品目



■落ち葉・雑草  
※農作業の不要物や獣糞類  
は対象外



■枝・幹  
※長さ1m以下で、太さ1cm以下  
のもの  
※束ねる場合は1束の直径を25cm  
以下にする  
※太さ1cmを超えるものは  
18ページへ



■ストーマ袋・腹膜透析パック  
※当該品目が入っていることが分かるように  
貼り紙などを添えて出してください



■紙おむつ (大人用・子ども用)  
尿取りパッド  
※新聞紙等で覆った裏面が紙おむつ・尿取り  
パッドが入っていることが分かるように貼  
り紙などを添えて出してください

### (お願い)

落ち葉や雑草は泥を落とし、乾燥させた上で袋に入れ、なるべく  
週の後半の収集日に出してください。

1回に出す量が3袋を超えるなど、量が多い場合は複数回に分けて  
出してください。

紙おむつやストーマ袋、腹膜透析パックなどを捨てる場合は袋を  
二重にして排出していただくと助かります。

事業者は黄色の指定袋及び透明・半透明の袋  
で出すことはできません。

詳細は19ページ、27ページへ

# 燃やせないごみ(隔週水曜日の収集)

燃やせないごみ

# 指定袋で出す



## 対象となる品目の例



**■小家庭電器品**  
※80cm以下の家庭用電器  
※15ページ「家電品」の収集方法を参照



**■雑貨類**  
※11ページの「雑貨類」以外のもの



**■刃物・ガラス**  
※紙などに包み保護紙に入れて「注意」と貼り紙をする



**■電球**  
(白熱球・LED電球)



**■LED照明灯**  
※水筒等の容器に「危険・半透明の袋」で包む必要がある



**■プラスチック製品**  
(おちちや、バケツ、洗面器、タッパーなど)  
※12ページの「プラスチック類」の収集方法を参照



**■傘・ほうきなど**  
※13ページの出し方を参照



**■水筒ケース**  
(1層のもの)  
(大きさにかかわらず)  
※2層以上のものや金網製のもの50cmを超えものは「大型ごみ」  
※下部の「大型ごみ」の出し方を参照



**■ゴルフバッグ**  
(大きさにかかわらず)  
※下部の「大型ごみ」の出し方を参照



**■陶器類**  
(花瓶、皿、茶碗など)

## 指定袋を使った出し方

## 集積場所：燃やせないごみ



■中身がこぼれたり、はみ出さないようにごみを入れ、袋の口をしっかりと結んでください。



■ごみを出す際、一番外側の袋が指定袋であれば袋を二重にして出してもかまいません。

**■長尺類** (指定袋の中に入りませんが、長尺の外側に指定袋を巻くことができます)  
※品目の外側に30〜40cmの指定袋の口を巻くか又は結びつけるサイズの指定袋を使用。

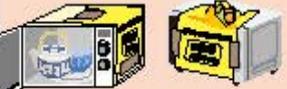


※異なる品目をひとまとめに巻くことができません。

**■大きい物** (品目の外側に指定袋を巻く必要のないもの)  
※1点に対し40cm幅(40cm×1枚又は20cm×2枚)等の指定袋を「6の輪」が見えるように貼り付ける。



## 貼った出し方



■袋にごみを入れて貼る  
■中にごみを入れる



■袋の加工  
■袋にごみを入れて巻く  
■巻ききれずアープでとめる

## 透明・半透明の袋 で出せる品目



**■コイン電池**  
(※は型号CR/BR)  
※小家庭電器品などに入っている電池は取り外してください。  
※透明・半透明の袋に電池だけをに入れて出してください。



**■単電池**  
※小家庭電器品などに入っている電池は取り外してください。  
※透明・半透明の袋に電池だけをに入れて出してください。



**■水筒式体温計**  
※水筒式体温計は透明・半透明の袋に入れて出してください。



**■電球** (白熱球等のもの)  
※購入時の箱などに入れてそのまま出してください。  
※箱がない場合は電球だけを透明・半透明の袋に入れて出してください。  
※長さ14cmを超えるものは「大型ごみ」

## 集積場所での出し方



※それぞれの品目を別々の袋に入れて出してください。

## 火災の原因となるごみと廃棄物

燃やせないごみの日に、間違えて排出されたもの一部が原因となり、ごみ処理場やごみの処理施設で火災が発生する危険が増加しています。  
主な原因は、リチウムイオン電池などの充電式電池(電動歯ブラシや電子たばこ、加熱式たばこなどの機器に含まれることが多い)、スプレー缶、ライター類、ジェットコンロなどです。  
これらの品目を排出する際は、分別方法を本書でお読みください。  
適正な分別と安全な収集のためにご理解とご協力をお願いします。



# びん(隔週に1回の収集)

# コンテナに出す

## 対象となる品目の例



■飲料用びん  
(ジュース・炭酸飲料・酒など)



■調味料用びん  
(料酒・みりん・油など)



■薬品用びん  
※薬液・薬が入っていたびん  
※「燃やせないごみ」へ



■ガラスびん  
(ジャム・菓子・バターなど)



■広口びん  
(果実酒・漬物など)  
※蓋のガラス部分を破く  
※ふたや指の部分は「燃や  
せないごみ」へ



■化粧品用びん



■割れたびん

いつも分別にご協力いただき、  
ありがとうございますぞよ。



## コンテナ への出し方 集積場所：資源物

**1**

■ふたは取り除いて「燃やせないごみ」へ  
※フタマーク付きのふたは「プラスチック資源物」へ  
※リング状の残物は、取り除く場合は取り除く

■簡単にはがれるラベルははがしてください。

■中を空にして、すすいできれいにしてください。



**2**

■静かに出しましょう

■袋に入れず、コンテナに横かせて入れてください。  
※立てて入れると雨水などが入り、取扱いを妨げます。

■コンテナの内側の赤いラインより上には入れないでください。  
※赤いラインを超えると収集時にコンテナが重ならなくなります。



コンテナがいっぱいの際は

■透明・半透明の袋に入れてコンテナの横に置いてください。



割れたびんは

■一緒にコンテナに入れてください。



汚れたびんは

■リサイクルできないので「燃やせないごみ」に出してください。

コンテナの色について

令和4(2022)年度より、黄色と灰色のコンテナもびん用のコンテナとして再利用しています。

## びん で出せない品目

■蛍光灯  
(「燃やせないごみ」を参照)

■大量ごみ

■燃やせないごみ



■食器類

■燃やせないごみ



■ガラス製品  
(灰皿・コップなど)

■燃やせないごみ



■花びん

■燃やせないごみ



■薬液・薬液が入っていたびん

■燃やせないごみ



■電球  
(「燃やせないごみ」を参照)

■燃やせないごみ



■陶磁器類

■燃やせないごみ



■耐熱ガラス製のびん

■燃やせないごみ



■乳白色で中身の見えないびん

■燃やせないごみ



■鏡

■燃やせないごみ



# かん(隔週に1回の収集)

# ネットに出す

## 対象となる品目の例



■飲料用かん  
(ジュース・炭酸飲料など)



■酒類用かん  
(ビール・発泡酒など)



■菓子類用かん



■食用油用かん  
(サラダ油・ごま油など)



■缶詰用かん  
(果物・魚類など)  
※ふたも一緒に出せます。



■その他食料用かん



■スプレー缶  
(殺虫剤・ヘアスプレー・  
潤滑剤、塗料スプレーなど)  
※可燃性ガスを使用しているもの



■カセットボンベ



■スプレー式消火具

## ネット への出し方

## 集積場所：資源物

1

■飲料ボトルのふたは  
リサイクルできない  
ため「燃やせないごみ」へ



■缶詰のふたは本体といっしょ  
に出してください。



■簡単にはがれる  
ラベルははがして  
ください。

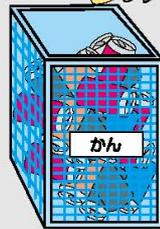


■中を空にして、  
すすいできれいに  
してください。



2

静かに  
出しましょう



■袋に入れず、青色のネットに入れて  
ください。

ネットが  
いっぱいの際は

■透明・半透明の  
袋に入れてネット  
の横に置いて  
ください。



汚れたかんは

■リサイクルできないの  
で「燃やせないごみ」  
に出してください。



つぶさないでください

かんは収集後、圧縮(プレス)して一つのかたまりにします。かんが初めからつぶされていると結合しにくくなってしまいます。



## スプレーかんの出し方



■中身を使い切ってください。



■火の気のない、風通しの良いところで穴をあけ、ガス抜きしてください。

## かん で出せない品目



■一斗かん  
※菓子や食料用でも「かん」では出せません。

燃やせないごみ



■塗料用かん(ペンキかんなど)  
※中身が入っているものは出せません

燃やせないごみ



■テニスボールが入っていたかん

燃やせないごみ



■エンジンオイルかん  
※エンジンオイル自体は処理困難物です。

燃やせないごみ

# ペットボトル(隔週に1回の収集)

# ネットに出す



## 対象となる品目の例



の表示があるものが対象です。



## ネット への出し方

## 集積場所：資源物

1

■ふたは取り除いてください。

※ふた(キャップ)は「プラスチック製容器包装類」へ  
※リング状の異物は、取り除ける場合は取り除く。取り除いた部分は、「プラスチック製容器包装類」へ

■簡単にはがれるラベルははがしてください。

■中を空にして、すすいできれいにしてください。



2

静かに出しましょう



■袋に入れず、黄色のネットに入れてください。

※集積場所でペットボトルをつぶすと近隣の方の迷惑となりますのでご自宅でごつぶしてください。

ネットがいっぱいの時は

■透明・半透明の袋に入れてネットの横に置いてください。



汚れたペットボトルは

■リサイクルできないので「燃やせるごみ」に出してください。



つぶしてください

ペットボトルも収集後、圧縮(プレス)して一つのかたまりにしますが、加熱するためつぶされても結合するため、多くの方が排出できるようつぶしてネットに入れてください。つぶれないものはそのまま出してください。

## ペットボトル で出せない品目

■マークのないペットボトル

※プラマークがあるものはプラスチック製容器包装類へ

プラスチック製容器包装類

燃やせるごみ



■汚れたペットボトル

燃やせるごみ



## 台風や荒天時のコンテナ・ネットの配布について

できれば次の収集日へ



■コンテナ・ネットは、収集日の前日に各資源物の集積場所に配布しています。台風や強風、降雪などの悪天候により収集や、コンテナ・ネット容の配付を中止又は時間帯を変更することがあります。原則として収集は通常通り行いますが、市民の皆様は排出時の危険もありますので、できる限り次回の収集日に排出することのご協力をお願いします。

廃食用油(隔週に1回の収集)

ペットボトル  
に入れて出す

対象となる品目



■食用油  
(サラダ油・オリーブ油・菜種油などの植物性油)

ペットボトル で出してください びん・かん・  
ペットボトルと同日



※購入時の容器では出せません。  
※必ずスクリーキャップ式のペットボトルに入れて出してください。  
それ以外は油がこぼれ、道路等に流れ出し、汚れや事故の原因となる恐れがあります。

集積場所：資源物



袋に入れず  
そのまま  
直に出す

- 揚げカス等は取り除き、空のペットボトルに入れて必ずふたをし、そのまま直に出してください。
- ペットボトルが転がらないようにして出してください。
- ※コンテナには入れないでください。

廃食用油 で出せない品目

■動物性油  
※固形化して燃やせるごみへ  
燃やせるごみ

■エンジンオイル(廃油)  
処理困難物

■工業油(廃油)  
処理困難物

金属類(隔週に1回の収集)

そのまま出す

対象となる品目 [指定8品目]



※対象は上記8品目に限ります。  
※さびているものも出すことができます。  
※ホーロー製またはテフロン加工された8品目も対象です。  
※金属としてのリサイクルのしやすさ、安全性などから品目を定めています。

出し方 びん・かん・  
ペットボトルと同日 集積場所：資源物



袋に入れず  
そのまま  
直に出す

- 汚れを取り除き、そのまま直に出してください。
- ※コンテナには入れないでください。
- 転がらないようにして出してください。

金属類 で出せない品目

■ガラス製のふた  
※購入時セットで付属しているものも含む  
燃やせないごみ

■指定8品目以外の金属類  
燃やせないごみ

■フォーク  
燃やせないごみ

■ナイフ  
燃やせないごみ

# プラスチック製容器包装類(週1回の収集)

## 透明・半透明の袋で出す



### 対象となる品目の例

商品が入っていた容器や包装で、使用後に不要となるプラスチック類のことです。

プラマークの表示があるものが対象です。

※プラマークはラベルやパッケージに貼られて表示されている場合があります。



## 透明・半透明の袋 での出し方 集積場所：資源物

1

■製品(中身)は使い切り、軽くすすぐなどして汚れを取り除いてください。  
 ※洗剤等を使用して洗う必要はありません。  
 ※洗った後の残り水を利用して、軽くふき取るなどして固形物が残らないようにしてください。



■紙製のラベルははがしてください。  
 ※簡単にはがせない場合は取り除く必要はありません。

2

■中身がこぼれたり、はみ出したりないように入れ、袋の口をしっかりと結んでください。



■プラスチック製容器包装類は重量が軽く、風で飛散しやすいため、なるべく一つの袋に詰め込んで重さを持たせてください。



どこまできれいになれば？

■食品の固形物が残らないことを目安にご協力をお願いします。

汚れが取れないものは

■リサイクルできないので「燃やせるごみ」に出してください。



## プラスチック製容器包装類 出せない品目

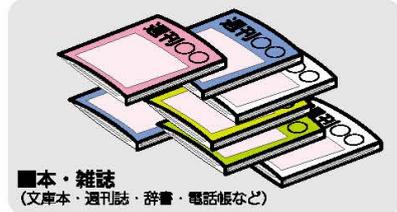
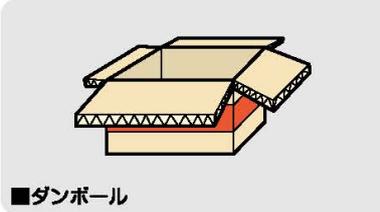


## 古紙類(隔週1回の収集)

## ひもでしばる

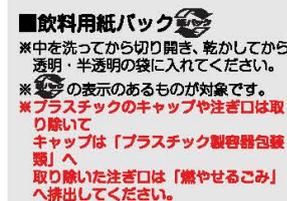
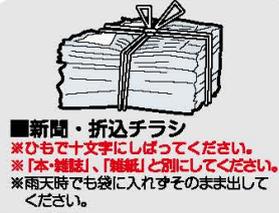
## 透明・半透明の袋で出す

### 対象となる品目の例



### 出し方

#### 集積場所：資源物



### 古紙類 で出せない品目



### 古紙類の収集方法について



■ダンボールはパッカー車で、その他の古紙類は荷台のあるトラックで別々に収集しており、必ずしも同時に収集するわけではありません。ダンボールが収集された後に排出されたものは、荷台のあるトラックで回収することができますが、ダンボール以外の古紙類が先に収集された後では、パッカー車でその他の古紙類を収集することはできません。そのため、後から排出された古紙類は収集できないので、当日の8:30までに排出していただくようご協力をお願いします。

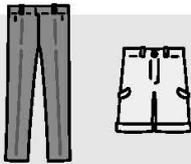
# 衣類・布類（月に1回の収集）

# 透明・半透明の袋で出す

## 対象となる品目の例



■**トップス・上着**  
 (セーター・シャツ・トレーナー・ジャンパー・ワイシャツ・ジャケットなど)



■**ボトムス・スポン**  
 (ズボン・スラックス・チノパン・スカート・キヨロットなど)



■**下着類**  
 (パンツ・肌着・靴下・腹巻きなど)



■**くつ類**  
 (スニーカー・革くつ・上履き・スポーツシューズ(スパイク系)など)  
 ※エナメルやゴム素材のものも出すことができます。



■**布類**  
 (カーテン・タオル・毛布・ハンカチ・端切れなど)



■**革製品**  
 (ベルト・バッグ・かばん・毛皮・革ジャンなど)



■**その他**  
 (かばん・ぬいぐるみなどの布製品)



■**帽子**  
 (布製品)

## 透明・半透明の袋 での出し方 集積場所：資源物



■再利用しますので、**洗濯するなどしてきれいに**してください。  
 ※品目ごとに分ける必要はありません



■中身がこぼれたり、はみ出さないように衣類等を入れ、袋の口をしっかりと結んでください。

雨の日は…



■衣類・布類は濡れてしまうとカビが発生するなどして再利用できなくなる場合があります。  
 雨天時も収集は行いますが、できる限り天気の良い日を選んで出してください。

## 衣類・布類 で出せない品目



■汚れているもの  
 壊れているもの  
**燃やせるごみ**



■安全くつ・長くつ  
**燃やせるごみ**



■スキーくつ  
 スケートくつ  
**燃やせないごみ**



■**布団**  
 ※指定袋に入る場合は燃やせるごみ  
**大型ごみ**  
**燃やせるごみ**  
 詳細は26ページへ



■カーペット  
 ラグ  
 じゅうたん  
**大型ごみ**  
**燃やせるごみ**



■スリッパ  
 ビーチサンダル  
**燃やせるごみ**

## 使用済小型家電

## 専用回収ボックスへ入れる

**対象となる品目の例** 30cm×15cmの回収ボックスの投入口に入り、奥行き30cm程度以下の大きさで、電気・電気で動くもの

※使用済小型家電に含まれるアルミ・貴金属・レアメタルなどは大切な資源となるため、他の品目とは分けて回収しています。



### 回収ボックスへの出し方

1



- 個人情報は、初期化するなどして必ず消去してください。
  - 電池やバッテリーは取り外してください。
- ※市で収集できない充電式電池やボタン電池、バッテリーは回収能力などへおまかせください。
- ※電池等が取り外せない場合はそのままボックスの中へ入れてください。

2

回収ボックスには2つの投入口があります。(携帯電話・PC等専用とそれ以外)



投入口に入らない家電製品は「燃やさないごみ」(パソコン等)

- お近くの公共施設等に設置されている回収ボックスへ投入してください。
- ※お取り寄せ防止のため、一度入れると取り出すことはできません

### 回収ボックス設置場所

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 01 茅ヶ崎市役所 (2F資源循環課) | 15 小出地区コミュニティセンター  |
| 02 小出支所             | 16 コミュニティセンター湘南    |
| 03 香川公民館            | 17 茅ヶ崎地区コミュニティセンター |
| 04 小和田公民館           | 18 南湖会館            |
| 05 鶴嶺公民館            | 19 鶴嶺東コミュニティセンター   |
| 06 松林公民館            | 20 鶴嶺西コミュニティセンター   |
| 07 南湖公民館            | 21 高砂コミュニティセンター    |
| 08 図書館本館            | 22 松濱コミュニティセンター    |
| 09 青少年会館            | 23 辻堂駅前出張所         |
| 10 うみかぜテラス          | 24 ハマミーナ出張所        |
| 11 環境事業センター         | 25 香川駅前出張所         |
| 12 浜須賀会館            | 26 イオン茅ヶ崎中央店 (3F)  |
| 13 海岸地区コミュニティセンター   | 27 そよら湘南茅ヶ崎 (1F)   |
| 14 小和田地区コミュニティセンター  |                    |

### 宅配便による小型家電回収サービス

茅ヶ崎市は国認定事業者「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、小型家電のリサイクルを進めています。

「小型家電」のほか、「燃やさないごみ」としている家電や「パソコン」もご自宅まで取りに来てもらうことができます。

回収料金(税別)	パソコンと一緒の場合	無料
	その他小型家電のみの場合	1,600円

■別途、処分費用がかかる場合があります。リネットジャパンリサイクルへお問合せください。

■ナビダイヤル (受付時間: 10~17時) 0570-085-800 (通話料自己負担)



※送料の別途は、パソコン本体を含む回収1回につき1箱の宅配便送料となります。

※データ消去や回収時の費用をリネットジャパンリサイクル(株)に依頼する場合は、別途料金が発生します。

(担当) 資源循環課0467-81-7178

# 剪定枝 (せんていし)

# 収集を依頼 (無料)

# 直接持ち込み (無料)

## 対象となる枝・幹など

■枝・幹・切り株 (竹・雑草類の樹木も可)  
 ■枝についたままの葉は一緒に収集することができます。  
 ※土や石、針金等は取り除いてください。

排出量を把握し、束ねるなどしてください **収集予約の前に**



■1本当たりの長さは1m以下  
 ■太さは1cmを超え、20cm以下  
 ■複数ある場合は紐で束ねてください。  
 (束ねた後の1束当たりの幅は35cm以下としてください)

市内の所有地または私有地から出た剪定枝を収集します。

## 収集を依頼できない品目

## 直接持ち込みは可



■長さ1m以下で太さ1cm以下

**細やせるごみ**



■長さ1mを超え2m以下太さ20cm以下

**大型ごみ**



■長さ2mを超えるものまたは太さ20cmを超えるもの

**地球団粒構**



■草・落ち葉・つる

**細やせるごみ**

**剪定枝として収集も持ち込みもできない品目**

■事業者から排出された剪定枝  
 ■道端業者等に剪定を依頼したもの

**自己処理**



■防虫剤を散布したものの詳細はホームページ

## 収集の依頼方法

**0467-57-1166**

※受付時間 月曜日～金曜日 8時15分～17時00分  
 ※電話応答が困難な方に限りFAX受付 (0467-86-6833)

### 1 申し込み



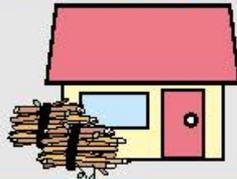
■剪定枝の大きさや束数を確認し、電話で申し込み。

**0467-57-1166**

■剪定枝の収集日・排出場所を確認する。

※収集日は原則として受付日の次の水曜日となります。  
 ※効率的な収集のため、一定量の剪定枝がたまってからのお申込みいただくようご協力をお願いします。

### 2 持ち出し



■指定された日・場所に、当日の朝8時30分までに出す。

※排出場所は、ご自宅の敷地内の道路に面した「見えやすい・分かりやすい」場所等としてください。

### 3 収集日当日



■指定された日・場所から剪定枝を収集します。

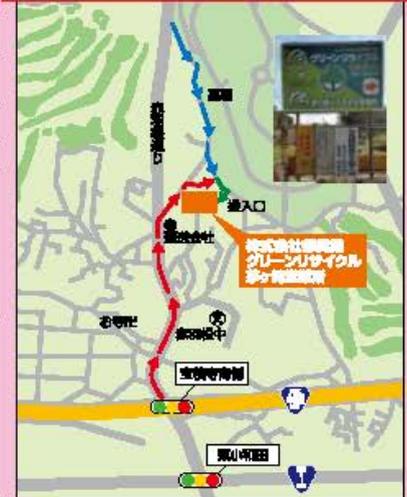
※雨天でも収集します。来立ちはいりません。

**収集完了**

## 直接持ち込み (無料)

住所では正しい位置情報が表示されない場合があります。カーナビは利用せず、地図を参照してお願いします。

持込場所	株式会社グリーンリサイクル 茅ヶ崎営業所 (茅ヶ崎市東宮前3895)
持込日時	月曜日から土曜日9時00分～12時00分 / 13時00分～16時00分 <small>※GW・お盆・年末年始の持込込みは、事前に市HPまたは資源循環課(0467-81-7178)へご連絡ください。</small>
持込可能品目	枝・幹・切り株・草・落ち葉・竹・つる・シュロ・ソテツ
持込不可品目	樹木以外の木(木材・木製品)・除草剤や防虫剤を散布したもの
持込方法	■事前に進入届出書のご記入をお願いします。(市HP・市窓口・小出支所にあります) ① 車ごと車両計量器に乗り、計量(車からは降りない) ② 進入届出書と免許証(身分証明書)を受付に提示 ③ 警備に促し、荷下ろし ④ ①と同じ受付で車ごと再度計量(車からは降りない) ⑤ 車から降りて仮裏にサイン
注意事項	■長さ・太さ・重量に制限はありません(束ねる必要はありません)。 ■氏名・住所の確認のため、免許証等の身分証明書が必要です。 ■剪定枝をしぼっていた袋や紐などはお持ち帰りいただきます。(不使用推奨) ■土・石・針金などは混ぜないでください。 ■草や根は土が落ちなくなるまでしっかり取り除いてください。 ■持込者の住所と剪定枝の発生場所が異なる場合は、発生場所住所が記載された証明書類の提示が必要です。



# 大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ

# 収集を依頼 (有料)

## 大型ごみ



■1辺の長さが50cmを超え、2m以下のもの  
※大人2人で持ち運びできるものに限りです。

収入証紙 1点につき1枚 (700円)

## 特定大型ごみ

ソファー ドレッサー 本 棚  
テーブル タンス チェスト  
机 鏡 台 こたつ  
食器棚 (サイドボード) クローゼット  
ベッド (マットレス除く) 脚付きマットレス

■指定品目で1辺の長さが1mを超え、2m以下のもの  
※大人2人で持ち運びできるものに限りです。

収入証紙 1点につき2枚 (1,400円)

## 特定粗大ごみ

ガス調理機 器 灯油・ガスを燃料とする暖房機器

金属製チェーン 鉄アレイ

その他これに類するもの

■収集運搬時に危険性があるもの

収入証紙 1点につき1枚 (700円)

## 収集の依頼方法

0467-57-1166

※受付時間 月曜～金曜 8時15分～17時00分  
※電話応答が困難な方に限りFAX受付 (0467-86-6833)

### 1 申し込み



■大型ごみ等の種類を確認し、電話で申し込む。

0467-57-1166

■大型ごみ等の収集日・排出場所・証紙の枚数を確認する。

※あらかじめ高さ・幅・奥行を測ってください。  
※1回の予約で5点まで申込できます。  
5点を超える場合は1度目の収集が終わってから再度ご予約ください。  
※収集日は申込受付日からおよそ3日～7日後となります。

### 2 証紙の購入



■茅ヶ崎市収入証紙販売所にて証紙を購入する。

※申込の後に証紙を購入してください。  
※購入した証紙の返品はできません。



### 3 収集日当日

■証紙にお名前を記入し、大型ごみ等の見やすいところに貼り、指定された日・場所に、当日の朝8時30分までに出す。



■指定された日・場所から大型ごみ等を収集します。

※雨天でも収集します。  
※立ち会いは必要ありません。  
※証紙の貼っていない大型ごみや申込した大型ごみ以外は収集できません。  
※指定の場所以外に出されたものは収集できません。

収集完了

## 指定袋・収入証紙販売所

茅ヶ崎市指定

茅ヶ崎市指定収集袋販売所

茅ヶ崎市指定

茅ヶ崎市収入証紙販売所

- 販売所にはそれぞれ左のステッカーを掲示しています。
- 燃やせるごみ・燃やせないごみを出すときに使う「指定袋」と大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみの予約制収集時に貼る「証紙」は、市が指定した販売所でご購入ください。
- 「指定袋」と「証紙」は返品・交換することはできません。あらかじめ必要枚数をご確認の上、ご購入ください。
- 一部店舗にてバラ売りを実施しています。

(担当) 資源循環課0467-81-7178

最新情報は市ホームページからご確認ください。



販売所一覧はこちら

# 市が収集処理できないもの

# 自己処理してください

## 特定家庭用機器

※家電リサイクル法による  
リサイクル対象品目

### 対象品目



### 回収までの流れ

購入先がわかる	廃棄のみの場合	製品を購入した販売店に依頼してください
	買い替える場合	新しい製品を購入する販売店に依頼してください
購入先がわからない	自己搬入できない場合	家電小売業者または一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集・運搬を依頼してください 
	自己搬入できる場合	郵便局でリサイクル料金を振り込んでください ※リサイクル料金返信用にリサイクル券が付いています。 リサイクル券と廃家電製品を、メーカーの指定回収場所へ持ち込んでください

**【指定回収場所 (各メーカー共通)】**  
株式会社サトウ リサイクル部門 0467-84-6785  
西濃運輸株式会社 茅ヶ崎指定51取場所 0467-87-1306  
※年末年始・土日祝祭日は営業していません。  
必ず事前にご確認ください

指定回収場所 詳しくはこちら

エアコン	990円～
テレビ	
ブラウン管	1,320円～
液晶・プラズマ式	1,870円～
冷蔵庫・冷凍庫	3,740円～
洗濯機・衣類乾燥機	2,530円～

※メーカーやサイズによって料金は変わります。  
例は2023年12月31日現在の目安です。

**お問い合わせ先**  
一般社団法人  
家電製品協会  
家電リサイクル券  
センター  
0120-319-840

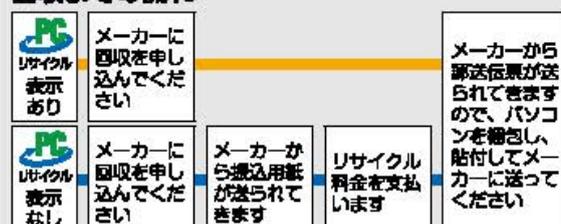
## パソコン

※資源有効利用促進法による  
リサイクル対象品目

### 対象品目



### 回収までの流れ



■自作のパソコンやメーカーが分からないパソコンのリサイクル方法については、パソコン3R推進協会にお問い合わせください。

**お問い合わせ先**  
一般社団法人  
パソコン3R推進協会  
03-5282-7885

**周辺機器の出し方**  
※プリンターやスキャナーなどのPC周辺機器は対象外です。  
50cmを超えるものは「大型ごみ」  
50cm以下は「資源物ごみ」  
小さいものは「使用済小型家電」として  
できる限り回収ボックスに



### その他の回収方法

リネットジャパンリサイクル(株)を利用した回収	P15「宅配便による小型家電回収サービス」を参照
使用済小型家電回収ボックスを利用した回収	P15「使用済小型家電」を参照



# 市が収集処理できないもの

# 自己処理してください

## 危険物・処理困難物

※各自で販売店や専門業者に収集処理を依頼してください。  
(有料)

### 対象品目



## 消火器 (スプレー式消火器除く)

### 市内の持ち込み先

株式会社養生生活  
(TEL1162)  
**0467-58-5761**



受付時間 9時00分～11時30分  
13時00分～17時00分  
※月曜～金曜 (祝日除く)

### お問い合わせ先

消火器リサイクル  
推進センター  
**03-5829-6773**



## 産業廃棄物

※各自で産業廃棄物処理業者に収集処理を依頼してください。(有料)

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、廃棄物処理法で定義された20種類の廃棄物のことです。

※産業廃棄物には量に関する規定がないため、排出量が少量であったとしても産業廃棄物として認定されます。事業規模の大小にかかわらず、事業者が自ら適正に処理しなくてはなりません。

※詳細は27ページへ

## バイク

バイクメーカー等が実施している「二輪車リサイクルシステム」で処分してください。  
処分費用は車両本体価格に含まれています。(廃棄時無料)



### お問い合わせ先

二輪車リサイクル  
コールセンター  
**050-3000-0727**



## 充電式電池・ボタン電池

### 充電式電池

対象となる品目

リチウムイオン電池  
モバイルバッテリー  
ニカド電池  
ニッケル水素電池  
など

持ち込み先

電器店・スーパー・家電量販店などの  
充電式電池リサイクルボックスへ

### お問い合わせ先

一般社団法人JBRC  
**03-6403-5673**



### ボタン電池

対象となる品目

アルカリボタン電池  
酸化銀電池(ボタン)  
空気(亜鉛)電池  
(ボタン)

持ち込み先

電器店・時計店・カメラ店・家電量販  
店などの電池回収缶へ

### お問い合わせ先

ボタン電池  
回収缶センター  
**0120-266-205**



# ごみ分別辞典 「ごみサク」



ごみサクはこちら



ごみと資源物の分け方・出し方が簡単に検索できます。分別に迷ったら「ごみサク」で検索してみてください。  
※市HPからも確認できます。

# 「ごみサク」は ここがすごい

- 調べたい品目名やキーワードを入力するだけで分別方法がサクサク!
- スマートフォン・タブレット対応
- AIによる会話形式でごみの捨て方を案内するチャット機能搭載!
- すべての機能が無料で利用可能!  
(通信料自己負担)

※30cm×15cmの取扱ボックス投入口に入り、奥行30cm程度の大きさで、電気・電池で動くものは使用済小家電対象品目 (P15参照)

## 燃やせるごみ・燃やせないごみで40kgの指定袋に入りきらない場合 (P6・P7参照)

### 「大きい物」

(品目の外周に袋を巻ききれないもの)  
出し方: 1点に対し40kg相当分の指定袋を「2の表記」が見えるように貼り付ける。

### 「長尺物」

(品目の外周に袋を巻ききれないもの)  
出し方: 品目の外周に巻ききれないサイズ(58~40kg)の指定袋を巻ききる(結びきる)。異なる品目をひとまとめに巻くことは可能。例となる品目に、下表で「●」マークを付してあります。「●」を付した品目であっても、指定袋に入りきらない大きさ(折ったり割ったりすること不可)のものは、指定袋に入れて出すことができます。

# ごみと資源物の出し方ガイド (50音順)

	品目名	分別区分	注重点		
あ	アイロン※	燃やせないごみ			
	アイロン台(家庭用)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」		
	アコーディオンカーテン	大型ごみ	長さ2m以下のものに限る2枚まで1点		
	油(食用)	廃食用油	植物油のみ「廃食用油」、固めずにスグーキャップ式ペットボトルに入れて出してください 動物性油は固めて「燃やせるごみ」		
	油(食用以外)	処理困難物	市が収集処理できないもの		
	両戸	大型ごみ	2枚まで1点		
	両履	燃やせないごみ ●	140cmを超えるものは「大型ごみ」(4mまで可)		
	網戸	大型ごみ	3枚まで1点、50cm以下は「燃やせないごみ」、網だけの場合は「燃やせるごみ」		
	アルム	燃やせるごみ	金属がついているものは「燃やせないごみ」		
	アルミサッシ	大型ごみ	枠のみは3枚まで1点、ガラス付きは1枚で1点		
い	アンテナ	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」		
	アンブ※	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」		
	石	処理困難物	市が収集処理できないもの		
	衣装ケース(1段のもの)	燃やせないごみ	大きさにかかわらず「燃やせないごみ」、2段以上のものや鉄板型などで50cmを超えるものは「大型ごみ」		
	犬小屋	大型ごみ	解体し洗う、50cm以下は「燃やせないごみ」		
	衣類乾燥機	家電リサイクル	家電リサイクル法対象品目		
	インクカートリッジ	燃やせるごみ	リサイクルできるものは市役所又は販売店等の回収箱へ		
	飲料用紙パック ●	古紙類	洗って切り開き、乾かしてから透明・半透明の袋に入れる キャップは「プラスチック製容器包装」へ注ぎ口は取り除き「燃やせるごみ」へ		
	う	ウィンドサーフィン	大型ごみ	ボードで1点、マスト・セール・ブームで各1点、ボード・マストは長さ2m以下のものに限る	
		え	種木鉢(鉢のみ)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ウェットスーツ			燃やせるごみ		
ウッドカーベット			大型ごみ	長さ2m以下のものに限る 50cm以下は「燃やせないごみ」	
ウッドデッキ			大型ごみ	2m以下のものに限る、解体する	
エアコン			家電リサイクル	家電リサイクル法対象品目	
枝・幹・切り株・竹			剪定枝		長さ1m以下で、太さ1cmを超え20cm以下のもの(葉の部分は30cm以下) *輸送業者への持ち込みの場合は、長さ、太さに制限なし
			燃やせるごみ		長さ1m以下で、太さ1cm以下のもの、1~3袋または束にする(束ねる際は30cm以下)
			大型ごみ		長さ1mを超え2m以下で、太さ20cm以下のもの(3本まで1点)
			処理困難物		長さ2mを超えるものまたは太さ20cmを超えるもの
園芸用ボール	「支柱」欄を参照				
お	オイルヒーター	特定粗大ごみ			
	オーディオラック	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」		
	オープントスター	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」		
	オープンレンジ	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」		
	おもちゃ※	燃やせないごみ	電動の場合、電池は取り外す、50cmを超えるものは「大型ごみ」		
	おろし金(金属製)	金属類	「金属類」指定8品目		
	湯水器	処理困難物	市が収集処理できないもの		
	湯水洗浄便座	燃やせないごみ	洗ってから袋に入れる、ふたも同様の扱い、50cmを超えるものは「大型ごみ」		
	か	カーテン	衣類・布類	金具は「燃やせないごみ」	
		カーテンレール	大型ごみ	3本まで1点(4mまで可) ダブルタイプも同様の扱い	
燃やせないごみ ●			140cm以下のものに限る		
鏡		燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」		
鏡	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」、木製でも金属製でも同様の扱い3枚まで1点			

※30cm×15cmの回収ボックス投入口に入り、奥行き30cm程度の大きさで、電気・電池で動くものは使用済小型家電対象品目（P15参照）

か  
き  
く  
け  
こ  
さ  
し

品目名	分別区分	注意点
角材	「木材」欄を参照	
傘	燃やせないごみ(巻)	
加湿器 ※	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ガス式暖房器具	特定粗大ごみ	電池は取り外す
ガステーブル(ガスレンジ)	特定粗大ごみ	電池は取り外す
ガス容器	処理困難物	市が収集処理できないもの
カセットコンロ	特定粗大ごみ	カセットボンベ・電池は取り外す
カセットテープ	燃やせるごみ	ケースを含む
カセットデッキ ※	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
カセットボンベ (カセットコンロ用・ キャンプ用)	かん	中身を使い切り、火の気のない 風通しの良いところで穴をあ け、ガス抜きをする
かっぱ(雨具)	燃やせるごみ	
かばん	衣類・布類	壊れたものは「燃やせるごみ」
花びん	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
壁紙	燃やせるごみ	
紙箱・紙袋	古紙類	束ねて、ひもで十文字にしはる
カラーコーン	燃やせないごみ	1mを超えるものは「大型ごみ」
カラーボックス	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
ガラス	燃やせないごみ	紙などで包み、袋に「注意」と貼り 紙などをする 50cmを超えるものは「大型ごみ」、 3枚までで1点
カレンダー	古紙類	金属部分は「燃やせないごみ」
革製ジャンパー	衣類・布類	汚れたものは「燃やせるごみ」
瓦	処理困難物	市が収集処理できないもの
缶(一斗かん)	燃やせないごみ	中を空にし、ふたをとる
缶(飲料用)	かん	中を空にし、すすぐ(きれいにする)
缶(エンジンオイル)	燃やせないごみ	中を空にする
缶(お菓子)	かん	中を空にし、すすぐ(きれいにする)
木	「枝幹」、「切り株」、 「木材」欄を参照	
キーボード(楽器)	大型ごみ	台も含む。50cm以下は「燃やせないごみ」
ギター(エレキも含む)	燃やせないごみ	大きさがかわらぬ「燃やせないごみ」
ギターケース	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
キックボード	燃やせないごみ(巻)	50cmを超えるものは「大型ごみ」、電動 式の場合、バッテリーは「処理困難物」、 エンジン式は「処理困難物」
脚立	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
キャンパス	大型ごみ	3枚までで1点、50cm以下は 「燃やせないごみ」
鏡台	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、 1m以下は「大型ごみ」
切り株	剪定枝	長さ1m以下で、太さ20cm以下の もの(束ねる際は1束35cm以下) *樹皮剥ぎの持ち込みの場合は 長さ、太さに制限なし
	大型ごみ	長さ1mを超え2m以下で、太さ 20cm以下のもの(3本まで1点)
	処理困難物	長さ2mを超えるものまたは 太さ20cmを超えるもの
金庫(耐火)	処理困難物	市が収集処理できないもの
金庫(手提げ)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
空気清浄機 ※	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
クーラーボックス	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
草刈機	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、 エンジン式は「処理困難物」
くつ	衣類・布類	長ぐつ安全ぐつは「燃やせるごみ」、スキー ぐつスケートぐつは「燃やせないごみ」
車椅子(手動式)	大型ごみ	

品目名	分別区分	注意点
車椅子(電動式)	処理困難物	市が収集処理できないもの
車の部品	処理困難物	市が収集処理できないもの
くわ	燃やせないごみ(巻)	140cmを超えるものは「大型ごみ」
蛍光灯	燃やせないごみ	長さ140cm以下のものに限る(P7参照)
	大型ごみ	長さ140cmを超えるもの、3本まで1点、 袋または購入時の箱などに入れる
珪藻土製品 (マット・コスター等)	燃やせないごみ	アスベストを含まないもの
ゲームソフト	燃やせるごみ	ケースも含む
下駄箱	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
玄関マット(布製)	燃やせるごみ	
建築廃材	処理困難物	市が収集処理できないもの
耕運機	処理困難物	市が収集処理できないもの
コーヒーマーカー ※	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ござ	燃やせるごみ(巻)	1畳以下のものに限る。
こたつ	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、 1m以下は「大型ごみ」
こたつ布団	大型ごみ	3枚までで1点 指定袋に入る物は「燃やせるごみ」
碁盤	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」、厚さ 20cmを超えるものは「処理困難物」
コピー機	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
ごみ資源物集積場所用ネット	燃やせるごみ	
ごみ箱	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
米びつ	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
ゴルフクラブ	燃やせないごみ(巻)	長さにかかわらず「燃やせないごみ」
ゴルフバッグ	燃やせないごみ	大きさがかわらぬ「燃やせないごみ」
ゴルフボール	燃やせるごみ	
コンクリート製品	処理困難物	市が収集処理できないもの
コンポスト	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
サーフボード	大型ごみ	2m以下のものに限る
座椅子	大型ごみ	折りたたんだ状態で50cm以下 は「燃やせないごみ」
在宅医療用廃棄物 (感染性の疑いの 無いもの)	燃やせるごみ	点滴用袋、チューブ、針が露出しない注射器 などで、感染性の疑いの無いものに限る(P6参照) 紙で包み指定袋に入れてしっかり口をしはる
在宅医療用廃棄物 (感染性の疑いの あるもの)	処理困難物	針が露出している注射器などは、市が収集 処理できないもの 販売店(病院や薬局など)にご相談ください
サイドボード	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、 1m以下は「大型ごみ」
財布	燃やせるごみ	
座布団	燃やせるごみ	指定袋に入らないものは「大型 ごみ」3枚までで1点
サマーベッド	燃やせないごみ	折りたたんで1m以下のもの
ざる(金属製)	金属類	「金属類」指定8品目
酸素ボンベ (スキューバダイビング用)	処理困難物	市が収集処理できないもの
三輪車(子ども用)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
シート	衣類・布類	ポアシートも同様の扱い 敷きパッドも同様の扱い
CD・DVD	燃やせるごみ	ケースも含む
支柱(ガーデン用)	燃やせないごみ(巻)	140cmを超えるものは「大型ごみ」
七輪	燃やせないごみ	
自転車	大型ごみ	自転車用バッテリーは取り外 す、バッテリーは「処理困難物」
竹刀	燃やせないごみ(巻)	大きさがかわらぬ「燃やせないごみ」

※30cm×15cmの回収ボックス投入口に入り、奥行き30cm程度の大きさで、電気・電池で動くものは使用済み小型家電対象品目（P15参照）

し  
ず  
せ  
そ  
た  
す

品目名	分別区分	注重点
芝刈機	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、エンジン式は「処理困難物」
ジャッキ	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
じゅうたん	大型ごみ	
	燃やせるごみ	1畳以下のものに限る
シュレッダー	燃やせないごみ	50cm以上は「大型ごみ」
シュレッダーで 切断した紙	古紙類	透明・半透明の袋に入れる
消火器	処理困難物	消火器リサイクル対象品目。スプレー式消火器はスプレー缶と同様の扱い
将棋盤	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」、厚さ20cmを超えるものは「処理困難物」
焼却炉(家庭用)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
障子	大型ごみ	3枚まで1点
照明器具※	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
除雪機※	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
食器洗い(乾燥)機	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
食器棚	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、1m以下は「大型ごみ」
人工芝	大型ごみ	1畳以下は「燃やせないごみ」
水槽	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
炊飯器	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」、ガス式は「特定大型ごみ」
スーツケース	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
スキー板	大型ごみ	1対で1点、ストックとセットでも可
スキースケートくつ	燃やせないごみ	
スキーのストック	燃やせないごみ	長さにかかわらず「燃やせないごみ」
スケートボード	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
スコップ	燃やせないごみ	140cmを超えるものは「大型ごみ」
すだれ	燃やせるごみ	幅140cmを超え4m以下は「大型ごみ」
ステレオコンボ	大型ごみ	スピーカーは含まない(別の扱い)、50cm以下は「燃やせないごみ」
砂	処理困難物	市が収集処理できないもの
スノーボード	大型ごみ	2m以下のものに限る
すのこ	大型ごみ	3枚までで1点、50cm以下は「燃やせないごみ」
スピーカー※	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」、1対で1点
スプーン(金属製)	金属類	「金属類」指定8品目
スプレーかん	かん	ヘアスプレーカセットボンベ空容器など中身を洗い取り、火の気のない温度の低いところで穴をあけ、ガス抜きをする

品目名	分別区分	注重点
セーター	衣類・布類	汚れたものは「燃やせるごみ」
石油ストーブ	特定粗大ごみ	石油は抜き、電池は外す
石油ファンヒーター	特定粗大ごみ	石油は抜き、電池は外す
セメントのこぼ	燃やせるごみ	
石こうボード(石こう)	処理困難物	市が収集処理できないもの
せともの	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
洗濯機	家電リサイクル	家電リサイクル法対象品目
扇風機(羽根あり)	燃やせないごみ	羽根を含む高さ1mを超えるものは「大型ごみ」
扇風機(羽根なし)	燃やせないごみ	高さ1mを超えるものは「大型ごみ」
洗面台(家庭用)	大型ごみ	自分で取り外したのものに限る
掃除機	燃やせないごみ	ホースを外した状態で本体の長さ50cmを超えるものは「大型ごみ」
掃除機(スティック型)	燃やせないごみ	大きさがかわらぬ「燃やせないごみ」
ソファ	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、マットだけのもの(骨組みが長く1m以下で丸められるものは「大型ごみ」)1m以下は「大型ごみ」
体温計※	燃やせないごみ	ケースもきむ。水銀式は透明・半透明袋で出す
体温計※(VWSメーター)	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
タイヤ(自転車用)	燃やせないごみ	ホイール・車輪付きで50cmを超えるものは「大型ごみ」
タイヤ(自動車用)	処理困難物	市が収集処理できないもの、ホイールも同様の扱い
タイル	処理困難物	市が収集処理できないもの
ダウンジャケット	衣類・布類	汚れたものは「燃やせるごみ」
タオルタオルケット	衣類・布類	汚れたものは「燃やせるごみ」
高枝バサミ	燃やせないごみ	140cmを超えるものは「大型ごみ」
竹筒	燃やせないごみ	「140cmを超えるものは「大型ごみ」、1対で1点
畳	処理困難物	市が収集処理できないもの
畳(マットタイプ)	大型ごみ	3枚までで1点、畳芯が発泡スチロール等のものに限る、50cm以下は「燃やせないごみ」
タッパー	燃やせないごみ	
たらい	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
タンス	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、1m以下は「大型ごみ」
ダンベル	特定粗大ごみ	棒と重り2枚までで1点、追加の重りは2枚までで1点

## ヨコハマ家具移動.com

お電話一本で即日対応/  
**0467-67-7461**



- 【家具移動】搬送・解体/お引越し/家具組み立て/吊上げ・用下げ/設置調整
- 【家具修理】破損物処分/取外し/修理/塗装/補修/ニス塗り
- 【家具買取】冷蔵庫/洗濯機/エアコン/洗濯機/乾燥機/掃除機/掃除機/掃除機

【横浜支店】【湘南支店】  
受付時間 8:00 ~ 20:00 (年中無休)  
<https://yokohamafurniture.com/>  
現金・クレジットカードで  
お支払いできます。



当日予約 OK 見積り無料 関東全域対応

## 剪定枝(枝葉・草等)を受入れリサイクル

受入品目：枝葉・幹・草・湿草物・竹



株式会社 都 実 業 グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所  
TEL 0467-55-2490 FAX 0467-55-2491 担当 佐野  
〒253-0001 茅ヶ崎市赤塚町3896番地 営業時間:AM7:00~PM6:00 日曜日休業  
※ 253市民の方の回収対象品目は千原7号~9号及びクワ10号程度 大型廃棄するため 可能な限り早めて下さい。

※30cm×15cmの回収ボックス投入口に入り、奥行き30cm程度の大きさで、電気・電池で動くものは使用済小型家電対象品目（P15参照）

品目名	分別区分	注意点
ち	チェーン(金属製)	特定粗大ごみ
	チェーン(ゴム・プラスチック製)	燃やせないごみ
	チャイルドシート	大型ごみ
つ	機	特定大型ごみ
	漬物石	処理困難物
	土	処理困難物
	突っ張り棒	燃やせないごみ
	釣り竿	燃やせないごみ
て	テーブル	特定大型ごみ
	テーブルナイフ	燃やせないごみ
	DVDプレーヤー ※	燃やせないごみ
	鉄アレイ	特定粗大ごみ
	鉄板	燃やせないごみ
	テニスボール	燃やせるごみ
	テニスラケット	燃やせないごみ
	テレビ	家電リサイクル
	テレビ台	大型ごみ
	電気スタンド	燃やせないごみ
	電気ストーブ	大型ごみ
	電気毛布	燃やせるごみ
	電球	燃やせないごみ
	電子オルガン	大型ごみ
	電子ピアノ	大型ごみ
	電子レンジ	燃やせないごみ
	天体望遠鏡	大型ごみ
	電池(乾電池)	燃やせないごみ
	電池(充電式電池)	電池リサイクル
	電池(ボタン電池)	電池リサイクル
	テント	大型ごみ
	電動のこぎり	大型ごみ

品目名	分別区分	注意点
と	陶磁器	燃やせないごみ
	藤製のかご	燃やせないごみ
	時計 ※	燃やせないごみ
	戸棚	大型ごみ
	トタン	大型ごみ
	土なべ	燃やせないごみ
	ドライヤー ※	燃やせないごみ
	ドラム(楽器)	大型ごみ
	ドラム缶	大型ごみ
	ドレッサー	特定大型ごみ
な	長くつ	燃やせるごみ
	流し台	大型ごみ
	なべ	金属類
	生ごみ処理機(電動式)	大型ごみ
に	人形	燃やせないごみ
	人形ケース	燃やせないごみ
ぬ	ぬいぐるみ	衣類・布類
ね	寝袋	燃やせるごみ
の	農薬	処理困難物
	のこぎり	燃やせないごみ
は	パーベキューコンロ	燃やせないごみ
	パーベール	特定粗大ごみ
	バイクの部品	処理困難物
	パイプ椅子(折りたたみ式)	燃やせないごみ
	パイプハンガー	大型ごみ
	剥製	燃やせるごみ
	パケツ	燃やせないごみ
	はしご	大型ごみ
	パソコン ※	PCリサイクル
	パソコンデスク(ラック)	特定大型ごみ
	発煙筒	燃やせるごみ

ち  
つ  
て  
と  
な  
ぬ  
の  
は

古美術 美のたけ

誠実査定 真心買取  
**買取致します**  
捨てる前にお電話を!

骨董・茶道具・掛け軸・古美術・帯留め・着物  
中国骨董・洋酒・銀瓶・中国切手・高級オーディオ  
北政雑貨や家具・珊瑚・ガラス製品・その他

—協会認定遺品整理士在籍—

24時間対応  
古美術 美のたけ 出張・見積無料 秘密厳守  
美のたけ 電話 0120-940-330

**HATTORI**  
A waste disposal company. Hattori Shuten Corporation.

株式会社服部商店  
0120-37-5383

お気軽にご相談ください。 **見積無料**

ご家庭の不要品のご相談  
処理困難物のご相談  
生前・遺品整理のご相談  
古紙・機密書類のご相談  
家電リサイクル券・取扱店

フリーダイヤル  
0120-87-6388  
0466-82-7226

無料のメールでお申し込みいただけます。

※30cm×15cmの取扱ボックス投入口に入り、奥行き30cm程度の大きさで、電氣・電線等で動くものは使用済み小型家電製品目 (P15参照)

品目名	分別区分	注意点
バッテリー	処理困難物	市が収集処理できないもの
発電機	処理困難物	市が収集処理できないもの
バット(運動用具)	燃やせないごみ	長さにかかわらず「燃やせないごみ」
発泡スチロール	プラ製容器包装	プラマークがあれば「燃やせるごみ」
花火	燃やせるごみ	水に濡らしてから出す
パネルヒーター	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
刃物	燃やせないごみ	紙などで包み、袋に「注意」と貼り紙をしてください
ハンガー	燃やせないごみ	プラマークがあるものは「プラ製容器包装」
ひ ピースクッション	大型ごみ	指定袋に入るものは「燃やせるごみ」
ピアノ	処理困難物	市が収集処理できないもの
ビーチパラソル	燃やせないごみ	140cmを超えるものは「大型ごみ」
ビート板	燃やせるごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ビデオテープ	燃やせるごみ	ケースも含む
ビデオデッキ ※	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ひな壇	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
ひな人形	大型ごみ	セットで1点、50cm以下は「燃やせないごみ」
びん(医薬品用・化粧品用)	びん	中を空にする。乳白色のものは「燃やせないごみ」
びん(飲食料用)	びん	中を空にする
ひ ファックス機 ※	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
フェンス	大型ごみ	解体する。2m以下で1点、自分で取り外したものに限り
フォーク	燃やせないごみ	紙などで包み指定袋に「注意」と貼り紙をしてください。
ふすま	大型ごみ	3枚までで1点、板でできたふすまは1枚で1点
仏壇	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
布団	大型ごみ	3枚までで1点、スプリング無しで折りたためるマットレスも同様の扱い、指定袋に入るものは「燃やせるごみ」
布団乾燥機	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
布団袋	衣類・布類	ビニール製は「燃やせるごみ」
フライパン	金属類	「金属類」指定8品目
フラインド	大型ごみ	4mまで可
ファンター(方スチック製)	燃やせないごみ	幅140cm以下に限る
プリンター ※	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
フロッピーディスク	燃やせるごみ	ケースも含む
風呂のふた	燃やせないごみ	セットで1点

品目名	分別区分	注意点
へ ベッド(電動式)	処理困難物	市が収集処理できないもの
ベッド(二段式)	特定大型ごみ	上下あわせて1点、解体する。1m以下は「大型ごみ」 マットレスは別扱い
ベッド(パイプ式を含む)	特定大型ごみ	解体する。1m以下は「大型ごみ」 マットレスは別扱い
ベットのトイレ用砂	燃やせるごみ	袋は中身が出ないようしっかりと縛る
ベッドパッド	大型ごみ	3枚までで1点、指定袋に入るものは「燃やせるごみ」
ペットボトル	ペットボトル	ペット1の表示があるもの、飲料・酒類・醤油・みりん等飲食用のものに限り
ベビーカー	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
ベビーバス	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
ベルト	衣類・布類	壊れたものは「燃やせるごみ」
ベンキ	処理困難物	市が収集処理できないもの
便座	燃やせないごみ	洗ってから出す。ふたも同様の扱い、50cmを超えるものは「大型ごみ」
ほ ほうき	燃やせないごみ	140cmを超えるものは「大型ごみ」
帽子	衣類・布類	汚れたものは「燃やせるごみ」
包丁	燃やせないごみ	紙などで包み指定袋に「注意」と貼り紙をしてください。
防犯砂利	燃やせないごみ	ガラス製に限る。「防犯砂利」と張り紙をしてください。ガラス製以外は「処理困難物」
ポウル(金属製)	金属類	「金属類」指定8品目
ポウル(プラスチック製)	燃やせないごみ	
ホース	燃やせるごみ	
ホースリール	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ポータブルトイレ	大型ごみ	洗って袋に入れる。50cm以下は「燃やせないごみ」
木刀	燃やせないごみ	長さにかかわらず「燃やせないごみ」
歩行器	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
ホットカーペット	大型ごみ	カーパーとセットで1点
ホットカーペットカバー	燃やせるごみ	1畳以下のものに限る
ホットカーペット	大型ごみ	キルティング生地で薄いものは布団と同様の扱い、1畳以下は「燃やせるごみ」
ホットプレート ※	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ポディーボード	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
ポリタンク	燃やせないごみ	中は空にする。50cmを超えるものは「大型ごみ」
ポリバケツ	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」

は  
ひ  
ふ  
へ  
ほ

・ 廃棄物処理のご相談は ・

信用のある茅ヶ崎市資源分別回収協同組合の加盟店である下記商店までお気軽にご相談下さい。

(物) 坂本商会 0467-82-1384

(物) 山崎商工美化協 0467-52-5520

(物) 鈴木商店 0467-73-8201

(物) 平本商会 0467-53-1764

ガラス避け対策 折り畳み式ゴミ収容具(ネットボックス)



株式会社 湘南総合物流

https://www.karasuikikei.co.jp

〒252-0824 神奈川県藤沢市打戻 689-7 TEL0466-49-3021 FAX0466-49-3091

※30cm×15cmの回収ボックス投入口に入り、奥行き30cm程度の大きさで、電気・電池で動くものは使用済小型家電対象品目（P15参照）

品目名	分別区分	注意点
本棚・本箱	特定大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」、1m以下は「大型ごみ」
ま 枕	燃やせるごみ	指定袋に入らないものは「大型ごみ」3個までで1点、磁気入りのもも同様の扱い
枕木	木材欄を参照	
マッサージ椅子	大型ごみ	
マットレス（スプリング入り）	大型ごみ	幅140cm以下のものに限る、幅140cmを超えるものは「処理困難物」
マットレス（スプリング無し）	大型ごみ	折りたためるものは布団と同様の扱い 3枚までで1点
まな板	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
丸太	木材欄を参照	
み 幹	枝・幹欄を参照	
ミシン	燃やせないごみ	針は取り外す、50cmを超えるものは「大型ごみ」
ミニコンボ ※	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
も 毛布	衣類・布類	汚れたものは「燃やせるごみ」
モーター（単体）	処理困難物	工業用・農業用などのもの
木材（角材、枕木、丸太など）	燃やせるごみ 巻	長さ50cm以下、太さ10cm以下のもの
	燃やせないごみ 巻	長さ50cm以下、太さ10cmを超え20cm以下のもの
	大型ごみ	長さ50cmを超え2m以下、太さ20cm以下のもの（3本までで1点）
	処理困難物	長さ2mを超えるものまたは太さ20cmを超えるもの
餅つき機	大型ごみ	50cm以下は「燃やせないごみ」
物置	大型ごみ	2m以下のもので解体する
物干し竿	大型ごみ	3本までで1点（4mまで可）
	燃やせないごみ 巻	長さ140cm以下に限る
物干し台	大型ごみ	1対で1点、コンクリート台は「処理困難物」
門扉	大型ごみ	1対で1点、2m以下のものに限る
や やかん	金属類	「金属類」指定8品目
焼き網	金属類	「金属類」指定8品目
薬品	処理困難物	市が収集処理できないもの
ゆ 湯沸かし器	特定粗大ごみ	電池は外す
よ 浴槽	大型ごみ	自分で取り外したのものに限る
よしず	燃やせるごみ 巻	幅140cmを超え4m以下は「大型ごみ」

品目名	分別区分	注意点
ら ライター	燃やせるごみ	中身（液体ガス等）は空にする
ラジオ・ラジオカセ ※	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
ラティス	大型ごみ	3枚までで1点、50cm以下は「燃やせないごみ」
ランドセル	燃やせないごみ	
り リヤカー	大型ごみ	解体する
リュックサック	衣類・布類	壊れたものは「燃やせるごみ」
れ 冷温庫	家電リサイクル	家電リサイクル法対象品目
冷蔵庫	家電リサイクル	家電リサイクル法対象品目
冷凍庫	家電リサイクル	家電リサイクル法対象品目
冷風扇	大型ごみ	1m以下は「燃やせないごみ」
レコード	燃やせるごみ	ケースも含む
レンガ	処理困難物	市が収集処理できないもの
ろ ロールスクリーン	大型ごみ	4mまで可
	燃やせないごみ 巻	幅140cm以下に限る
ロッカー	大型ごみ	
わ ワープロ ※	燃やせないごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」、テレビ型は貼り紙などで「ワープロ」と表示する
ワインクーラー	家電リサイクル	家電リサイクル法対象品目

## ごみ分別辞典「ごみサク」

ごみと資源物の分け方・出し方が簡単に検索できます。分別に迷ったら「ごみサク」で検索してみてください。※市HPからも確認できます。

### 「ごみサク」はここがすごい

- 調べたい品目名やキーワードを入力するだけで分別方法がサクサク
- スマートフォン・タブレット対応
- AIによる会話形式でごみの捨て方を案内するチャット機能搭載!
- すべての機能が無料で利用可能！（通信料自己負担）

このリストに掲載されていない品目は「ごみサク」で検索ぞよ



ごみサクはこちら

ほまみもやゆらりれるわ

「ありがとう。」と「また逢おうね。」の真心を込めて。

旅立ちのお手伝いを致します。

## 白峯寺 動物愛護の会

☎0120-05-5940

☎0467-53-2241

茅ヶ崎市下寺尾1551（愛ペット葬儀）

<http://www.doubutsu-aigonokai.com>



## 茶道具 買います 清潔め 贈り物 贈り物

### 捨てる前にお電話下さい

小ダンス	日本画	アクセサリー	象牙
掛け軸	洋画	時計	銀瓶
飾り棚	作家物	引出物	鉄瓶

## 骨董さくらい

茅ヶ崎市浜須賀7-1

☎090-2451-7338

- 出張無料 ● 秘密厳守
- お見積り承ります
- 誠実買入れ
- 夜間引取り承ります（時間による要相談）

## 茅ヶ崎市からのお願い・お知らせ

### 集積場所について

- 集積場所は各自治会で決められています。
  - 他の自治会の集積場所には出さないでください。
  - 集積場所は地域の皆様で清潔に利用してください。
- 集積場所には「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「資源物」の3種類があります。
  - カレンダーで決められた日に、決められた集積場所にごみや資源物を出してください。
  - 3種類の品目を兼用している集積場所もあります。
- 集積場所にごみや資源物を出すときは**静か**に出してください。
  - 早朝にごみや資源物を出す場合は、近隣のご迷惑とならないよう静かに出してください。
  - ※特に「びん・かん・ペットボトル」

### 不適正排出シールについて

- 次のような場合は**啓発シールを貼付し、収集はせず、集積場所に残します。**
  - 収集日を間違えてごみや資源物が出された場合
  - 指定袋を使用せず出された場合（対象ごみの場合）
  - 分別が守られていない場合
  - 市が収集・処理できないものが出された場合

啓発シールが貼られたごみや資源物は正しく分別し、正しい収集日に出しなおしてください。



### 地域清掃（ボランティア）のごみについて

- 地域清掃（ボランティア）のごみは次のような場合に発生するごみのことです。
  - 個人や団体による公共的な場所（集積場所や道路など）の清掃活動で生じたごみ
  - 自治会やそれに準ずる団体による清掃活動で生じたごみ
- 地域清掃（ボランティア）のごみは**透明・半透明の袋**で出せますが、**できる限り分別してください。**

透明・半透明の袋に入れて「ボランティアごみ」と大きな字で直接袋に書くか、貼り紙で表示し、それぞれの品目の収集日に出してください。  
自治会等の団体が出す場合は自治会の名称も表示してください。



### 最近の変更点について

- マイクロビーズクッションについて
  - 指定袋に入らないものは解体せず「大型ごみ」へ
  - 指定袋に入るものは「マイクロビーズ」と表記した紙を指定袋に貼り、「燃やせるごみ」へ
  - ※袋が破れ、中身が飛散しないよう、**二重（外袋は指定袋）**にご協力ください。



- 布団・こたつ布団・ベッドマット
  - 指定袋に入るものに限り「燃やせるごみ」
  - 指定袋に入らないものは「大型ごみ」（3枚まで1点として）



### 荒天時の資源物の収集について

■台風・強風・降雪などの悪天候により、収集やコンテナ・ネットの配付を中止または時間帯を変更することがあります。

#### 【コンテナ・ネット設置の配付を中止または配付時間帯を変更する場合】

- ① 収集日前日の午前10時過ぎに対応を決定し、市HP上で公表します。
- ② 収集予定地区の各自治会に対し、電話による周知を行います。

#### コンテナやネット設置が配布されていない場合の出し方（びん・かん・ペットボトル）

- ※資源物に分別し、透明・半透明の袋に入れてください。
- ※集積場所では湯をしないよう、種類別に区分けして出してください。

■収集日当日が荒天の場合は、ごみや資源物をご自宅から集積場所まで持ち出す行為に危険が伴うことがあります。

できる限り、次回の収集日に排出することができればご協力をお願いします。



# 茅ヶ崎市からのお願い・お知らせ

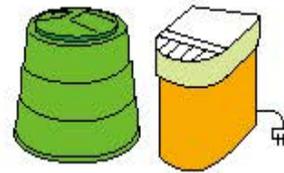
## ごみの有料化について ※茅ヶ崎市は令和4年4月から指定袋を 利用したごみの有料化を実施しています。

- ① 有料化の対象は「燃やせるごみ (P6参照)」と「燃やせないごみ (P7参照)」で、指定袋は両方に使用できます。
- ② 指定袋を使用しないで出されたごみは収集しません。
- ③ **指定袋の満員はできません。**一度に大量に購入することはお控えください。
- ④ 緑色の袋は事業者用です。



家庭用指定袋 (黄色) のサイズ・価格・大きさ				
区分	サイズ	価格 (1枚)	価格 (10枚)	大きさ
燃やせるごみ 燃やせないごみ	5ℓ	10円	100円	29.5cm
	10ℓ	20円	200円	37.0cm
	20ℓ	40円	400円	46.0cm
	40ℓ	80円	800円	57.5cm

## 家庭用生ごみ処理機の購入補助制度



本市では、ごみの減量化・資源化の推進のため、家庭用生ごみ処理機 (手動式・電動式・削減型) の購入費の一部を補助しています。制度の詳細は市HPをご覧ください。  
(担当) 資源循環課 0467-81-7178



## 市内事業者の皆様へ



■商店・飲食店・事務所・その他店舗など、あらゆる事業活動に伴って排出されるごみと資源物は原則として**自己処理**となります。

- 産業廃棄物**
  - ・市では収集・処理することができません。
  - ・地域の集積場所には排出することはできません。
  - ・産業廃棄物処理業者へ収集・処理を委託してください。
- 事業系一般廃棄物**
  - ・家庭ごみの収集に支障がない場合に限り集積場所に排出することができます。
  - ・地域の集積場所に排出する際は、必ず自治会の了承を得てください。

## 資源物の処理及び廃棄に関する法律では 違法行為に罰則が設けられています

違反行為	罰則	対象
産業廃棄物の不法投棄	5年以下の懲役または1千万円(法人においては3億円)以下の罰金若しくはその両方	排出事業者及び違法行為者
マニフェストを不交付・虚偽等	1年以下の懲役または100万円以下の罰金	排出事業者及び処理業者
契約書を作成せず処理	3年以下の懲役または300万円以下の罰金若しくはその両方	排出事業者
無許可業者へ委託処理	6年以下の懲役または1千万円以下の罰金若しくはその両方	※無許可業者については処理業者に罰則
特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	30万円以下の罰金	排出事業者

## 自治会の了承を得て、地域の集積場所にごみや資源物を排出する際のルール

対象品目	「燃やせるごみ」のうち事業系一般廃棄物に該当するもの	「資源物 (古紙類・衣類・布類)」									
排出方法	①市が指定する事業者専用のごみ袋 (緑色の指定袋) を購入する。 ②指定袋には事業者名を記入する。 ③「燃やせるごみ」の日に集積場所に排出してください。 <b>※家庭用のごみ袋 (黄色の指定袋) は使用できません。</b>	①本冊の分け方・出し方を守り、資源物の集積場所に直接排出してください。 <b>※事業内容によっては「産業廃棄物」となりますのでご注意ください。</b>									
指定袋の種類・値段	<table border="1"> <thead> <tr> <th>サイズ</th> <th>20ℓ</th> <th>40ℓ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1枚当たり</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>1セット (10枚)</td> <td>1,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	サイズ	20ℓ	40ℓ	1枚当たり	150円	300円	1セット (10枚)	1,500円	3,000円	集積場所に出せない品目
サイズ	20ℓ	40ℓ									
1枚当たり	150円	300円									
1セット (10枚)	1,500円	3,000円									
一回の排出量	1回の排出につき、排出量の制限があり <b>40ℓまで</b> 排出することができます。 (40ℓ×1枚または20ℓ×2枚) <b>※40ℓを超える分は「一般廃棄物収集運搬許可業者」に委託するか、「事業者」自ら環境事業センターへ搬入してください。(指定袋を使用する必要はありません。)</b>	「燃やせないごみ」 「プラスチック製各種容器類」 「びん・かん・ペットボトル」 「金属類 (指定8品目)」 「資源用油」 「使用済み冷蔵庫」 「指定袋」 「大型ごみ等」									

# ごみと資源物の持ち込みについて

一般家庭から出た引っ越しごみや、臨時に多量に出たごみや資源物を処分する場合は、分別して次の各施設に持ち込むか、一般廃棄物処理業者に収集処理を依頼してください。

## 持ち込みの際の注意事項

- 指定袋を使用する必要はありません。
- 住所確認のできるものを必ず持参してください。
- 分別するとともに、降ろしやすいように積んでください。
- ごみや資源物をご自分で降ろしていただきます。
- 年末年始については、広報紙・ホームページなどでお知らせします。

## 「ごみ」の持ち込み

- 燃やせるごみ
- 特定大型ごみ
- 燃やせないごみ
- 特定粗大ごみ
- 大型ごみ

持込場所 茅ヶ崎市環境事業センター

住所 茅ヶ崎市萩園836

電話 0467-58-4299

持込日時 月曜日～金曜日 9:00～11:45  
13:00～16:30

手数料 一般家庭から排出されるごみ

○車両1台(全長5.2mまで)かつ3t車まで)

○100kg以下は1,400円、100kg超は10kg増えるごとに140円が加算されます。

※計量は10kg単位です。ご自身が計量した数値と異なる場合がありますのでご了承ください。

※収入証紙は使用できません。現金でのご精算となります。

**注意** ごみは必ず排出者自身で持ち込んでください。事情により親族等が持ち込みする場合は、必ず事前にご連絡ください。

## 「剪定枝」の持ち込み

- 枝
- 幹
- 切り株
- 草
- 落ち葉
- 竹
- つる

持込場所 株式会社都実業  
「グリーンリサイクル」茅ヶ崎営業所

住所 茅ヶ崎市赤羽根3895

持込日時 月曜日～土曜日 9:00～12:00  
13:00～16:00

手数料 無料 ※詳細は16ページ参照

## 「資源物」の持ち込み①

上記の寒川広域リサイクルセンターのほか、次の場所へ搬入することもできます。

持込場所 茅ヶ崎市資源分別回収協同組合

住所 茅ヶ崎市今宿829

電話 0467-57-8310

持込日時 月曜日～金曜日 9:00～11:45  
13:00～16:30

第1・第3土曜日 9:00～11:45

手数料 無料

**備考** 寒川広域リサイクルセンターへ資源物を持ち込みするまでの一時保管場所です。

## 「資源物」の持ち込み②

- びん
- 古紙類
- プラスチック製容器包装類
- かん
- 衣類・布類
- 廃食用油
- ペットボトル
- 金属類(指定8品目)

持込場所 寒川広域リサイクルセンター

住所 寒川町宮山2524

電話 0467-74-5547

持込日時 月曜日～土曜日

9:00～11:45

手数料 無料

13:00～16:30



**お願い** GW・お盆・年末年始は、受け入れが混雑する状況が続いています。ご家庭の片付けなどで発生した「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は各地域の定期収集を、「大型ごみ等」は有料の予約制収集を、できる限りご利用ください。

清掃のあらまし

令和6年（2024年）12月発行 80部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 茅ヶ崎市環境部資源循環課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7178（直通）

FAX 0467-57-8388

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>